

経済科学通信

第14号

1976年1月

追悼文

- 見田石介先生の遺訓 福島 利夫 (1)

研究論文

- 公教育費分析基礎理論研究序説 柳ヶ瀬 孝三 (6)

- 資源危機下における日本鉄鋼業の原料炭問題と
今後の動向（下） 戸名直樹 (15)

連載講座

- 『資本論』研究入門5

- 第八章労働日、第二節—— 池上 惇 (37)

- 『帝国主義論』研究入門5

- 第三章 金融資本と金融寡頭制(その1)—— 森岡 孝二 (40)

学会動向

- 経済理論学会第23回大会に参加して 角田修一 (49)

- 日本財政学会第32回大会に参加して 加藤一郎 (58)

- 社会政策学会第51回大会の感想 成瀬龍夫 (58)

読後感

- 中村静治著『技術論論争史、上・下』 重森暁 (61)

活動日誌（大学院発足から3ヶ月）

- 基礎経済科学夜間通信大学院の活動報告 (65)

- 「自治体論ゼミ」の実験 溝手芳計 (67)

- 平和論学科（新設）への参加の呼びかけ (70)

見田石介先生の遺訓

福島利夫

I

わたくしたちの敬愛する見田石介先生が急逝されたのは8月9日深夜のことである。関西勤労協の哲学ゼミの講師の仕事を終えて帰宅されたのち、突然、心筋梗塞に襲われ、不帰の客となられた。享年69歳。来春には古稀をお迎えになるはずであった。まだまだ活躍していただきたかったし、また先生御自身もそのつもりでおられたことだろう。哀惜の念はつのるばかりである。先生は大阪市大を定年で退官されたのちも、さまざまな分野で常に現役の第一線で活躍されていた。あいかわらず忙しい毎日を送っておられたその姿は、老いてますます盛ん、まさに奔馬を思わせるものであった。倒れられる前後の日々もスケジュールはびっしりつまっていたようである。元来の丈夫さが仇になり、先生は御自分の身体を過信され、無理を重ねられたのが悪かったのではないだろうか。まことに残念なことである。

思い返せば先生とわたくしとの出会いは、大阪市大でわたくしが教養の2回生のときであった。経済学方法論の講義の中で先生が次のように言われたことを今でもはっきり覚えている。「経済学を知らずして人生を語ることも、また世界を語ることもできません。」できの悪い学生であったわたくしもさすがにこの言葉を忘れることができず、その翌年には先生のゼミナールの一員となつてしまいである。先生は、その老ヘーゲルを思わせるかのような風貌からすればとっつきにくい印象を

与えがちであるが、すこしでも接してみれば実は非常にやさしい、またあたたかい人柄であることが誰しも感じることができた。同時に、さらに深く接してみれば、自他を問わず、とりわけ学問研究の面では、その求めるところは高く、きびしい姿勢で臨まれたことも多くの人が認めるところである。また先生は皮肉っぽい一面も持ち合わせておられた。ゼミナールの一員のある人が自分の下宿の所在地を問われたのに答えるとき、ついでに「ガラの悪いところらしいです」と付けたした。先生は何気ない調子ですかさず「君のガラはそんなにいいんですか」と言われた。こんなやりとりもあったのである。

II

わたくしたちが先生に学ぶところは多々ある。延々と続く研究会で若いもののほうが音をあげていても、先生のほうはいささかも勢いが減ずる気配がないという、情熱に支えられた気力と体力のすばらしさ。一つの問題に何度も何度もアタックし、じっくり思考をめぐらせる、不屈とも言えるねばり強さ。先生のこれらのすぐれた資質は研究者として身につけなければならないものであるが、いったいこのエネルギーの源泉はどこに求められるのか。先生によればそれは、現代社会にたいする「人間的な怒り」である。この「怒り」を社会科学の研究者の場合に具体化してみれば、はっきりと現代社会のもとで苦しめられ圧迫されている

見田石介先生の遺訓

人々の立場に立つこと、および社会科学の研究の目的を現代社会を変えていく闘争のための理論的武器となる点に認めることである。そして、この現代社会にたいして「人間的な怒り」を持つことが研究者にとってなんら副次的なことではなく、むしろそれなしにはそもそも研究者ではありえないものだと先生は喝破されたのである。^(注1) たしかに社会的実践から遊離した立場、現状の変革を切実には感じない立場からは、真理を徹底的に追究し、科学的な認識を得る必要性は生じないであろうし、また長続きするものでもない。ましてや国民に背を向け、政府や大企業におもねるような立場の人々に、真実追究の期待をかけるわけにはいかないのが昨今の様相である。さて、以上に述べた「人間的な怒り」から、先生のねばり強さや、また若々しさや謙虚な態度が生まれてくるのであろう。先生は、象牙の塔に棲みつき、権威を弄ぶようなこととはおよそ縁がなかった。「人間的な怒り」を現代社会にたいして持つことは、理論と実践とが分離しないための保証である。ひとり経済学にかぎらず、マルクス主義の科学一般はもともとが在野のものなのである。

III

見田先生が研究者として、戦前の唯研（唯物論研究会）に始まり、戦後の民科（民主主義科学者協会）、そして現在の日本科学者会議と一貫として進歩的な科学者運動に携わってこられたことは広く知られている。だが先生の社会的活動はこれにとどまるものではない。

大阪に革新府政が誕生したのは今から5年前のことである。先生はこのとき、止むに止まれぬ現代社会にたいする「人間的な怒り」から、大阪市大の同僚である黒田了一さんの応援をされた。黒田さんの当選が決まった翌日の毎日新聞は「アマチュア・パワー」と題する記事の中で「哲学者が街頭に出た」としてこのことをまっさきに報じて

いる。一部分を抜粋してみよう。「…『学者』と書いたタスキをかけて、なれない手つきで1枚1枚ていねいにビラを手渡すこの人が著名な哲学者だとはだれも気付かなかった。」^(注2) 先生は、この選挙戦が終わってまだあまり日の立たないころ、「哲学のいい勉強になりました」と感想をもらしておられた。

昨年の4月には大阪で再び激しい政治戦が展開され、その結果黒田知事は再選された。見田先生は、革新府政を継続させたい、論理学のためにもせひともこの選挙を勝利させたいと思っておられた。関西の哲学と経済学の若い研究者たちは、唯物論的見地からヘーゲル論理学を研究する場を、先生を囲んで3年前から持っているが、この研究会での席上、先生は、黒田知事にたいして社会党が急に態度を変更して不支持を表明したことに対して強い憤りを示され、こんな筋の通らない話はない、形式論理学が無残に踏みにじられていると言われた。そしてこの選挙戦は論理学の擁護のためにも聞われなければならないとされたのである。^(注3)

先生は地元の富田林の市政にも同じく無関心でいることができず、昨夏に行なわれた市長選挙では、公正な市政をすすめる候補者を送り出す呼びかけ人の1人となられた。ところがこの市長選の投票日の前日に先生は亡くなられたのである。先生の告別式の日に、ちょうどその開票が行なわれていた。先生御自身はついに投票することすらかなわなかつたが、結果は先生の推していた候補者がみごとに勝利をおさめたのである。当確が決まったばかりの新しい富田林市長が弔問に駆けつけたことは言うまでもない。

IV

さて、見田先生は教育活動にも深い関心をよせられ、数多くの学ぶものの心に灯をともされてきたのであるが、次にこの点にふれてみたい。大学の経済学部に入ってきた学生のすべてがはじめか

見田石介先生の遺訓

ら経済学を学ぶ意義や、そのおもしろさを知っているわけではない。むしろ単位をとって就職の資格を得ることを目的としているものも少なくないのが現状である。先生は、学生の答案に、心にもないことを書きつづったそらぞらしいものが多いことを見い出し、その原因を究明しようとされた。その根本的な原因を探れば、現在の政府の貧困な文教政策に行きあたり、さらには資本主義という社会制度そのものにまで行きつくことを指摘しつつ、先生はその解決のカギを以下のように労働者教育との対比に見い出された。労働者教育の場合には一般の大学教育とは違って、学生が学校に来る目的は最初から経済学そのものを学ぶことにある。そして、入学する前から自然にそうなっているかのように見える。しかし、本当はそうではなく、労働者教育の場合も自然発生的に経済学の学習要求が存在しているわけではない。労働学校のチューターが職場やサークルで日常的に接觸している青年たちに、経済学の学習の必要性を訴え、労働学校の宣伝をする。その結果、経済学を学ぼうというようになるのである。したがって労働学校の教育活動は開講前に行なわれるチューターの働きかけによってすでにはじまっており、開講後の講義は実はその後半にすぎない。このように、労働学校の教育活動の内容は、主として経済学を学ぼうという意欲をよびおこす部分と、主としてそれに直接に答える部分との二つの部分から成っている。元来、この二つの側面を同時にもっているのが教育の原則であり、したがって、大学の経済学の教育においても、この学生の意欲をよびおこすという側面がもっと重視されねばならない。このことを先生は指摘されたのである。^(注4)

先生は学習したいという要求さえあれば、気軽にどこへでも出かけていかれた。それは若手の研究者を養成する面においてもそうであった。^(注5)亡くなられるすこし前の8月5日、関西の大学院生たちは丹後半島で「夏のつどい」を開き、先生

をお招きした。記念講演「私の歩んだ道と科学方法論」^(注6)とそのあとで持たれた先生を囲んでの座談会は、「この夏、最大の収穫でした」という参加者の感想文にも見られるように、若い後進たちを勇気づけ、深い感銘を与えたものであった。ただ、この講演の中でも強調されているが、「研究するのに遅すぎるということはない。そのぶんだけ長生きすればよいと思っている」ということは、つね日ごろよくおっしゃっていた。それだけになおさら、そのお言葉どおり、もっともっと長生きしていただきたかったのだが……。

V

見田先生が哲学から始められ、経済学にまで至られたことを、何か変わったことと見るむきもあるかもしれない。しかし、実は哲学の側からしても、個別科学の側からしても、両者の結合こそが研究の正統な道なのである。「愛知」としての「哲学」(philosophy=philo 愛+ sophy 知)は古代においては、世界の全体像を認識するための知的探究一般を意味した。その後、実証的な諸科学がそこから発達、分化をとげて次々と自立していった。しかし、この自立した諸科学もその発達が不十分なあいだは、認識の欠けているところを想像で補へてその全体像を描き出すという「哲学」が諸科学の上に君臨していた。そして最後に、諸科学がさらに発達をとげ、「哲学」が思考とその諸法則とに關する學問として自立する。だが、思考の法則としては、この「哲学」が依然として他の諸科学の基礎であることにはまちがない。したがって、他の諸科学が哲学なしで存立することがそもそも不可能なのである。たとえば経済学というのは、実は「経済学+哲学」である。そのさい、方法についての自覚がないと、「科学的な個別科学+非科学的なその基礎」という不合理なものができあがる。哲学も一つの科学である以上、真剣に学ばなければならぬ。また反対

見田石介先生の遺訓

に、哲学の側からすれば、哲学の他の諸科学からの自立化を絶対的なものとして固定するのも誤りである。科学の分化が、協業なしの悪しき分業にとどまつてはならないのは、哲学とその他の諸科学との関係においても同様である。哲学は、他の諸科学と無関係に、狭い意味での自己の領域にのみ満足しているかぎりでは、他の特殊諸科学と比較すればもっとも貧弱な特殊科学としてのみ存続することになるであろう。深い博識のもとに自らの哲学体系をつくりだしたヘーゲル自身も、『大論理学』の序論で、論理学と他の諸科学との関係について指摘をおこなっている。そこでは文法や格言の場合と対比させ、「論理も個々の学問をやった結果において獲得されたものとなるときはじめて、その価値が賞味されることになる」と述べている。^(注7) じっさい、マルクスは哲学者かそれとも経済学者か、という問い合わせまったくかけたものであることは容易に理解できる。個別科学と哲学とを密接に結びつけて研究をすすめるのがマルクス主義の特色の一つである。『資本論』や『帝国主義論』などの創造的な労作の生まれる基礎の一つはここにある。見田先生は、戦後の日本の経済学では、戦前の河上肇に見られるような、哲学研究と経済学研究とのむすびつきという伝統がづいていないことを残念に思っておられたのである。^(注8)

ところで、哲学を学び、経済学と結合するとは言っても、そり簡単なものではない。一方では形式論理学はブルジョア論理学だとして無視し、他方では生硬な、というよりはひとりがてんの弁証法なるものを登場させる悪い意味でのヘーゲル主義がまだまだ存在している。このヘーゲル主義は宇野理論などだけではなく、マルクス主義の経済学の陣営内にも大きな影響を与えていた。見田先生はこれにたいし、分析的方法の軽視をかたく戒めるとともに、弁証法的方法の厳密な適用を強調された。弁証法的方法は、あくまで分析を基礎と

するとともに、弁証法の見地によって、分析 자체も徹底したものになる。反対に、この分析という基礎なしの弁証法は危険なものであると指摘された。じっさい、先生御自身はこの立場から、『資本論』の方法的解明を行なわれた。したがって、マルクスの方法について述べるとき、弁証法的方法のみがマルクスに独自なものであるとして、強調するのはあやまりである。むしろまず第一には、古典派経済学よりも徹底した分析的方法の使用をその特色としてあげねばならない。マルクス主義の論理学の教科書が作成されるときも、形式論理学の部からはじまって、その次に弁証法に入るという順序が採用されるべきである。自戒の意味もこめてではあるが、マルクスの方法と言えば、弁証法。弁証法と言えば、矛盾といふうな安易な図式的理解に乗っかって、矛盾とそれにもとづく運動の中での一時的、相対的な静止、均衡、調和の側面を見出としてしまわないようにも注意しなければならない。いさか極論すれば、困難にぶつかったとき、現実の分析を途中で放棄し、「弁証法！」と呴文（？）をひとたび唱えればどのような難問も即座に解決できるかのような錯覚を起こす要素がすこしでもあってはならない。思考の法則も一つの科学であるかぎり学ばれなければならない。見田先生がよく言われたように、わけのわからないことをかえってありがたがるという悪い風習をインテリゲンチャは持っている。事物の概念が欠けたところに単なる言葉をもってきて、こと足りりとする。それだからこそいっそ、事実の分析と思考の法則自体の学習が強調されねばならない。

先生は道なかばにして突然逝かれたが、その遺されたものは大きい。この遺産を余すことなく継承し、さらにはそれ以上に前進しようという野蛮な情熱をわたくしたちは持たねばならない。それこそが先生の御遺志に応えるただひとつの方法である。

見田石介先生の遺訓

- 注1 見田石介「経済学研究と実践活動」学生新聞No.521, 1973.9.19日付 参照。
- 注2 毎日新聞 1971.4.13日付
- 注3 ヘーゲル論理学研究会では、先生の現実にたいする貧欲なほどの関心の広さとそれに見あった該博な知識にもとづき、哲学や経済学のみならず、自然科学、日常生活のできごと、時局の推移までもが、その俎上にのぼせられたが、これはその一端である。
- 注4 見田石介「大学の経済学の教育をどう改めたらよいか」『福祉大学評論』No.1 2
1973.4月 参照。
- 注5 先生は本誌（『経済科学通信』）の発行元である基礎研（基礎経済科学研究所）が提唱した、日本の教育史上まさに画期的な意義を持つ、夜間通信大学院の設立と経済学教育学会の結成とともに賛同の意を表しておられた。歴史の転換期を迎えた今日、経済学の学習・研究の要求はますます高まっており、この要求に答えることは今や国民的な課題となっている。
- 注6 見田石介「私の歩んだ道」 全国院生協議会関西地連 第6回夏の集い実行委員

会発行, 1975.11.15 参照。これは先生から院生たちに託された遺言ともいべきこの記念講演の前半部分を小冊子にしたものである。

- 注7 ヘーゲル『大論理学』武市健人訳 上巻の1 p.p. 44-5。詳細は以下の通りである。「はじめて文法を学ぶ者はその形式や法則の中に無味乾燥な抽象、偶然な規則、一般にはらばらの規定しか見出しえず、それらの規定の直接的な字義のもつている価値と意味しかわからない。」「これに反して、或る言語に通じていて、その言語と比較しながら他の言語を学ぶ者にとっては、」「この同じ規則や形式が充実した、生々とした価値をもつことになる。」「同じ格言もこれを正しく理解してはいるが、その意味や広さを知らない青年が語る場合には、この格言の内容を何から何まで知っている世故に長けた大人の精神が解するほどの味をもたない。」
- 注8 対談 見田石介・井尻正二、「哲学の学び方……自然科学のために」, 『日本の科学者』Vol.2 No.4, 1968.3月 参照。

公教育費分析基礎理論研究序説

柳ヶ瀬 孝三

はじめに

公教育費の取り扱いをめぐってこれまで次のような二つの傾向が指摘されてきている。

その一つは、「理念的乃至観念的傾向」であり、他は「決定論的」傾向である。⁽¹⁾ 公教育費をめぐる問題領域が教育学ならびに経済学の「接点」をなし、いわゆる「境界領域」をなしているからとはいえ、問題を社会科学的に取り扱う以上、これらの両傾向を克服することは重要な課題であるといえる。

そこで、ここでは、公教育費分析の基礎理論を科学的な財政理論のなかにいかに定着させるべきかという見地から、この課題への接近を試みることにしてみたい。⁽²⁾ さしあたり、この「決定論的」と受けとめられた公教育費論は、主として経済学の側からの接近に対して投げかけられたものであり、それは財政理論のなかでしばしばあらわれてきたいわゆる「経済主義」と同一の基盤に陥ることによってあらわれた傾向であると言わなければならないからである。即ち、公教育費分析の方法が基本的に経済学の方法によらねばならないとしても、それは、教育あるいは国家といった経済とは異質のものを経済と同質のものとして扱う「経済主義」とは無縁のものであると言わねばならず、

また、経済と国家との相互関係を厳密に検討することを求める科学的財政理論のこれまでの成果⁽³⁾を指針にして問題を整理することが、公教育費の理念的側面に対しても正しい位置を与えるであろうと思われるからである。

しかもまた、例えば、今日、「民主主義過程の財政学」と銘打った公共経済学は、一方では経済成長に対する寄与率から国民所得中の教育費配分を論じ、他方で個人の収益率から教育費の受益者負担を説いた教育投資論に対して、教育費=教育サービス価格とする見地に一定の手をなすをするかのように主張している。しかし、にもかかわらず、教育費の公費負担の根拠としてもちだされているのは、教育の外部効果の認められる程度如何⁽⁴⁾というものであり、それは例によって公共財の理論にあてはめられ、再び市場経済的原理のもとに編入されて、「教育費の高負担」を多少とも合理的にみせる手法となっている。この点では新たな経済主義的公教育費論として批判されなければならないであろう。

しかし、ここでは、従来の公教育費論そのものに深く根づいてきた経済主義的な根を掘り出しておくことに当面の作業を集中してみることにしたい。従来、私教育費に主なる関心を注いできた近代経済学が、その延長上で公教育費を取り扱う際

に、経済主義があらわれるのはいわば当然の体質であるのに対して、従来から公教育費を正面から取り扱ってきたいわゆるマルクス経済学のなかに、経済主義的弱点が根強く存在してきている事実を正面から直視しておくことは、公教育費研究にとってます必要であるからである。

戦後の公教育費研究の流れを整理した市川昭午氏の指摘によれば、いわゆるマルクス経済学の立場からの「戦後最初の注目すべき論文」は、大内力氏の1951年に発表された「義務教育と義務教育費 — 日本資本主義にとってのその意義」(『思想』1951年4月号所収)というものである。市川氏によれば、それ以降の幾人かの研究においても、鋭い問題提起を含みながらも、「教育学者にとって余りにも『決定論的』と受けとめられ、教育運動の要請に十分応えるものでなかった」⁽⁵⁾とされており、大内氏のそれはその出発点であり、また、事実、現在においてもしばしば散見される経済主義的公教育費論の基本論点を既に含んでいるものと言えるものである。結論的に言えば、この大内氏の論文は、公教育費の取り扱いにおけるこれまで支配的であった「理念的乃至観念的傾向」に対して、公教育費分析に経済学的基礎づけを与えた積極的意義をもっている反面、経済主義に陥り、従って、公教育費分析における理念的側面をも流し去る結果になったものということができる。そこで、小論では、この大内氏の論文を批判的にとりあげながら、公教育費分析の基礎理論の再構成への一序としてみるとしたい。

脚注 (はじめに)

- 注1. 市川昭午「教育経費」、北大教育経済研究会編『経済と教育 — 教育経済研究序説』1964年、東洋館。209-11ページ。
2. 小論は、1975年10月財政学会における「公教育費の理論的考察」とのテーマでの報告を土台にしながら、改めて書きなおし

たものである。前稿「公教育費の理論的基礎に関する一考察」愛媛法学会雑誌、第1巻第1号、1974年12月、をも御参考いただければ有難い。

3. 財政理論における「経済主義」の問題については、島恭彦『財政学概論』1963年、岩波書店、参照。
4. 鈴木守「福祉社会における教育」、江貝康一他編『福祉社会日本の条件』1974年、中央経済社、295ページ。
5. 前掲、市川昭午「教育経費」 211ページ。

I

大内氏が、この論文において、公教育費分析の基礎理論展開の柱にすえているのは、主として次の二つの点に要約できる。

まず、義務教育は、資本の使用する生産力の水準とりわけ機械的生産のもとでの技術水準に応じた「平均的教養」を身につけた労働力を養成することに他ならないということであり、第2には、教育費は労働力の価値を形成する要素であるから、義務教育費は労働力再生産費の一部を国または地方団体に肩がわりさせたものであり、資本にとっての賃金支払いの負担転嫁である、というものである。

この理論が徹頭徹尾、資本の教育要求それ自体の側からのみ考察されたものであるという点からも、「決定論的」と受けとめられた理由は容易に看取できる。そして、大内氏によって「経済的必然性」としてとりだされた資本の要求する労働能力が、単純かつ無媒介的に国家や自治体によって「生産」されるとする議論を「経済主義」とすることもまた容易なことである。

しかし、さらに、この理論において決定的に欠落されている理論的視角が何であるかを浮きぼりにしておくことが重要であろう。即ち、労働者が

公教育費分析基礎理論研究序説

その労働過程や価値増殖過程においてどのような労働をおこなうかという問題とかかわらせつつ、労働者の生活過程とりわけ労働者階級の貧困化の重要な内容の一つとなっている家族の解体と教育の社会化について考察することが全く行なわれていないということである。周知のとおり、資本制生産のもとでの機械の導入、科学の意識的応用は、熟練労働力の駆逐、婦人・児童の社会的労働への参加、ならびに農民や小生産者の賃労働者化を促進する。そして、この労働における変化は、一方では、職業教育、専門教育の必要を生みだすとともに、他方では、家族の形態を変え、従来は家族のなかに埋没していた教育や育児にかかる労働を社会内分業の一つに転化させてくることになる。従って、ここでは、社会内分業の一分肢としての教育事業の発生と発展、その公的形態としての公教育、その担い手としての教育公務労働が問題とならざるをえないものである。従って、このような視野を抜きに、しかも徹頭徹尾資本の教育要求自体の論理でのみ考察した理論が教育運動や住民運動にとっての理論的指針を与えないことも明瞭なことと言わなければならない。

しかも、大内氏が土台にしたはずの『資本論』において、マルクスが工場法教育条項の分析を通じて義務教育の意義について論じている箇所にはいささかの注目すら与えられていない。ここではとりわけ、社会による資本の営業の自由の規制としての義務教育が資本の要求する労働力形成をのりこえる側面が指摘されており、大内氏が見すごしてはならなかつた点であると言えよう。

ところで、大内氏の議論が、これらを欠落させたのは、単なる偶然ではなく、実は氏の理論展開そのものに重大な弱点が含まれていたことから当然にあらわれてきた問題であることがさらに指摘されねばならない。従って、大内氏の経済理論にまでより立ち入った検討を加えながら、公教育費分析の基礎理論に接近してみるとしよう。

II

まず、大内氏がとらえた「資本の要求する労働力養成」の質を問題にしておくことは、教育費分析に欠くことができない点である。ここで大内氏の議論は、資本主義を維持するには一定の労働力が必要であるという見地とむすびついた生産力説に陥っており、「大工業の本性とその資本主義的形態との矛盾」について全く分析されず、従って、労働者階級の貧困化という視角も、またとりわけ、労働力の流動化のなかで、資本の要求する労働力形成をのりこえた人間の全面発達の手がかりを労働者階級自身が手にしあげることの問題がすっぽり抜けおちてしまっていることが明らかである。

大内氏によれば、機械的生産による労働の単純化、平均化のなかで、科学の応用の発達と機械の精密化、複雑化がすすむことが、そのまま資本が労働者に、平均的な一定水準の知識、教養、理解力の修得を求め、自らの教育要求とすると主張することになっている。しかし、資本主義的生産関係の担い手としての労働力に固有な性質は、その労働能力の一面的発達であり、その部分技能的性格である。その労働過程は同時に価値増殖過程であり、労働力商品の使用価値は資本によって購入され消費されるものとして、剰余価値生産能力の担い手であるかぎりでの使用価値生産能力であると言わなければならぬし、また、資本の指揮・監督のもとで疎外された部分労働を強制されるものであるからである。従って、科学技術の進歩が資本の要求する労働能力養成に反映されるとしても、それは科学技術水準の総合的な高さではなく、一面化され局部の発達させられた科学技術の修得以上のものではない。また、部分技能の修得において部分的に高い科学技術水準を反映する場合でも、人間の全面発達からみれば極めて一面的である、と言わなければならぬ。

また、大内氏においては、資本主義を維持する

ためには一定水準の能力をもった労働力が必要であるはずという側面からのみ考察されているために、その資本主義的特質が見おとされているだけでなく、大工業の本性そのものが要求せざるをえない人間の全面発達の問題すらも極めて貧相な内容におしとどめられ、それを資本の教育要求として取り扱うと言うことにもなっている。

大工業は、人間労働力の個人的限界から解放された客観的な技術的基礎をもち、その生産様式の変革はマニュファクチュアとちがって労働手段の変革を出発点としている。そこでは、技術学の発達と自然科学の意識的応用が可能となり、技術的基礎からみれば、その絶えざる変革とそれにともなう労働者の機能や労働過程の社会的結合や従つてまた社会内分業の絶えざる変革をもたらす意味で革命的である。ここでは、マルクスが指摘しているように、「大工業の本性は、労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性を必然的にする」⁽⁶⁾のであり、「変転する労働要求のための人間の絶対的利用可能性」「いろいろな社会的機能を自分のいろいろな活動様式としてかわるがわる行なうような全体的に発達した個人」⁽⁷⁾を要求せざるをえない。

しかし、資本がこれを自らの教育要求とするのではもちろんない。「大工業は、その資本主義的形態において、古い分業をその骨化した分肢をつけたままで再生産する」⁽⁸⁾からであり、資本は自らの変転する搾取欲求に対してはその従属変数としての労働力の流動化という形式を運用し、かくして大工業の本性との適合を求めることがあるからである。この労働力流動化のもとでは、労働者の労働能力が一面的であり、部分技能的であればあるだけ、労働者にとっては、自らの技能がたやすくスクランブル化され、ビルトされる部分技能の修得へと追い求められ、かくして犠牲が大きく、貧困化がいっそう強まる結果となる。

しかしながら、他ならぬこの労働力流動化と貧困

化のなかから、労働者自身の教育要求が高まってくる。それは、変転する資本の要求により適応的な能力の修得すらが労働者の生活の問題としてあらわれ、自己労働力の自由処分権、職業選択の自由の拡充要求として労働者の民主主義要求の一環としてより多面的な能力の修得要求となり、社会的生産への参加とその担い手としての階級的自觉とむすびついて人間の全面発達の要求とならざるをえないものである。

このように、大工業の本性にもとづく教育要求はその担い手としての労働者階級の要求としてあらわれてくる。資本は、これに対する一定の譲歩としての側面を含みながら、本質的には、資本の競争手段と資本主義的秩序維持のために、労働力相互の競争という形式を強めつつ、あくまで搾取材料としての労働力を一面的かつ部分技能的な性格の能力発達にとどめつつ、一定の資本主義的適応能力の修得を自らの教育要求とするものであると言える。しかしながら、このような資本の要求する労働能力の一面的発達が、一面的ではあるが高い水準の科学技術に労働者階級が接する機会を拡大するために全面発達への刺激をいっそう高めることにもなるのである。

従って、大内氏がとらえた教育費の質的側面は、資本制生産が生み出さざるをえない人間発達をめぐるこうした二つの対立した論理とその関連においてとらえなおさなければならないと言えるであろう。

脚注（Ⅱ）

注6. 『資本論』国民文庫版、第2分冊、435ページ。

7. 同上、436ページ。

8. 同上、435ページ。

公教育費分析基礎理論研究序説

III

さて、次に、大内氏の議論において検討しなければならないのは、労働力価値の形成要素としての教育費という点であり、公教育費はその国家・自治体による肩がわりであるという問題である。

ところで、ここで重要なことは、労働力価値の形成要素としての教育費が考察されているにもかかわらず、すでにみた「資本の要求する労働力養成」の資本主義的特質把握上の弱点ともむすびついて、大内氏の議論においては、この商品としての労働力の使用価値とのかかわりでの教育費の質が問われず、従って、「社会化」された教育事業による「教育サービス」の質は全く問われず、ただもっぱら国家・自治体による「教育サービス」の供給が、いわば資本の負担を無条件にひきうける国家という単純な経済主義的な国家論を暗黙の理論的前提としながら、無条件的一義的に与えられることとなっていることである。周知のとおり、資本によって購入される労働力商品の有用性は、価値増殖すなわち剩余価値生産という点にあり、労働力価値形成要素としての教育費はこのような剩余価値生産能力の担い手であるかぎりでの使用価値生産能力の養成費という質的規定をうけざるをえない。しかも、教育費が労働力価値形成要素としてあらわれてくる以上、共同体の解体と家族の形態変化にともなってあらわれた教育の社会化が前提され、労働力の再生産に必要な生活手段の一部として、社会内分業の一つとしてすでに発生している教育事業から教育サービスを購入し、またそれに付属した補助的諸手段を購入していることが前提されている。そして、ここでは、この教育の社会化がさしあたり資本主義的支配関係の拡大としてあらわれてくるとしても、その具体的な姿としての教育事業が私的営業的形態のもとににあるのか、多少とも公的規制のもとにあるのか、公的形態のもとにあるのか、等々の相違にその区別

の重要性が認められなければならないし、そうすれば当然、国家論、自治体論のより立ち入った検討と正しい理解が必要となってくると言えよう。

ここで、この公的規制のもとに実現する教育の社会化の意義を解明する重要な理論的指針を与えていたのが、『資本論』における19世紀イギリスの工場法教育条項に関するマルクスの分析であると言わなければならない。それは、大工業のもとでの婦人・児童の工場労働への編入と古い家族制度の解体のもとで、工場児童にとっての教育が義務教育として与えられたものであり、その民主主義的性格が、経済主義的公教育費論の誤見を打ち碎く意味でも大いにとりだされなければならない。教育学者の研究によても、この工場法教育条項がイギリス公教育制度形成の重要な契機であることが明らかにされており⁽⁹⁾、イギリスの公教育制度は、大要、1833年の工場法教育条項、同年の宗教団体の行う教育事業に対する国庫補助金交付の開始、を直接の出発点とし、1839年文部省の前身としての枢密院教育委員会の設置などを経て、1870年基礎教育法において確立した、と言われている。そこで、こうした教育学者の研究にも助けを得ながら、さしあたりに必要なかぎりで、公教育費分析の基礎理論展開にとっての工場法教育条項のもつ意義について整理してみよう。

この工場法教育条項は、工場児童の労働時間制限とともに就学を義務づけたものであり、工場主の営業の自由の乱用とそれに規定された親権の乱用を規制し、子どもの権利の承認とともに教育機会を与えたものである。従って、それは、まずなによりも、資本の営業の自由に対する統制権としての教育権を公的に確認したものであると言うことができる。ここでは、大内氏のように、資本主義維持について一定の労働力が必要という見地ではなく、労働力商品の一般商品に対する区別的特徴が、供給の非弾力性という点などではなく、

労働力所持者にとって労働力消費過程への介入の権利があるという点に求めなければならず、それは資本の営業の自由に対する統制権として存在するという見地によってとらえなければならないと言えよう。しかも、それは、労働者階級の階級斗争の成果として、団結権にもとづく新しい民主主義⁽¹⁰⁾の発展の端緒としての重要な内容の一つを構成していたと言えよう。

ここにおける教育権の内容について⁽¹¹⁾、とくに1844年工場法教育条項によって保障されたことになった「半労半学」制は、「未来の教育の萌芽」を含む内容をもっていた。「この教育は、一定年令から上のすべての子供のために生産的労働を学業および体育と結びつけようとするもので、それは……全面的に発達した人間を生みだすための唯一の方法である。」⁽¹¹⁾すなわち、この工場法教育条項は、工場児童を「知的荒廃」から救い、教育の機会を与えただけでなく、全面発達の可能性を実証し、全面発達への手がかりを与えるものであったのである。

また、この義務教育は、標準労働日の設定とともに併せており、それが、相対的剩余価値生産の諸方法の採用の動因となり、それがまた労働強化を強いることによって再び労働時間の短縮とより高度の労働能力発達を求めるをえないことによって、爾後における教育期間延長の出発点ともなったと言える。

第2に、この工場法教育条項は、工場児童がこれによって生活時間の自由を手にするとともに、その生活時間のなかに学校というものはや家庭とはちがった社会的集団的に組織された形態のもとに教育時間を保障することを工場主と児童の親に義務づけたものである。家族の解体による教育的機能の喪失は、このような公的規制のもとではじめて具体化された教育の社会化のなかでとりもどされはじめたのである。しかし、1833年工場法の段階では、これによって直接工場児童に与えら

れたものは、まだ公立学校ではなく、宗教団体や工場主の行う学校などであり、工場法の規定とそれによって設置された工場監督官による一定の公的規制をうけたものというにとどまっている。この33年工場法によってはじめて工場監督官が設けられ、一定の視学的権限が与えられたことによって、この教育条項もはじめて実効の期待が与えられたものであったが、そこにおける権限は、法律実施のための規則命令の制定権、教育条項実施のための随意の工場立ち入り、児童の試問、証人の喚問、就学の強制、教育施設の整備の強要、無能教員の給料支払停止、違反者の審理と罰金の賦課などであったと言われている。⁽¹²⁾

一般に労働者階級の子弟に対する教育は、労働者階級自身によって協同組合的に学校を組織するだけでなく、マルクスが指摘しているように、「国家権力がその励行を強制する一般的法律」⁽¹³⁾によることとならざるをえない。それは、労働者階級にとっては、「現在自分に反対して用いられている権力を、自己の手段にかえる」ことであるとマルクスは述べている。それは、本質的には、資本の営業の自由を規制する「一般的法律」による実施の強制であると言えよう。

資本主義は、住民を私的利害のもとに分裂させ、社会の共同事務の解体を促進する。そして、一方では、分裂された住民の私的利害のもとで資本の経済的権力を強め、他方では、公的権力の集中とその社会に対する独自化を強化する。この社会に対してますます外的となる公的権力は、資本家階級の道具として労働者階級に対する敵対的性格を強める。しかし、資本の蓄積は労働者階級の貧困化と家族の解体をすすめ、このなかから新しい社会的分業として教育の社会化がすすまるをえない。労働者階級の労働時間制限とそれともとびついた義務就学は、以上のような意味で、教育の社会化を、資本の営業の自由を規制する「一般的法律」のもとに公的に規制されたものとして、従っ

公教育費分析基礎理論研究序説

てまた、新しい「社会の共同事務」として実現してくれるものととらえることができよう。

ところで、工場法教育条項についての以上のよ うな分析が、資本の営業の自由規制としての公的規制のもとでの教育の社会化と労働者住民の教育権の承認という民主主義的側面を明らかにしうるとはいえ、それはまだ手がかりといいうにすぎない。これによって与えられた教育の場は、宗教団体や工場主たちの主催する学校であり、読み書きも不充分な「教師」もあつたりしてとうていこの民主主義的内容を担うに足る教師集団にはほど遠いものであり、またこの「新しい社会の共同事務」を担う工場監督官に対する労働者住民の民主主義的統制力は及ぶに足りないものであったのである。

イギリスにおいては、1870年の基礎教育法によつてはじめて、地方教育行政機関としての地方学校委員会と公立学校が設置され、具体的手がかりは少くとも形式上はこれ以降であったと言えるように思われる。この地方学校委員会は、公選制であり、授業料、寄付金、国庫補助金および地方税などによって、学校の建設拡張、設備の整備、教師の任用などを行ういわゆる特定地方公共団体であった。そして、これが、国と地方との中央集権的な行政機構の整備とあいまつて、1902年の教育法によつて普通地方公共団体に吸収されていくという経緯となっている。こうした点の詳しい検討は別に譲らざるをえないが、ともあれ、工場法教育条項の延長上にひきのばすかぎりにおいては、工場法教育条項はまた、資本の営業の自由を規制する一般的法律のもとに、このもとで具体化した教育の社会化を土台に、教育自治を再建していく出発点でもあったと言うことができる。それは、もはや古典的自治ではなく、資本の営業の自由を規制する民主的中央集権の手がかりとむすびついた現代的自治への発展の萌芽であると言える。

さて、ここでは、公教育費はどのような意義と

関連をもつてゐるであろうか。三好信浩氏によれば、「教育に対する公費支出の要求は、工場法と公教育とを連結させるチャンネルとなつた」¹⁴⁾と指摘されている。1833年工場法と同時に決つた教育に対する国庫補助のはじまりは、相互に直接的な関係をもつたものではないが、現実には重要な関連をもつてゐる。とくに、工場法教育条項の実施については、工場監督官に与えられた諸種の行政権限にもかかわらず、それが必要な財政的手段をもたなかつたことが、その実効を相殺したと言われている。33年工場法教育条項によれば、工場主にとっては、一定額の授業料が児童の賃金から控除することを許された以外、学校の設置維持の経費負担が義務づけられ、これに対して工場監督官も教育施設整備を強要する権限を与えられていた。しかし、現実には、工場主の抵抗、学校の不足ならびに欠如、教員の不足ならびにその資質の低さなどによって義務教育は大部分幻想に終らざるをえず、結局、財政的手段に依存せざるをえず、国庫補助金もこれに応じて額ならびに交付範囲とも拡大されることになったのである。ここには、単純な労資契約関係からだけの負担転嫁といふ側面のみでとらえる公教育費の経済主義的理解ではなく、営業の自由を規制する一般的法律によって強制された資本の教育費負担の公費負担への転嫁ということが明らかであり、公教育費支出は、資本の営業の自由の統制権としての教育権の公的確認のための物質的手段であり、義務教育を幻想におわらせないという意味では資本の営業の自由に交渉する財政的手段であり、このような財政的手段によって裏づけられる教育の社会化が教育自治再建への物質的基礎を与えることにもなる、という側面においてとりだすことも可能としていると言えるであろう。もちろん、言うまでもなく、この公教育費支出は、絶えず官僚主義的中央集権化への傾向をもつ資本主義国家を介してのものであり、官僚統制的側面を不可避的にもたらざるをえ

ない。しかし同時に、このような民主主義的側面の発展への手がかりをもつこともまた見のがしえないことと言わなければならない。

脚注（Ⅲ）

- 注9. イギリスの公教育制度の形成史については、成田克矢著『イギリス教育政策史研究』1966年、御茶の水書房。三好信浩著『イギリス公教育の歴史的構造』1968年、亜紀書房。梅根悟監修、世界教育史研究会編『世界教育史大系7、イギリス教育史I』1974年、講談社。などが参考できる。また、生産的労働と教育との結合という見地からのものであるが、G・クラップ著、大橋精夫訳『マルクス主義の教育思想』1961年、御茶の水書房。にも、イギリス工場法教育条項の変遷についてみるとができる。
10. 池上惇著『現代資本主義財政論』1974年、有斐閣。220ページ以下参照。
11. 『資本論』国民文庫版、第2分冊、430ページ。
12. 前掲、三好信浩著『イギリス公教育の歴史的構造』、108ページ。
13. マルクス『臨時中央委員会代表にたいする個々の問題についての指示』
14. 前掲、三好信浩著『イギリス公教育の歴史的構造』、115ページ。

IV

以上にみた、工場法教育条項の意義とそこにおける公教育費の二面性は、すでに事実として、大内氏の議論の極端な一面性を示唆していることは明らかである。そこで、最後に、大内氏の議論における「肩がわり」「負担転嫁」論の誤謬についてさしあたり基本的な諸点の総括をしておくことにしよう。

第1に、すでに述べてきたところから明らかで

あるが、大内氏の議論においては、家計における教育費は、労働力価値形成要素としての教育費と直接に一致するものであるかのように扱われておらず、家族と家計についての分析は消え失せている。しかし、この両者を区別してとらえることは、公教育費分析にとって重要な理論的前提の一つである。すでに触れたように、労働力価値形成要素としての教育費は、その教育内容とのかかわりで言えば、資本の要求する労働力養成の枠内に限定されるか、もしくは、そのようなものとしてのみ評価され、その労働能力が一面的であり、部分技能的なものであればあるだけ「安あがり」という関係のもとにある。ところが他方、労働者家計における教育費は、労働力流動化のなかでたやすく社会的に「無用」となる部分が含まれざるをえないなど直ちに労働力の価値として実現するものではない。それは、資本にとって「安あがり」であればあるだけ、ひとまず労働者家計の重圧とならざるをえない。また、大工業のもとでの家族の全成長員の資本の直接的支配への編入による労働力の価値分割は、家族の解体による教育の社会化の進展と技術教育や職業教育の修得の必要をたかめ、そうした労働者家計の収入増がたやすく教育サービス購入費の増大によって相殺されることとなってあらわれる。従って、こうした貧困化防止という意味でも、また、社会的生産力との接触による社会的欲望の増大としても、より高いレベルの教育を求め、全面発達を求めるべきである。家計における教育費はこうした内容が反映されてくるのである。

そして、第2に、大内氏の議論においては、労資の賃金契約関係の枠内での考察にとどまっていることとともに、それが労働力価値として実現されるものであるか否かにかかわらず、家族あるいは家計のレベルでとらえられるものは、貨幣形態であるにとどまっていることに関心が払われていないために、労働者にとっての教育費と教育内容

公教育費分析基礎理論研究序説

に関する要求は、ただ専ら賃金要求としてしかあらわれていないことに気がつかれていない。それは、労働力商品を考察の対象に据えたにもかかわらず、その使用価値と価値とを両者の関連においてとらえず、しかも資本の側からのみ考察したとの結果である。現実には、労働者にとって教育費負担と教育内容に関する要求とは相互に関連をもたざるをえず、統一した考察が必要である。従って、労働力価値形成要素としての教育費と家計における教育費とは、直接には貨幣額の多少としてあらわれるが、両者の質的区別は教育サービス費用と教育労働の質を問うものとなってくるのである。

第3に、大内氏の「肩がわり」論は、労働力価

値の問題が直ちに資本の賃金支払に置きかえられ、ここに論理の起点を求めている。しかし、すでに明らかのように、家計における教育費負担の公教育費への転化にこそ論理の基軸がおかなければならぬ。科学の応用の発達と資本蓄積は、家計教育費の増大をもたらさざるをえないのであるが、それは少くとも、次の二通りの筋道をもって公教育費への転化が語られることは明らかである。即ち、労働者住民が直接に国家・自治体に対して要求する問題として、また、資本に対する賃金支払い圧力という問題を媒介として、である。しかし、結局のところ公教育費の問題は、教育の社会化傾向のもとで、教育事業がいかなる内容と形態のもとにおかれるのかという点に再び帰着するのである。

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と 今後の動向（下）

戸名直樹

はじめに

1. 資源危機における原料炭問題の位置
 - (1) 戦後における原料炭輸入方式の軌跡
 - (2) 米国の低揮発分強粘結炭への依存とその制約
 - (3) アメリカ資本主導下での単純買鉱方式の展開
 - (4) 原料炭需給逼迫の国際的背景
2. 日本鉄鋼業の国際的地位と「石油危機」以降の直面する諸問題
 - (1) 日本鉄鋼業の国際的地位と企業体質
 - (2) 「石油危機」以降の直面する諸問題
—原料炭危機を中心として—（以上11号）

3. 鉄鋼業「再補強」をはかる資源政策

- (1) 70年代の長期的資源政策
- (2) 原料炭開発輸入プロジェクトの本格的始動
- (3) 原料炭領域拡大をめざす技術開発
- (4) 新しい製鉄法の胎動と日本鉄鋼業の位置
- (5) 日本鉄鋼業の国際的投資戦略の新段階
(以上12号)

第4章 鉄鋼資源政策に内在する矛盾とその打開の基本方針

- (1) アメリカの資源戦略と「原料炭危機」
- (2) 技術開発と切り離された鉄鋼資源政策
- (3) 鉄鋼資源政策の自主的・民主的方向

第4章 鉄鋼資源政策に内在する矛盾とその打開の基本方針

(1) アメリカの資源戦略と『原料炭危機』

世界的な鉄鋼ブーム下で日本鉄鋼業を見舞った原料炭危機（1974～75年初頭）は、世界一の国際競争力を有するとされる日本鉄鋼業が「炭上の楼閣」（鉄鋼新聞 75.12.19）と評し

うる脆弱性を、原料炭問題をはじめとする鉄鋼資源問題として、内部に抱えていることを一挙に表面化した。

世界の鉄鋼独占グループの中でも日本鉄鋼業にとりわけ深刻な打撃を与えた原料炭危機の背景として3つの基本的要因が総括できよう。即ち、第一には、アメリカ鉱業資本による鉄鋼資源の国際的支配体制と、その枠組みの中に組みこまれることによって資源開発部門へのリスクを回避する方向

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

をとってきた日本鉄鋼業の資源政策面での対米依存、自主性の欠如による不安定性が、「資源危機」下でモロにそのしわよせを被る結果をまねいた点である。

第二には、第一の米系資本による支配の枠組みの基礎上で、米系石油メジャーによる石炭資源の大がかりな買収・開発が進行しており、今回の「原料炭危機」の背景には、メジャーによる国際的なエネルギーの総合支配の一環として、高価格化政策による石炭支配への重心の移行を基本内容とした資源・エネルギー戦略の発動という側面をも併せてみておかねばなるまい。

第三には、直接的には、コークス製造技術面における欧米への依存、特に戦後、アメリカ強粘結炭への大巾依存と結びついたアメリカへの技術依存という問題がある。本節では第一点と第二点を

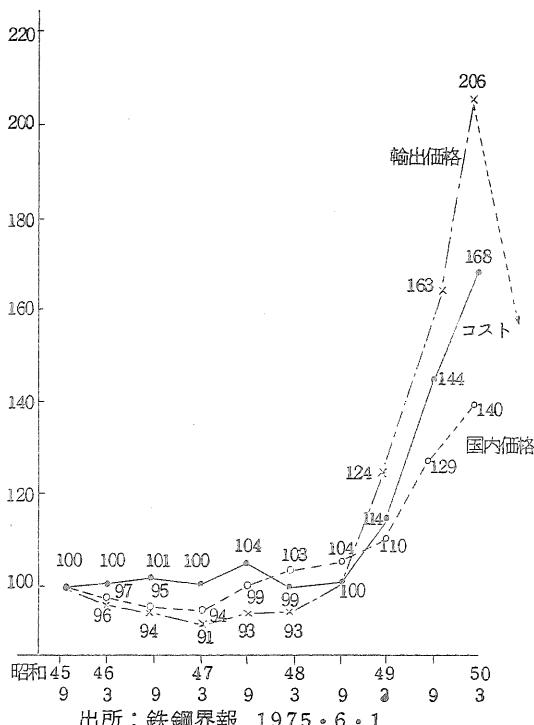
中心に考察し、第三点については第二節において日本の鉄鋼資源政策と技術問題との関連で考察したい。

まず、第一点として、アメリカ鉄鋼業をはじめとするアメリカ鉱業資本による鉄鉱石、石炭等の海外の大規模鉱山の支配に基づく国際貿易支配の構造がある。

戦後、アメリカ鉄鋼業は石油、化学、自動車にみられたような多国籍企業化の途をとらずに、むしろ海外の資源開発にその戦略的投資を向けてきた（本論文『上』の表一）参照）。そうした投資方向を規定した要因としては以下の三点があげられる。

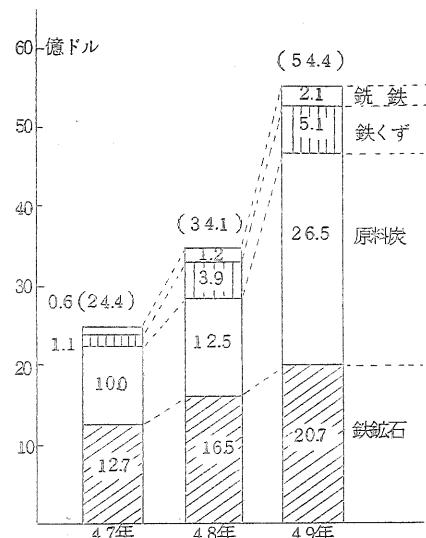
第一は鉄鋼業のもつ産業固有の性格である。規模の経済の利益の大きく働く典型的装置産業として海外に対して膨大な投資を必要とするため、投資保証という点からみてリスクが大きすぎたこと。典型的輸送産業でもある鉄鋼業において、輸送面でも過去には専用船の未発達などの理由で採算が

図一 1 鋼材販売価格およびそのコスト推移
(指数; 昭和45年9月期=100)



出所：鉄鋼界報 1975.6.1

図一 2 主要原料輸入総額



鉄鋼界報 1975.3.21

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

難しいとみられていたこと。更に鉄鋼業が基幹産業として中枢的位置にあるため、各国の産業・経済政策やナショナリズムからアメリカ鉄鋼業としてもその海外立地に慎重にならざるをえなかつたことがいえる。

第二にアメリカ独自の問題として、国内市場の広さとアメリカ鉄鋼業の独占的地位が量的に、利潤確保からみて国内生産＝供給にとどめおく背景になったこと。

さらにはアメリカ鉄鋼独占の産業・技術戦略上からも、現代鉄鋼技術の開発の困難性⁽¹⁾、投資規模の巨大さに制約されて、その時点での先端鉄鋼技術をもって大規模な技術輸出、海外投資を展開し、連続的により高次の技術開発の見通しつけることによって国際的な技術の優位性＝技術独占を維持していくという機会を得にくかったことがあげられる。⁽²⁾

こうした鉄鋼業独自の要因に加えて、第二次大戦後におけるアメリカの世界戦略の重要な構成要素としての国際的な原・燃料支配政策の展開が、アメリカ鉄鋼独占をして国際的な資源開発へその戦略的投資を集中させた要因として、第三に指摘できる。

「アメリカは世界の主要な資本、設備、技術および管理能力の主要な源泉であって、これらはい

表1 新日本製鉄の75年度上期の
コスト・アップ(対74年度第二四半期)

鉄 鉱 石	1,600円/T
原 料 炭	3,400
重油・その他	600
電力費・外注費	
労務費・その他	4,300
小 計	9,900
前回の赤字積み残し分	2,500
合 計	12,400

(日本経済新聞 75.7.8日付)

ずれも、低開発地域での原料生産および一般的な経済発展を促進するための不可欠なものである。」⁽³⁾との認識をふまえて、一方ではアメリカ資本主導の資本と技術の提供によって低開発諸国を原・燃料基地におしとどめ、他方では、植民地を喪失して、原料供給源を失った西欧。日本に対しては、アメリカ自らが戦後の復興援助という名目で原料を供給してやることによって、アメリカの望む原・燃料消費のパターンを作りだし、この方向に沿って産業構造を再編することを目指した。

そうした基本方向に沿って、投資条約、特別資源協定、投資保証協定の締結にみられるような政府間協定の保証やアメリカ国内における種々の優遇策によって、アメリカ巨大資本による海外資源開発の排他的容認を保証した。⁽⁴⁾

こうした結果 1970年の時点では第1章でも述べたように、アメリカは世界の鉄鉱石市場の供給能力の50%に支配力を持ち、その70%はアメリカ鉄鋼資本の直接の支配下にあるとされている。他の製鉄資源も石灰石はほぼ100%, 石炭は約50%以上同様の位置にある。

このような、米系資本による鉄鋼資源の国際的支配構造下において、海外への高度な資源依存体制を指向し、世界の総輸入量の半ばを占める(鉄鉱石輸入で42%, 石炭輸入で58%)までにいたった日本鉄鋼業にとって、米系資本への国際的規模での依存はむしろ必然的ともいえる政策的帰結となって貫かれており、表-2にみられるように米国、米系企業からの原・燃料輸入額では鉄鉱石52.3%, 石炭74.6%にも達している。この事実は、ペーリー報告で打ち出されたアメリカの戦後原・燃料支配政策が日本鉄鋼業の中にも最も直接的に貫徹され、まさに典型的ともいえる程に、アメリカの世界戦略の枠組みに組みこまれてきたことを明瞭に示している。

そのことは、他方で、図-3にみられるように鉄鋼資源輸入方式における開発輸入、融資輸入買

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

鉱の低比率(鉄鉱石、石炭とも1970年時点で1割前後)に直接関連しており、輸入鉱の過半がアメリカ資本が開発した海外鉱山より長期契約による単純買鉱方式でもって購入するパターンによって、主要原料資源確保という生命線をアメリカに握られてきたことのもう一つの証左でもある。

こうしたアメリカ鉱業資本を仲介としての純商業ベースでの購入方式は、資源産出国における資源ナショナリズムの台頭や国際原料需給の逼迫化

による価格、供給面でのしわよせを集中的に被る傾向となって出てきている。

例えば、石油以上と言われる程の急騰を示した米炭価格の値上げによって米国の石炭業界はピットン社を筆頭に未曾有の好景気を享受しており(表-3、表4)，米国の石炭首脳は「価格の引き上げにより石炭産業の利益が改善され、再投資が出来るようになった。炭鉱労働者の賃金水準も他産業に比較して高くなってきており、この結果、

図-3 世界の鉄鉱石・石炭の総輸入量に占める主要国の割合

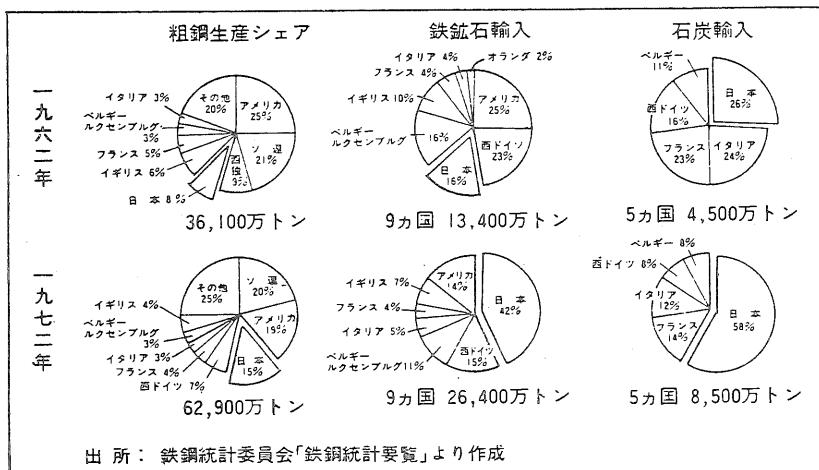


表-2の1 米国および米系企業からの原・燃料輸入額(1971年)
(単位:百万ドル)

	米国以外にある米系企業からの輸入	米国からの輸入	計
鉄鉱石	666 (50.1)	30 (2.2)	696 (52.3)
原料炭	214 (22.1)	510 (52.5)	725 (74.6)
石油	2,602 (85.4)	3 (0.1)	2,605 (85.5)
その他			
計	3,971 (20.1)	4,978 (25.3)	8,949 (45.4)

注：()内は、日本の輸入額に占める比率

資料：三井物産調べ(日本経済新聞 72.7.25)

中村静治「日本独占資本主義と科学・技術問題」
『講座・現代日本資本主義』より再引

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表-2の2 わが国の資源供給構造の不安定度 (単位: %)

	わが国の需給率(1973年)	OECD輸入に占めるわが国のウエート(1972年)	輸入集中度(1973年)			輸出国の資源輸出に占めるわが国のウエート	輸出国の輸入に占めるわが国からの輸入のウエート
			順位	国	比率		
石 油	0.3	19.6	①	イラン	35.9	36.7(72年)	14.0(72年)
			②	サウジアラビア	19.3	16.0(")	11.4(71年)
			③	インドネシア	15.1	66.2(")	32.9(72年)
			④	アラブ首長国連邦	9.9	21.6(")	—
			⑤	クウェート	8.8	19.7(")	16.0(72年)
			計		89.0		
石 炭	28.3	39.6	①	オーストラリア	43.5	85.8(72年)	17.8(73年)
			②	アメリカ	28.9	31.0(")	14.0(")
			③	カナダ	18.2	92.0(")	4.4(")
			④	ソビエト	4.8	8.8(")	2.4(")
			⑤	ポーランド	2.1	3.0(")	1.6(72年)
			計		97.5		
鉄 鉱 石	0.5	40.4	①	オーストラリア	47.7	86.7(73年)	17.8(73年)
			②	インド	14.2	86.6(71年)	9.3(72年)
			③	ブラジル	9.5	30.6(72年)	7.7(72年)
			④	チリ	6.3	80.6(70年)	4.5(71年)
			⑤	ペルー	4.6	95.4(69年)	7.7(72年)
			計		82.3		

(備考) 大蔵省「日本貿易月表」、国連、OECDの資料による
日刊工業新聞 75・8・9 より

若手の労働者を確保できるようになり、又、生産に直接響くワイルドキャットも今後は少なくなるだろう」(TEXレポート75年3月18日)と明るい将来を語っている。米国の有力石炭会社ピットン社のN.T.カミシア会長は近来にない高収益を背景に、「1975年から1980年の間に9つの坑内掘りマインを開発して、最終的に年間1,100万トンの増産を行なう予定である。そのための資金は3億ドルをオーバーするが、この資金は充分手当てできる。何れにしても、今後10年間に年間平均150万トンのベースで増産していく予定だ」とのべている。(TEXレポート75年7月2日)。

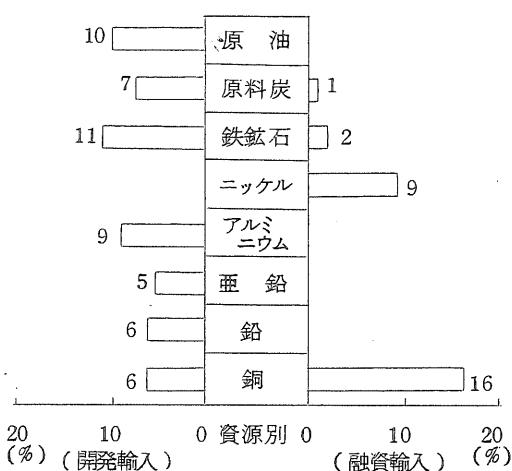
このことは、表-3における米炭価格のきわだった高騰と、74年における米国炭輸出5,400

万トンのうち原料炭2,500万トンが対日向輸出であることからも、「原料炭危機」は、鉄鋼資源面における米国資本による日本鉄鋼業への支配。収奪の強化として、又、米国のエネルギー「自立」化政策の重要な柱としての大幅な石炭開発への起爆剤として利用されてきたことを示すものである。

一方、豪州のクィーンズランド州の米系石炭会社ユタ・ディベロップメント・グループは74年11月~75年1月の3ヶ月に決算で74年8~10月の純益の約3.8倍、1,729万ドルの純益を計上したと報じられている。同社の主要炭鉱は新規操業のサラジ炭をはじめ、ブラックウォーターカー、ダニエラ、ピークダウンズ炭等のいずれも対日輸出上の主要炭田であり(本論文第1章表-6参照)，利益急増の背景は主として日本向の石

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

図-4 主要資源輸入に占める開発輸入と融資輸入の比率



資料：通産省鉱石炭局
資源問題の展望(1971)，21ページ。

炭輸出である。米国を本拠とするユタ・グループの利益急増について豪州サイドでは、かなり苛立っており、豪州の新聞は、今回の利益急増を契機に豪州資本の資本参加をより拡大させようとする豪州政府の態度が更に強化されようとしている。豪州での74年1月末～3月にかけての豪雨災害・山元のストライキを直接の引き金として日本ミルの原料炭在庫が74年1～3月で0.6ヶ月分、4～6月で0.7ヶ月分(通常1.5ヶ月)と落ち込み米炭需給逼迫へと連鎖波及した「原料炭危機」の下での米系ユタ・グループの利益急増は、今回の危機現象の背景にあるアメリカ鉱業資本による日本鉄鋼独占への支配・収奪の関係を明瞭に浮き彫りにさせたものといえよう。

また、米国鉱山資本カイザー社が28.3%の出資をしている豪州ハマスレー鉱の1975年1～6月の出荷鉱石屯当りの利益(税込み)は前年同期比およそ2.37倍、純利益トータルは2倍弱と、大巾に経営内容が改善されている(表-5)。

労働情勢の安定推移等による鉱山の生産性の上昇に加えて、むしろ74年9月の豪州切り下げと日

表-3 米炭価格推移
単位 CIF Per Wet M/T

	米炭平均	前年度比	金輸入炭
1965年度	US \$1848	+ \$ 0.30	US \$15.71
1966 "	\$1857	+ \$ 0.09	\$15.52
1967 "	\$1867	+ \$ 0.10	\$15.81
1968 "	\$1879	+ \$ 0.12	\$15.90
1969 "	\$1951	+ \$ 0.72	\$16.59
1970 "	\$2626	+ \$ 6.75	\$21.21
1971 "	\$2747	+ \$ 121	\$21.26
1972 "	\$2888	+ \$ 141	\$21.97
1973 "	\$33.42	+ \$ 4.54	\$25.64
1974 "	\$74.75	+ \$ 41.33	\$50.99

テックス・レポート社『原料炭年鑑』1975年版
57ページ。

表-4 米国の石炭関係会社の
75年1～3月期利益の急増ぶり

(オキシデントナル・スティール (傘下にIC社がある) アム)	U.S. STEEL	PITTSTON	NATIONAL STEEL (傘下にコンソルト・オイルがある)	BESTHEM STEEL	(利 益)
七、三八〇万ドル	一億八、二二〇万ドル	五、四九〇万ドル	二、三九〇万ドル	六、九四〇万ドル	八、〇三〇万ドル
(+) 一六・四%	(+) 一一〇二・五%	(+) 一七六・〇%	(+) 三・九%	(+) 六五・二%	(+) 八六・三% (前年同期比)

TEXレポート(日刊原料・資源版)
75年5月7日,

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表一 5 ハマスレー・ホールディングの
75年1~6月決算

	1~6月	
	1975年	1974年
生産数量	1,790	1,580
出荷"	1,670	1,540
純利益	1,360	710
償却	2,190	1,860
納税準備	1,030	390
ロイアリティ	850	640
金利負担	870	960
為替差損	160	250
税込利益	\$ 1.32	\$ 0.56

単位：金額 1万豪ドル
数量 1万ネット。トン
但し、税込利益は出荷鉱石1屯当り

出所 『TEXレポート』75.7.25

欧向け輸出価格の大巾引き上げが利益向上の二大要因とされている。

更に、米国カイザー・スチール社が47.5%の株式保有比率を占めるカイザー・リソーシーズ社（カナダのバーマー炭山元）は、75年度1~9月の通算利益が、一株当たり2ドル16セントに当る5,394万ドルに達しており、前年同期比で一株当たり利益が3.3倍、合計利益が3.5倍へと急上昇をみせている。

同社のE.F.カイザージニア社長はこの利益増加要因について、75年9月末現在で前年同時点比80.9%アップになっている炭価（L/TベースでFOB.Can 51ドル99）の上昇や、出荷量の増加、所得税率の軽減などを指摘している。（TEXレポート、75.10.20）

バルマー炭は対日出荷量でカナダ最大の炭田でもあり、同社の利益急上昇の裏には、原料炭の高価格攻勢で大きな岐路に直面する日本鉄鋼業の「危機」、即ち、米系資本による原料面を通じての対日収奪強化の過程があることをみておかねばなるまい。

第二点として、米系石油メジャーによるエネルギー総合支配戦略の重要な環として石炭部門への進出がはかられており、米国的主要石炭資本の買収という事態の進行とそれに伴うエネルギー戦略の発動という側面から今回の「原料炭危機」を捉えることが事態の背景を解く手がかりとしては不可欠である。

例えば、対日主力米炭シッパーであり、石油系石炭会社としては米国最大のコンソル（Consolidation Coal社）はコンチネンタル石油の完全子会社であり、石油系石炭会社のNo.2のアイランドクリーク（Island Creek Coal社）はオキシデンタルの完全子会社IC、カナダのスマーキー・リバーはスペリオル（Superior Oil社）の支配下に入っている。特にコンソルはItman炭、アイランドクリークはBeatrice炭を有しており、両銘柄だけで低揮発分炭の対日契約数量の5割以上にも達する比重を占めており、Keystone炭と併せてLV炭3大銘柄とみられている。日本鉄鋼業の米国産低揮発分炭への依存は大手米炭資本への依存に止まらずに、米系石油メジャーへの原料炭資源の依存関係としての性格をますます強めつつある。

そのことは、74年に端を発した原料炭価格の異常な急騰が米炭の大幅値上げを引き金として他ソースに波及した点や、米国産低揮発分炭を中心とする米炭の長期契約分の対日輸出を一方的に従来の供給ベースの半分以下に抑えた点からも知られる。（ちなみに74年度の3大低揮発炭の契約量とその達成率ではイットマン炭、ビートリス炭の年間契約量は420万トン、オーストンは200万トン、これに対して入荷率ではイットマン炭が20%，ビートリス炭が24%，キーストン炭が22%と軒並2割台にとどまっている。この3大LV炭を中心とする契約内容は、「米炭一辺倒」時代の1966年ごろに締結されたもので、その価格決定の仕方、対日出荷量、キャンセル条項、どれをとっ

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表-6の1 主要米炭4シッパーの
銘柄別対日契約数量 [1,000L/T]

(1) Pittston Coal Export Corp	
Pittston M.V. Blend	6,900
B.S. Blend	700
小計	7,600
(2) Consolidation Coal Co.	
Itman	4,318
Rowland	1,230
その他	694
小計	6,242
(3) Island Creek Coal Sales Co.	
Beatrice	4,250
V.P. №4	1,800
その他	570
小計	6,620
(4) Castner Curran & Bullitt Inc.	
Keystone	2,170
その他	590
小計	2,760
その他シッパーも含めると	
総合計	35,162
(その内、4シッパー小計	23,222)

『1974 原料炭年鑑』
64ページ 横テックス・レポート

ても米炭シッパーの「いいなり」的なものとなつており、今回の「米炭危機」、「原料炭危機」となつて日本へしわよせされる伏線をもつていたのである。)この事情は日本鉄鋼独占をして大型高炉のフル稼動を維持すべく米炭のスポット乱買に狂奔させ、「売手腕力相場」あるいは「暴力相場」とも称される事態へと拍車をかけた一連の過程の背景に米系メジャーによる強力な資源。エネルギー一戦略の展開があることを物語っているといえよう。

業界紙はこの点に関して次のような指摘をしている。

「強引な石炭価格引き上げのうしろにこれら石油資本の手が動いているとみても、あながちマト

表-6の2 1974年度米国炭
低撞発分炭 契約数量 [1,000L/T]

Itman	4,318
Keyston	2,170
Beatrice	4,250
V.P. №4	1,800
その他(各銘柄計)	3,865
小計	16,403

『1974 原料炭年鑑』
横テックス・レポート 63ページ

外れではあるまい。」(横テックス・レポート 75・3・10)。

「石油の次は石炭という長期戦略に基き、これらメジャー各社が自国の石炭資源や石炭会社を次々と買収、或いは傘下に收めてきたことは既に周知の事実であるが、世界的な炭価の暴騰で最後の舞台装置が完了、満を持していたメジャー各社が一斉にステージに上った観がする。」(同、75・7・11)

即ち、その背景にはニクソン前米大統領のエネルギー教書(1973年4月18日)において、「石炭はアメリカの最も豊富で低成本のエネルギー源である」と位置づけられ、「国内の石炭資源の開発と利用の拡大を最も優先的な国家目標とする」とのかつてない石炭重視の方向が打ち出されたことと大きくかかわっている。その基本方向を踏まえたニクソン時代のエネルギー自立作戦では表-7にもあるように80年までにはエネルギーの完全自給、81年からは輸出余力、との目標にそって、1985年には石炭生産を倍増していくという強気の計画が出された。その後、1974年には米連邦エネルギー庁は米国のエネルギー「独立計画」(プロジェクト・インデペンデンス)を発表し、新規や代替のエネルギー源開発が技術的、経済的にも困難とみて、自立計画を後退させている。それに沿って、石油・天然ガスから石炭へのエネルギー転換には環境問題、さらには電力

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表-7 米国エネルギー自立作戦の自給目標 (ニクソン大統領)
(石油1日100万バレル換算)

	1974年	75	76	77	78	79	80	85
石 油	11.1	11.3	11.6	12.0	12.5	13.0	14.0	15.3
油母頁岩	-	-	-	-	0.1	0.3	0.5	1.5
天 然 ガ ス	1.1.2	11.3	11.5	11.8	12.0	12.8	13.2	15.0
石 炭	7.4	7.9	8.4	9.0	9.6	10.3	11.0	12.1
水 力	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6
原 子 力	0.2	0.4	0.4	0.6	0.8	0.9	1.3	2.6
地 熱	-	-	-	-	0.1	0.3	0.6	1.0
国 内 供 給	31.3	32.3	33.3	34.8	36.6	39.4	42.1	49.6
需 要	37.3	38.0	38.8	39.6	40.4	41.2	42.1	46.5
輸 入	6.0	5.7	5.5	4.8	3.8	2.1	0	-3.1

表-8 米国エネルギー自立計画
の自給目標(フォード大統領)
(石油1日100万バレル換算)

	1985年(石油 同(同 1バレル7ドル 11ドルの の場合) 場合)	同(同 11ドルの 場合)
石 油	11.55	15.65
天 然 ガ ス	11.95	12.3
石 炭	9.95	11.45
原 子 力	6.25	6.25
そ の 他	2.45	2.55
国 内 供 給	42.15	48.2

表-9 米国エネルギー自立作戦
の資金計画(国家資金のみ)

省エネルギー	14.4億ドル
国産石油・天然ガスの増産	4.6 "
石炭ガス化など	21.75 "
原子力	40.9 "
新エネルギー源 (核融合)	18.35 "(14.5 ")
(太陽エネルギー)	(2.0 ")
(地熱エネルギー)	(1.85 ")
合 計	100.0 "

日本経済新聞 74.12.1

産業の財政負担といった制約が大きいことから、表-8にみられるように一定の手直をみせていく。とはいえ、「石炭はいまでも米国のエネルギー供給の18%を占めているが、この比率は徐々に高まろう。われわれは少なくとも石炭生産は年率10%のテンポでふやしたい」(ソーヒル・米エネルギー庁長官、1974.8.24 日経新聞)として、石炭資源開発をエネルギー自立計画の重要な柱としていく点は貫かれている。

こうして、米国のエネルギー自立ターゲットの一つの柱として石炭生産を1985年までに倍増して12億体制を確立する計画に呼応して石油系石炭会社が生産拡大に動き出していることを見ておかねばならない。

コンソルの親会社コノコの首脳部は「国内、並びに海外での石油関連活動の政治的リスクが益々増大している今日、石油産業は、あげて、経営の多角化の必要に迫られている」とのべており、他の石油関係者は、「政府の価格コントロールが無い資源は石炭のみ」(テックス・レポート、75.7.11)という判断に基づき、石炭開発により注力する方針を打ち出している。

ことに、1974年の日本鉄鋼業の「原料炭危機」とは好対照にも、米国では「石炭はもうかる」ということが74年の決算で決定的に裏づけられ、そのことが石油会社の石炭進出傾向に拍車をかけた。

例えば、コノコの完全子会社コンソルは、74

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

年の石炭生産が4,710万屯と73年比730万屯減になつたにも拘らず、利益の方は、73年の1千万弗の欠損が4,380万弗の純益となつた。コノコの75年投資予定額(9億500万弗)の24%が石炭部門、石油のアップストリーム47%，ダウンストリーム23%，ケミカル3%，その他3%となっており、74年の支払実績(8億700万弗)のうち石炭部門19%，石油のアップストリーム55%と比較すると、コノコがいかに石炭を重視しているかがわかる。コンソルの74年末保有石炭埋蔵量は139億トンと言われ、73年比15.3%増となっている。

米国の石油系石炭会社の第2で、オキシデンタルの完全子会社アイランド・クリーク・コールでは同社の保有埋蔵量は74年末で34億屯とされている。利益の方は、74年の石炭生産2,080万屯、73年比210万屯減にも拘らず、73年の純益1,060万弗が74年には1億150万弗へはね上った。アイランド・クリーク社は4炭鉱の新規開発を含む2億3,500万弗の投資作戦は展開中で、向う5年間で生産能力を倍増させようとしている。

石油会社の中で最大の石炭増産計画を打ち出しているのがエクソンである。74年の石炭生産は73年の50万屯減の250万屯に過ぎないが、一部ジョイント・ベンチャーを含め年産1,990万屯体制の確立を目指している。その完全子会社であるMonterey Coal Co.が2炭鉱を開発して年産440万屯を1976年から出荷開始、78年に達成しようとしている。エクソンのもう一つの子会社Carter Miningはワイオミングでエクソンとして最初の露天掘炭の開発を具体化させようとしている。第1段階年500万屯、第2段階年1,200万屯(1980年以降)の開発を見込んでいる。

こうして、米国のメジャー各社は、米国のエネルギー戦略という強力なバックアップを背景に、その巨大な資金力にモノを言わせて、向う10年

間で需要倍増が予想される石炭の新規開発に猛烈な勢いで取り組んでおり、戦後日本鉄鋼業にとつて未曾有の「原料炭危機」は、むしろ、米国メジャーの総合的なエネルギー支配戦略の一環としての石炭進出に最大限活用されたものといえよう。

(2) 技術開発と切り離された鉄鋼資源政策

今日の日本鉄鋼業の「原料炭危機」を規定する第三の要因として、技術の対欧米依存による資源依存の激化、即ち、直接的にはコークス製造技術の歐米依存の問題がある。

強粘結炭を主体とし(73年実績では75%配合)、しかも原料炭使用量のうち8%前後の米国産低揮発分炭を不可欠とする日本のコークス製造技術の特殊性は、アメリカ強粘結炭をベースコールとして専ら高炉の大型化とコークス比の低下を推進してきた戦後の日本鉄鋼資源政策に大きく規定されたものである。

急速な高炉の大型化と高能率化はコークス品質(とくに強度特性)の高度化とコークスの大量生産化を促し、そのことが一方では強粘結炭依存をむしろ高め、又他方では欧米の大型コークス炉の技術導入を競って推進させた。カールスチール、オットー、ウィルプット、コッバース、DKHなど、世界でも著名な欧米コークス炉のほとんどが日本に存在することとなり、今や海外コークス炉のデパートの観を呈する結果となっている。

強粘結炭を産出しないわが国では、ルール炭の性質に適合するように改良され、完成されたコークス炉をそのまま技術導入したため⁽⁶⁾、早くから強粘結炭の不足という矛盾にぶつかってきた。とりわけ、戦時鉄鋼業の崩壊が船舶喪失による原料輸入の途絶、とくに強粘結炭の絶対不足によって決定づけられた⁽⁷⁾苦い教訓から、戦後鉄鋼業は国内資源の高度利用を基礎とした自主的で民族的な資源確保とそれを技術的に支える自主的な技術開

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

発のための組織化をはかることを再建の課題として出發せざるを得なかつた、かにみえた。

敗戦直後、強粘結炭の輸入途絶に対応して、国内炭活用委員会の下で国内炭だけによる優良なコークス製造についての調査研究が行なわれ、なかでも日鉄輪西でのコーライト法は強粘結炭を使用しないで道内炭のみで当時の大型高炉の操業に成功した。この成功の背景には、戦時中、開灘炭の輸入が途絶した後、輪西の日産225~350屯高炉で強粘結炭を使用しない高炉操業に成功していくのであり、永年にわたる技術の蓄積が、GHQの政策的強制⁽⁸⁾と米人技術者の指導のもとに開花し、短期間に700屯の大型高炉での操業法を確立したのである。この成功は、「終戦後日本技術の獲得した最も輝かしい成果として、ピニロンの工業化とともに毎日工業技術賞が授与された」⁽⁹⁾ものである。

しかしながら、コーライト法はコスト的にも著しく高く、石炭それ自体についての科学的研究、とくにコークス化についての未解決の困難な問題が残されていた為、1950年6月には開灘炭の入荷の見通しが明らかになるに及んで、輪西製鉄所は同年8月以降コーライト製造を打切った。自主的に技術を開発する伝統と慣行に乏しいわが国の経営者は、この困難とリスクを回避したのである。それと共に、八幡製鉄所その他で研究されていった二段乾留法、粉コークス、無煙炭の配合、膨

潤炭など、国内に強粘結炭をほとんど産出しないわが国においてこそ、最も熱心に開発されなければならぬはずの独自の技術開発は、実を結ばないままに放棄されていった。

その後、アメリカの対日政策の転換の中で、国内資源の活用を基礎とする政策から海外原料に依存する方向へ大きく傾斜していくとともに、弱粘結炭、非粘結炭である日本炭を乾留用原料炭として活用する研究も、乾留条件あるいはコークス炉の設計を日本炭に適するように変更するといった、コークス製造技術を日本の石炭条件に見合った方向に変革するといった形では発展せず、日本のような資源条件の下でこそ他国に先がけて技術開発のなされるべき成形コークス研究で、逆に、弱粘結炭の使用に関心をもつて日本が遅い歐米（特に米、西独）にむしろ立ち遅れる状況すら招いている。

こうして、コークス製造技術の独自の改良、自主的開発に正面から取り組まないまま、高炉の大型化・高速化に対応すべく欧米の既存の大型コークス炉の技術導入を推進して強粘結炭依存を高め、加えて米国産低揮発性石炭を不可欠とする技術的制約を克服しないままに、貴重な国内炭（一般炭をも含む）の有効利用といった観点からの資源政策を放棄して、短絡的なコスト計算から無原則的に輸入原料炭依存を異常に高めてきたことこそ、今日の「原料炭危機」を大きく規定する技術的、資源政策の要因として指摘できよう。

輸入原料炭の高騰にあわいでいる日本鉄鋼業界は、燃料用に使われている安い国産の一般炭⁽¹⁰⁾を高炉用コークスに使うことに躊躇せながらもようやく本腰を入れて取り組み出したことは、既に本稿の〔(中)〕（経済科学通信第12号）第3章第3節でみてきた。

住友金属工業は、主原料の一般炭をアスファルトのピッチで接着して豆練炭にし、これをむし焼きにしてコークスにする技術を、西独のディディエ、エンジニアリング社、京阪煉炭工業と共同開

表-10 原料炭消費に占める国内炭
強粘結炭比

	国内炭比	強粘結炭比
1959年	53.7 (%)	47.3 (%)
1962	41.6	53.2
65	38.3	56.0
68	24.6	63.6
71	19.3	71.3
73	14.9	75.6

『1974原料炭年鑑』

株式会社TE Xレポート社 5ページ。

表-11 石炭需給長期見通し (単位万トン)

年 炭 度	49年 度 実 績			55年 度 無煙炭			60年 度 無煙炭			計
	原 料 炭	一 般 炭	無 煙 炭	原 料 炭	一 般 炭	無 煙 炭	原 料 炭	一 般 炭	無 煙 炭	
内 炭 度	1,033	982	15	2030	1,050	950	—	2,000	1,000	—
入 炭 度	6,235	37	148	6,420	8,540	470	190	9,200	8,600	1,460
供 給 合 計	41	58	5	104	—	—	—	—	—	—
内 輸 合 計	7309	1077	168	8,554	9,590	1,420	190	11,200	9,600	2,460
内 銅 計	6813	—	27	6,840	9,140	—	—	9,140	9,150	—
外 ガス・コーカス 力 電 一般 産 業 等 計	514	—	19	533	450	—	—	450	450	450
外 ガス 電 一般 産 業 等 計	0	818	0	818	—	1,040	—	1,040	—	2,080
外 一般 産 業 等 計	24	314	118	456	—	380	190	570	—	380
外 一般 産 業 等 計	7,351	11,32	164	8,647	9,590	1,420	190	11,200	9,600	2,460
										12,240

(1) 石炭鉱業審議会(通産省の諮問機関)の新石炭政策答申による。(75.7.15まとめ)
 (2) 朝日新聞 75.7.16

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向
 発した。すでに、小倉製鉄所での実験に成功し、75年4月末に和歌山製鉄所に設備を新設した。新日本製鉄も八幡製鉄所にプラントを建設中で、近く君津、大分両製鉄所にも一般炭のコークス化プラントを着工する。新日鉄の方法では、使用する原料炭のうち、最大20%を一般炭に置きかえるメドをつけており、この技術をもとに、更に一般炭の比率を高める技術を開発しており、外国産の原料炭への依存度を低める方針である。

しかしながら、総合エネルギー調査会(通産省の諮問機関)、石炭鉱業審議会(同)が75年7月に提出した「長期エネルギー需給計画」中間答申、新石炭政策答申では、国内石炭の生産は1980年、85年とも年産2千万屯の現状維持に据えおかれており、最大の国内エネルギー資源である石炭産業の大規模な復興という急務の課題はきわめて不十分な形で取り上げられていない。

しかも、「石炭需給長期見通し」によれば1985年には電力、一般産業等の一般炭需要2,460t/年間のうち1,460万屯は輸入炭に依存するという政策が出されており、鉄鋼業界における国産一般炭への今後の大量需要を考慮すれば、輸入一般炭への需要傾斜は更に強まり、その安定確保も危ぶまれる基盤をもつくりだしかねない。

海外一般炭の大規模な開発輸入政策といふ石炭鉱業審議会の答申を受けて、海外石炭開発会社(1969年12月、通産省の石炭政策に対応するため、大手鉄鋼会社と石炭業界が共同出資して設立した海外原料炭開発会社が、一般炭を開発輸入できるよう既に74年に衣替えしたもの)は海外炭の開発可能性調査に本格的に乗り出している。75年7月には豪州すでに実施し、8月は米国次いでアフリカで、10月にはインドでそれぞれはじめる他、向こう7年間にわたって毎年度4ヶ国で実施する方針である。

ところが、こうした海外石炭資源の大規模な開発調査の動きとは裏腹に、国内における水没炭鉱

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表-12 長期エネルギー需給計画
(カッコ内は換算値、単位 10兆キロカロリー、%)

項目 (単位)	48年度実績		55年 度		60年 度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
△需 要						
省エネルギー前 (石油換算億キロリットル)			60 (566)		83 (784)	
省エネルギー後 (")	383 ^{4.1}		56 (530)		76 (710)	
省エネルギー率 (%)			6.4		9.4	
△供 給						
①国産エネルギー	(37)	9.5	(44)	8.1	(57)	8.0
一般水力(万キロワット)	2120	{	2350	{	2,830	
水力 { 揚 水 (")	140 (18)	4.6	680 (22)	42	1,410 (26)	3.7
地 热 (")	0.06 ³	0.0	30 (0.6)	0.1	210 (36)	0.5
国内石油・天然ガス (万キロリットル)	370 (3.5)	0.9	640 (6.0)	1.2	1,400 (133)	1.8
国 内 石 炭 (万トン)	2,168 (15)	3.8	2,000 (13.4)	25	2,000 (13.3)	1.9
②準国産エネルギー	(2.4)	0.6	(23)	4.4	(68)	9.6
原 子 力 (万キロワット)	230 (24)	0.6	1,660 (23)	4.4	4,900 (68)	9.6
(国産・準国産計)	(39)	10.1	(67)	125	(125)	17.6
③輸入エネルギー	(344)	899	(463)	87.5	(585)	82.4
液化天然ガス (万トン)	237 (3.2)	0.8	2,060 (27)	5.2	4,200 (56)	7.9
石 炭 (")	5,800 (45)	11.7	9,200 (71)	13.4	10,240 (80)	11.2
石 油 (万キロリットル)	31,800 (296)	77.4	39,300 (365)	68.9	48,500 (453)	63.3
④一次エネルギー計 (石油換算億キロリットル)	383 ^{4.1}	100.0	56 (530)	100.0	76 (710)	100.0
△参 考(電力)						
総発電電力量 (億キロワット時)	4,701 (115.2)	300	6,744 (165.2)	312	9,220 (225.9)	318
総需要電力量 (")	4,218		6,011		8,154	

注 ① この需給計画は政府の政策努力とエネルギーの生産者および消費者を含む国民の努力と協力を前提として達成されるべき長期的効率目標値である。

② 輸入炭のうち一般炭は55年度470万トン、60年度1,460万トン。

③ 総合エネルギー調査会(通産省の諮問機関)の「長期エネルギー需給計画」中間答申。

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

の再開発は技術的・経済的に不可能視され、鉱区の統合による方策などは十分に検討されていない。さらに大切なことは、地域一帯にわたる2,000メートルくらいまでの深部のボーリングその他の方法での探鉱調査である。これは欧米・ソ連・中国ではあたりまえのことになっている。日本ではもっとも深いもので900メートル、平均300~400メートルくらいしか調べられていない。この点については、ソフレミン調査報告についても、日本の石炭資源について、埋蔵量とその分布状態についての正確な把握がなされず、変化に富む第三紀層を対象とした自然条

件を前提にするにしては、日本の炭量把握があまりにも曖昧であり、「この点についての正確な知識がないため、しばしば近代化導入のための措置をみきわめることができないでいる」との指摘をうけたことにも明白に示されている。

今日、実収炭量20億屯とみられる国内炭資源の再開発については、エネルギー・原料資源の自給の向上という観点から長期にわたる一貫した優先政策が望まれている。磯部俊郎氏は、技術優先の施策が、きめ細かく、一山一山に対してとられれば、現有炭鉱においての一般炭を増産する可能

表-13 主要輸入対象国の原料炭開発とともにあって期待し
うる一般炭埋蔵量

(単位: 100万トン)

国および地区別		発表年	埋蔵量	無煙炭 半無煙炭	強粘結炭	一般炭(ガス化・液化用)		
						小計	可採炭量 (可採率) 50%	構成比
米国	東部地区	1969	329,657	21,010	194,236	114,411	57,206	
	中部地区		166,549	414	14,619	15,151	75,758	
	西部地区		795,664	92	179,90	777,582	388,791	
	小計	1970	1,291,870	21,516	226,845	104,350	521,750	
オーストラリア	New South Wales州		2,950		990	1,960 (3,920)	1,960	
	Queensland州		1,243		311	932 (1,864)	932	
	小計	1954 1966	4,193		*1,301	2,892 (5,784)	2,892	13%
カナダ	Alberta州		47,240		37,291	9,949	4,975	
	British Columbia州		59,512		58,517	9,95	4,97	
	小計	1948 1972	106,752		95,808	10,994	5,472	25%
ノルウェー	サハリン州	1965 1968	3,540		550	2,990	1,490	7%
中国	遼寧省	1970	24,770	180	390	24,200	12,100	55%
	合計		1,431,125 (100%)	21,696	3,248,94 (227%)	1,084,535 (758%)	543,708	
米国を除く4カ国計			1,392,25	180	98,049	41,026 (43,918)	21,954	100%

注 (1) オーストラリアの炭量は、すべて可採炭量。*弱粘結炭を含む。

(2) ()は可採率5%として逆算したもの。

(3) 科学技術庁資源調査会報告第65号(昭和48年11月27日)資料による。

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表一 14 米・加・豪・各国の露天掘・坑内掘の比率

		露 天 掘 (含オーガー掘)	坑 内 掘	計
ア メ リ カ		282,744千トン 50.4 %	277,845千トン 49.6 %	560,589千トン 100 %
カ ナ ダ	アルバータ州	8,577千トン 81.7 %	1,911千トン 18.3 %	10,488千トン 100 %
	ブリティッシュコロンビア州	9,585千トン 88.3 %	1,270千トン 11.7 %	10,855千トン 100 %
豪 州	ニューサウスウェールズ州	4,603千トン 12.6 %	31,777千トン 87.4 %	36,380千トン 100 %
	クイーンズランド州	14,781千トン 79.8 %	3,739千トン 20.2 %	18,520千トン 100 %

鉄鋼界 75年1月号

性は十分残されており、閉山炭鉱のうち幾つかは新規に開発するよりはるかに割安で可能であることを指摘し、処女炭田の開発も含めて、日本の石炭生産量は4,000万tになると試算している。⁽¹²⁾

現在炭鉱の育成により	500万トンの増産
閉山炭鉱の復活により	500万トン "
処女炭田の開発により	1,000万トン "
合計	2,000万トン "
∴ 現行2,000万t十増産2,000万t =	4,000万t／年

こうした、石炭鉱業の抜本的な復興対策を基にして初めて、エネルギー自給の向上が可能となるのであり、電力産業に止まらず、鉄鋼業においても国内一般炭の利用をベースとした成型炭、成形コークスの開発がより安定した資源的展望をもつことができるるのである。

「原料炭危機」が日本鉄鋼業に対して突きつけた教訓は、自主的な資源・エネルギー確保をどのように図っていくかという点であり、国内エネルギー資源の高度開発・利用と切り離された鉄鋼資源政策の基盤の不安定性をあらためて浮彫りにさせたのである。

一方、石炭鉱業の民主的復興の道は、現在日本

が保有している炭鉱技術水準の維持発展という立場からも必要である。今日、わが国の炭鉱技術は、この数年間に驚くべき能率の向上を示し、坑内掘としては世界的にも高いレベルに到達している。三井石炭鉱業の自走支保スライシング長壁式採炭法は既にカナダのバーマー炭に技術輸出され成果をあげている他、太平洋炭鉱のW.S.D.長壁式採炭法も近く豪州へ一式輸出されることになっている。⁽¹³⁾ 若干は諸外国から機械類の輸入はあるものの、ほとんどの近代採炭機械は国産化され、同時に輸出する立場にさえなっている。

こうした採炭技術の確保、いっそその発展こそ、資源產出国との平等、互恵の立場に立った直接の自主的な資源確保の不可欠の基礎となるのである。諸外国においても坑内掘を対象とするものが今後増えてくる中で、日本の炭鉱技術活用の舞台は拡がるものとみられているが、国内炭鉱の復興＝再開発と自主的な採炭技術をベースにして、初めて、海外石炭の自主的で安定した確保も可能となるのである。

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

(3) 鉄鋼資源政策の自主的・民主的方向

今日、原料炭問題は、高炉用コークス製造技術の最大の検討課題となってきており、高炉製鉄法の行く手に立ちふさがる大きな壁として登場している。その制約を打開する努力は、成型炭法、予熱炭装入法等のコークス製造技術の改良から、成形コークスにみられるような従来の乾留方法、コークス炉の根本的変革をめざす技術開発へ、更には高炉製鉄法そのものの変革を展望した直接環元製鉄、あるいは原子力製鉄への研究・開発へと世界的な規模で拡がりつつある。

とりわけ、深刻な公害・環境問題、資源・エネルギー問題を抱える日本鉄鋼業にとって、原料炭対策技術、公害防止技術の開発は死活問題となっている。ところが、日本の資源・環境条件に適合し、その解決をはかるという形での自主的な技術開発を欠き、各産業部門間の有機的連携を断ち切られてきたため、成形コークスの技術開発では関心の日が浅い米・西独等に立ち遅れをみせており、直接環元技術に至っては、工業化段階にある米・西独・スウェーデン等に比して、日本では技術開発・導入技術の蓄積すらほとんどもっていない状況にある。また原子力製鉄技術の開発では、その出発点となる高温ガス炉の技術開発を全面的にアメリカに依存しており、将来の長期的展望にたった自主的な原子力研究・開発の努力を、事実上おざりにしている状態にある。

こうした中にあって日本鉄鋼独占の必死の対応は、直接還元製鉄の技術導入の本格的試みの動きや、成形コークスの技術導入の検討、更には原子力製鉄での米・西独等との国際的な共同開発体制への動きなど、海外技術の導入による技術的断層の克服、急速なキャッチアップという従来の基本路線をひた走ろうとしている。しかしながら、他方では自主的技術発展を可能にする諸条件がかってなく蓄積されてきており、この側面を併せて把

えることなくしては、国際的にみて著しい特殊性を有する日本において、資源・環境条件に適合した技術の自主的発展を強力に促すための打開エネルギー、方向を深部からつかみだすことはできない。

その一つは、戦後における新しい銑鋼一貫製鉄所の建設。操業の蓄積である。戦後の技術導入は、本格的な合理化が始まってから、八幡製鉄・富士製鉄のストリップ・ミル操業技術の導入（米・アームコ社より）を皮切りに、1973年までに500件以上の甲種技術導入契約（1年以上の期間契約）がなされた。戦前の日本と先進諸国との技術格差は戦争によって、そのまま引きつがれ戦後の技術的空白がさらにこれに拍車をかけたのであり、復旧・増産・旧設備の更新と合理化という一連の過程をたどるのに追われる企業にとって、自己開発による技術革新の対応という極めて困難な道を避けて、その技術的課題を「安全かつ確実な」技術導入に求め「速効的な成果」をねらった技術投資に終始してきた。したがって、新製鉄所内の個々の新鋭設備をみれば海外技術導入したものである（表-15、16参照）。しかしながら、新製鉄所を全体として技術的にみれば、数多くの日本の技術がこれに加わり、これが総合されて日本の独自の発展をとげ、新製鉄所が構成されている。

それは海岸埋立てによる巨大な敷地造成、製鉄所全体のレイアウト、各種工場、設備の建設にはじまり、これら工場、設備を一体化したシステムによる運営管理、高度の操業技術と情報システムに裏打ちされた生産管理システム、あるいは物流・エネルギー・トータル管理・水処理・公害防止などの諸システムにまで及んでいる。

技術輸出はプラジルのウジ・ミナス社をきっかけに、1963年から始まり、1965年以降は欧州およびアメリカへの高炉の操業技術の輸出が行なわれ、最近では工場全体の情報管理システ

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

表-15 甲種技術導入契約

期間(年度)	件数
1951～55	34
1956～60	79
1961～65	116
1966～70	169
1971～73	107
計	505

出所 鉄鋼年鑑 1974年版
29ページ。「最近20年史」

表-16 技術輸出件数

年 度	件 数
1963	2
64	4
65	7
66	7
67	10
68	13
69	18
70	23
71	8
72	7
73	10
計	109

出所 鉄鋼年鑑 1974年版
29ページ。「最近20年史」

ムにまで、採り入れられるようになった。そのことは、日本における製鉄技術エンジニアリングの蓄積が、今日では諸外国の鉄鋼メーカーから高く評価されるようになったことを示す一例である。更に昨今では、製鉄設備のエンジニアリング・操業指導・一貫情報管理システムなどの引き合いから、その対象が一貫製鉄所全体にまで及んでおり、製鉄技術協力が鉄鋼業における固有の事業分野として形成されつつある。

新日本製鉄におけるエンジニアリング事業本部(74年6月)、川崎製鉄におけるエンジニアリング・センターの発足(73年2月)などエンジニアリング部門の集約、拡充を目的とした体制づ

くり、日本钢管重工事業部の再編、合理化案などのきわだった動きが出てきている。一方、これまでその「核」をもたなかった住友金属工業、神戸製鉄も「核づくり」に積極的に取り組む姿勢を打ち出し始めており、鉄鋼需要増加テンポの鈍化、原料面における量的・価格的制約要因の表面化、さらに公害問題などに伴う国内立地難などを背景に、エンジニアリング分野を中心とする非製鉄部門の拡充強化に向けて鉄鋼大手の焦燥がピタリと定ってきている。

こうして、技術輸出件数の地域別内訳をみても欧米が50%以上を占めており、開発途上国だけではなく、鉄鋼先進諸国へも各種の鉄鋼製造技術を輸出してきている。その典型例として、新日本製鉄による鉄鋼先進国スウェーデンへの鉄鋼全般にわたる技術協力、日本钢管の米大手鉄鋼メーカー、イングランド・スチールへの大型高炉建設の技術援助をみるとがきよう。

図-5 技術輸出件数の地域別内訳
(49年8月現在)

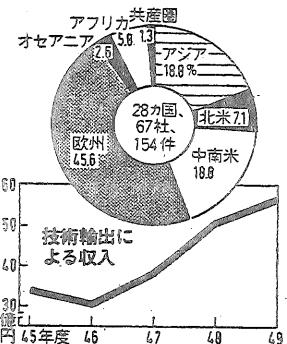
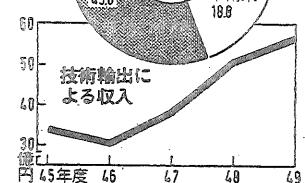


図-6



75.4.2 日経産業新聞

新日本製鉄はスウェーデンの国営製鉄会社ノルボッテンに対し鉄鋼全般にわたって技術協力することで合意し、全般的な指導に関する基本契約を結んだことを75年8月6日に明らかにした。(日刊工業新聞75.8.7)。基本契約の内容は新

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

銳製鉄所の建設技術および既存製鉄所の設備更新をはじめ公害関連対策、操業、生産・販売管理システムに及ぶ広範囲、総合的な協力を含むもので、契約の有効期間は1975年7月から3年間とし、その後2年間は自動延長を認めることになっていて。新日鉄でもこの契約内容について「画期的なこと」と評価しており、日刊工業新聞も「鉄鋼業界初の快挙」(75.8.7付)と報じており、これは日本鉄鋼業の技術水準と信頼性の高さを示すとともに今後の海外に対する技術協力のあり方を方向づけるものとして注目される動きである。

日本钢管による米大手鉄鋼メーカー、インランド・スチール社への大型高炉建設の技術援助は75年8月から4年間の契約期間となっており、アメリカで初めての3千立方メートル級の大型高炉の建設技術および操業ノウハウについて先方より協力を求めてきたものである。鉄鋼技術の最先進国アメリカに対して、大型高炉の技術援助はこれが初めてであり、インランド社に続いて他の米鉄鋼メーカーも大型高炉の新設に踏み切り、日本に技術援助を求めてくることが予想され、これまで発展途上国が主体だった日本鉄鋼業の技術輸出は一段と多様化する見通しである。

1950年代末期の日本鉄鋼業における海外技術導入の華かなりし時期に、国内における自主的技術の萌芽と蓄積の基盤として、その重要性を指摘された故雀部高雄氏の慧眼はまさに今日の事態をも視野にとりこんだものといえよう。

「組合わされた個々の技術は、上層部の導入技術のようにニュース・バリューは大きくないが、この貴重な積み重ねの価値を見失うのは危険である」⁽¹⁴⁾。

しかしながら、そうした「操業技術」、「管理技術」の蓄積や各企業における技術開発体制の強化(例えば新日鉄ではこの5年間に研究開発費は95億円から270億円に、対売上高比で0.74%から1.1%に増加、研究部門の人数は2,159

人から73年度2,767人に増加した)にも拘らず、成熟段階に達した高炉-転炉方式の製鉄技術に対して、生産構造を基本的に変える可能性をもつ技術開発の進展には必ずしも結びついておらず、そうした領域ではむしろ米・西独・スウェーデン等にかなりの遅れをとっている点をも同時に見ておかねばなるまい。⁽¹⁵⁾

次に、日本における鉄鋼技術の自主的発展を促す土壤として見ておかねばならないのは、原子力製鉄や公害防止技術の研究・開発面での業界での共同化の方向が出てきている点である。

1973年5月の「原子力製鉄技術研究組合」の設立を機に技術開発の共同体制の方向が強まり、74年4月には「鉄鋼工場廃水再生利用技術開発事業」の設立、更に75年1月には既設の「鉄鋼業NoX防除技術開発本部」、「(財)鉄鋼設備窒素酸化物防除技術開発基金」に加えて、「鉄鋼業窒素酸化物防除技術研究組合」が設立されるなど、他産業にみられない程技術開発の共同研究体制が進められつつある。

その背景には、新日本製鉄の成立によるカルテル体制の強化が研究開発の分野にまで根をおろしてきている点がある。その点については、通産省官僚の次の指摘にも示されている。

即ち、新日鉄の成立によって、「とくに研究投資によるメリットが大きく、これは新日鉄だけにとどまらず業界全体に研究投資に対する協調ムードを促進させている」(通産省基礎産業局・矢野俊比古局長—75.3.26、日刊工業新聞)。

また、鉄鋼技術の研究開発の共同体制を強く促すものとして、現代鉄鋼技術の性格と日本におけるその特殊性を見逃してはなるまい。

現在の高炉製鉄法の体系は、数百年あるいは数十年以上にわたり漸次完成されたもので、経験的に非常に完全な状態に近づいている。そのため、どんな小さな変化も単独に行なえば有害な結果を伴うことがあり、小さな改善でも大がかりな開発

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

試験を必要とする場合が多く、総じて、実験結果を大規模に安心して適用するに至るまでには巨額の開発資金を必要とするようになった。

他方、まったく新しい原理にもとづく新製鉄技術が要求されているが、新しい製鉄法はそれが技術的に可能であっても大量の鉄鋼を生産しなければならない現在の段階では保守費等のコスト面が大きな制約となっており、その評価には長年の経験が必要である。

これに加えて、鉄鋼業の拡張には巨大な資金を必要とし、その事業は大きな投機性をもつに至っている。しかも、新しい製鉄技術の開発の困難性とその開発資金の膨大化も重なり、このため、その資本的負荷が制約となって、開発リスクをおかすよりも、確実な収益が上がる普通の施設の建設へと使用できる財源を投下せざるをえない面が強まっている。

こうして、現代鉄鋼技術の開発には、大がかりな手続きと、長期にわたる試験期間と、大きな資本を必要とするようになっており、この複雑化、大規模、社会化した鉄鋼技術を急速に発展させるためには、企業の枠と制約を越えた強力な社会的性格の研究機関を必要とするようになった。

とりわけ、資源・環境汚染問題の深刻な日本では、徹底した公害防止技術と資源対策技術の発展如何が日本鉄鋼業の将来の死活問題として立ちはだかっており、その自主的解決をめざした独自な技術開発の活発化を緊急の課題とするに至っている。

業界共同の開発研究について、「これは新日鉄が誕生したからというだけでなく、公害問題やエネルギー問題の発生など、一般情勢の変化にもよる」（松尾金属・日本钢管副社長）との指摘もあるように、まさに現代鉄鋼技術の性格、日本鉄鋼業の直面する資源・公害問題等への必要最小限の対応として出てきたもので、自主的技術発展の土壤と体制をもちえないわが国では特に必要とさ

れてきたものである。

以上にみてきたような、資源・技術問題をめぐる新たな諸条件が、真にわが国鉄鋼業の自主的民主的発展に途を開くものとなるためには、国家の経済政策と政策主体の民主的転換をはかり、鉄鋼業自体に対し、国民経済と国民生活全体の利益に合致する方向での民主的規制を実施することが必要なことは、いうまでもない。わが国最大最強の独占企業でありかつ幾重にも国家の支持を受けている鉄鋼業に対する民主的規制は、資源、技術、資本、貿易、等々での日本経済の対米従属性の構造を打破するうえでも不可欠である。ところが現状は、直接環元技術や成形コークスにおける海外技術の導入をベースとした方向、原子力製鉄分野での国際的な共同体制への動きなど、全体としては、国内での共同開発体制や製鉄エンジニアリングの蓄積等が、むしろ国際鉄鋼独占グループの共同開発体制推進の土台ともなり、先端技術面での対欧米依存の深刻化すら招きかねない危険性を一方で強めている。しかも、そのような新しい製鉄技術をめぐる動きが、資源開発・海外立地における国際コンソーシアムの活発化と併せて出てきており、海外立地に伴う原料調達・資金調達等々でのアメリカ独占への依存の強化と重なって展開されようとしている。

「原料炭危機」が日本鉄鋼業に突きつけた強烈な教訓は、国際鉄鋼資本の原料独占ルートを媒介とした原料輸入方式、海外エネルギー・資源への全面依存の方向から、鉄鋼資源産出国との平等・互恵の貿易関係の確立を背景とした自主的な原料取得方式への転換を速かに実現させていくことであり、石炭をはじめ水力その他各種国内のエネルギー資源の利用の可能性を最大限に追求することを抜きにしてはその展開が難しいことである。

しかも、「本来、海外資源の開発は自主的にはやれない（資源産出国の主権）もので、自主性をもたすべきものは、日本の経済と技術開発部門で

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

ある」⁽¹⁶⁾といふ基本原則をふまえて、自主的で総合的な技術開発の体制と土壤をつくることを急務としている。

資源産出国における資源の加工度向上の政策方向は鉄鋼業を基幹産業として育成していくとする要求となって出てきており、製鉄技術協力を軸とした海外製鉄所建設の動きが活発化していることは既にみてきた。その際、各国の資源・経済環境に適合した技術を要求する声がきわめて強く、自主的な海外経済協力を進める上からも、国内における自主的な技術開発、将来の展望にたった総合的な研究・開発体制の確立が日本の資源安定確保の重要な鍵となりつつある。

「ブラジルでの鉄鋼シンポジウムに参加したが多くの開発途上国代表が強調した点は、先進国の技術そのまでなく、国情に適した技術が欲しいという点であった。話題の直接環元技術のみでなく、圧延機一つとっても国情に適した機種の選定をどうするか、さらにそのための改良設計を行なえないかという点までの問題が掘り下げられた場合もあったと聞く。わが国の鉄鋼業界は世界でもトップレベルの量産技術を開発してきたものの、従来このような視点からの技術開発は手薄であったように感じられる。」（工業技術院・総括研究開発官：佐藤真信）

日本鉄鋼業が今日抱える以上のような基本的課題に真正面から取りくみ、解決していく上で次の諸点を実現していくことが必要である。

その一つは、鉄鋼技術の研究開発の共同化の方向をより促進していくことである。それも、「製鉄業は総合科学工業」（新日鐵武田豊専務）であることをふまえて、鉄鋼産業の枠内にとどまらず、他の研究諸機関や研究者諸階層の積極的参加を保障し、公開・民主の原則に基いて、創造的で組織的な研究活動を強力に推進しうる民主的で社会的な性格の研究開発体制の確立を急がねばならない。原料炭問題や公害問題など国内における自主的技

術開発のモチーフ。フォースがかかるなく高まり、自主的な海外技術協力や資源政策etcの面からのブッシュ要因も加わって、それらの技術的諸問題を有効に自主的に解決しうる体制の確立如何が、将来の国際競争力を大きく左右する時期を迎えていいる。

第二に、日本鉄鋼業のアキレス腱でもある原料炭問題の解決に向けて、一方では成型炭・成形コーカス技術の開発など国産一般炭の利用技術の開発をより促進するとともに、石炭産業の本格的な大規模な復興をはかるために国営の石炭復興公社を設立し、すべての炭田・炭層・鉱区の徹底的な再調査、最適掘進による採炭などをすすめ、大陸棚をふくむ全国的な探査をすすめなければならない。

第三に、資源産出国との平等・互恵の立場にたった自主的な資源確保をはかるために、鉄鋼資本や商社による海外進出、多国籍企業化の方向に対して、適正な国民的規制と監視を保障しうる制度的整備をはかる必要がある。

第四に、自主的な技術発展は、社会的、経済的情構造と密接に結びついており、その面で特殊性の強い日本では、社会科学の立場からの研究に力を入れ、鉄鋼産業・技術のあるべき方向を産業構造・科学・技術全般との関連の中に正しく見定めなければならない。そのためには社会学者・技術者・労働者を巻きこんだ強力で総合的な経済研究体制を敷くことも必要である。

〔附記〕

1974年春から夏場にかけての「原料炭危機」のすさまじさは、製鉄所で原料・資源問題の解決に日々従事している小生にとってもいい知れぬ危機感と負担をおしかぶせてきた。

この危機の本質の解明を通じて、自己のたずさわる産業・労働の社会的位置と性格の具体的な研究にもつなげていきたいという問題意識にたって、

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

この一年間でまとめてきたのが小論(上・中・下)である。

なお、小論で当初予定していた、各国の資源構造の国際比較を通して日本鉄鋼資源問題解明の一助にする、といった一節については紙数や資料制約上、割愛せざるをえなかった。この点の分析については他日を期したい。

小論をまとめる上で、中村静治、池上惇、森岡孝二等の諸先達からの懇切な御教示に浴することができ、また原料関係の労働にたずさわっている諸先輩からの励ましや示唆に接することができたことをここに記して謝する次第である。

(注)

- (1) 雀部高雄『鉄鋼技術論』ダイヤモンド社、1968年、第5章参照
- (2) この観点からの分析としては、戸田弘元「わが国鉄鋼業の海外事業展開の現状とその趨勢」(『鉄鋼界』75.2月号)
- (3) 米大統領原料政策委員会『自由世界の天然資源——ベリー報告』1952年 時事通信社訳、1953年、109ページ
- (4) 関下稔「戦後アメリカの原・燃料支配政策の基本思想[1] —『ベリー報告』を中心として—」『山口経済学雑誌第23巻』1974、11月および森岡孝二「帝国主義と原料資源問題」、経済理論学会編『現代資本主義と資源問題』、1965年、参照
- (5) 『TEXレポート』75年.3.6
この点に関して、業界紙は次のように総括している。

「1975年春に於ける輸入原料炭価格の暴騰はその原因の総てが、1974年の初夏から始まった我が国高炉ミルによる米炭の気違いじみた買いあさりにあったと言っても過言ではない。

而もその買いあさりが石油危機が去り、また、

我が国鉄鋼生産が前年度比5%(600万トン)の減産になった1974年度に於いて起ったというところに最も大きな問題がある。....このようなくレージーを買い付けの背景には、『それでも鋼材の輸出価格が高いのでペイする』という判断が殆どミルにあったためである。(テックス・レポート社、『原料炭年鑑』75年版、1ページ)

上記の指摘は、戦後日本鉄鋼業の設備投資主導型の高度成長政策の下で、その急速な資源需要の拡大に後続的に対処するといった戦後鉄鋼資源政策の特質が、「買いあさり」、あるいは「クレージーを買い付け」という典型的な現象を軸に浮き彫りに示している。

しかしながら、一方的な米国石炭シッパーとの契約内容自体の内に今回の「腕力相場」を可能にする諸条件が含まれており、米系資本への鉄鋼資源依存の中味がそこに凝縮されていることの理解と併せて、初めて、次に展開される「原料炭危機」の国際的把握につなげうるのである。

- (6) 村田富二郎氏(『石炭化学』1964年、勁草書房)はこの問題を鋭く突いている。
西独のルール地方では、炭質的には一種類のいわば単味の石炭から強度指数の高いコークスを製造しているといわれている。(田部三郎『鉄鋼原料論』1、1963年、ダイヤモンド社、474ページ)。これは、発祥が古く、石炭立地を最も重視した西独の製鉄業が炭質と埋蔵量に恵まれたルール炭田に位置しているためであるが、何よりも、現在のコークス炉がルール炭の性質に適するように改良され、完成されたものであるという側面を見落してはなるまい。
- (7) コーヘンは『戦時戦後の日本経済』で、「日本の鉄鋼生産力の低下、従ってまたその戦力の低下は、製鉄工場に対する空襲のためでも、また都市爆撃に因るものではなく、全く船舶喪失

資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向

による原料供給の逼迫のためであった』（上巻289ページ）といみじくも指摘している。

事実、鉱石品位の低下と、コークス灰分の上昇による出銑能率の低下が著しく、1943年末には稼動基數35基を数えた高炉は、1945年には9基、1946年にはわずか3基が稼動しているにすぎなかつた。

(8) 対日援助費の削減を直接の目的として、1949年中にGHQから通産省を通じあるいは企業に直接出された輸入原料の使用制限にかかる指令・覚書には次のような点が含まれていた。

(イ) 国内炭のみによるコークス製造についての覚書（1949年5月23日）。

(ロ) 輸入炭配合率制限—1949年初め50%をこえていた高炉用コークスの輸入炭配合率を40%以下に引き下げる指示（7月13日）。その他、鉄鉱石、重油、銑鉄に関する同の指令・覚書も出された。（今井則義編『現代日本産業講座』岩波書店、118ページ）。

(9) 日本鉄鋼連盟『戦後鉄鋼史』61ページ。

(10) 駒部高雄『鉄鋼技術論』、『現代日本産業講座』では、日本鉄鋼業における自主技術の発展の課題という観点から、コーライト法の生成、放棄の歴史的意義について適切な分析が加えられている。

なお、詳細な技術的経過の報告としては、

『コーライトコークスについて—室蘭製鉄所に於ける研究と実績—』1（1957年10月化工研、第201号）。

(11) 74年下期の平均単価は国内弱粘結炭が11,496円、国内一般炭で関東地域向けの基準品位6,000カロリー物で8,550円、それに對し、豪州弱粘が9,185円、輸入強粘が18,191円。（75.7.16、TEXレポートより）

(12) 駒部俊郎「日本における石炭問題」、『現代人の科学2、エネルギーの技術と科学』日本科学者会議編 大月書店、1975年7月。

(13) 矢野隆二「原料炭開発の現状と今後の課題」『鉄鋼界』75年1月号。

(14) 駒部高雄『鉄鋼技術論』89ページ。

(15) 「操業技術」や「管理技術」の卓越性をあげて日本の技術水準の高さが誇示される論調に対して、中村静治氏は生産技術との関連でその限界性を指摘され、それぞれの部門における主要労働手段の発展についての確かな分析を抜きにしては、正しい解決の方向を見失わせるのに役立つだけであると厳しく批判されている。（中村静治『戦後日本経済と技術発展』日本評論社1968年、第5章）。

(16) 黒岩俊郎「日本鉄鋼業の資源問題」（『経済評論』1971年5月号 36~37ページ）。

（筆者 鉄鋼労働者）

連載講座

『資本論』研究入門 5

第八章 労働日，第二節

池上 悅

1. 剰余労働の搾取関係の発生

第8章、第2節は、「剰余労働への渴望、工場主とボヤール」と題されている。この節の目的は、剰余労働の資本家による搾取という関係を人類史の流れのなかで、一つの歴史的形態として位置づけ、それによって、剰余労働の搾取の発生と剰余労働の搾取の消滅の諸条件を解明するところにある。その意味では、労働日という一つの歴史的な、資本主義的な形態を手がかりにして、資本主義社会における生産関係を史的唯物論、あるいは、社会発展史との関連のうちにとらえたものといえる。「経済学と史的唯物論」というテーマは、日本の経済学でもしばしば論争されてきた問題である。しかし、その論争にあたって、この節が具体的に検討されたことはかってなかった。その理由は行論の展開のなかで言及することにするが、ここでは、マルクスが経済関係を解明するばあい、資本主義社会内部の経済関係の分析のうしろに、しばしば、社会発展史との関係を論じていることに注目しよう。経済学は一方では、特定の社会構成体の内部編成、社会を構成する要素の相互依存関係をあきらかにする。これを「ヨコの関係」といふとすれば、この関係は、実は、運動し、発展し、変動しつつある歴史過程の一コマにすぎず、社会構成体から社会構成体への移行における「タテの関係」を背後にもつ。その意味では、「ヨコの関係」は「タテの関係」のない手なのである。

マルクスは、剰余労働を労働日の限界において資本主義社会の内部における資本家と労働者の契約関係を解明したのち、この節では、冒頭につぎのように述べている。

「資本が剰余労働を発明したのではない。いつでも、社会の一部の者が生産手段の独占権を握っていてれば、いつも労働者は、自由であろうと不自由であろうと、自分自身を維持するために必要な労働時間に余分な労働時間をつけ加えて、生産手段の所有者のために生活手段を生産しなければならない。」（全集刊行会誌、第1分冊、306ページ）

所有者としてマルクスがあげているのは、「アテナイの貴族」「エトルリアの神政者」「ローマの市民」「ノルマンの領主」「アメリカの奴隸所有者」「ワラキアのボヤール」「現代の大土地主や資本家」であった。社会が階級社会に分裂して搾取者と被搾取者というあまり有難くない「分業」がいかにして発生してきたかについては、マルクスが「経済学批判」作成のための草稿として書いた『経済学批判要綱』のなかの『資本主義に先行する諸形態』、さらにより完全な形では、F・エンゲルスの『家族、私有財産、および、国家の起源』第五章アテナイ国家の発生、などで展開されているのでそちらを参照していただきたい。ここでひとついえることは、階級国家の発生にあたって、共同体の共同業務——自然災害に備えての食

糧などの貯蔵、防衛、紛争の決裁、治山治水事業、他の共同体との交易、などが社会の生産の進歩と人口の流入につれてますます大きくなり、この業務をになり「暇のある専門の階級」を社会のなかから分離するにいたる、ということである。その意味では、「支配するものと支配されるもの」との分業もまた社会の進歩を保障する分業の一種であることは間違いない。しかし、生産力がさらにすすみ、社会が多くの剩余生産物をつくりうるようになっても、その成果を少数の支配階級が占有してしまい、社会の構成員は「ものをつくるが、人間としては発達できない」ことになると、階級国家は時代おくれになって社会の成員の大多数が結集されると「交替か?」「死滅か?」のいずれかの道を辿らざるをえない。

マルクスが、この節で、ボヤールの分析をするにあたって共同体や、共同労働の成果がいかにして農奴主のための労働=夫役に転化したか、夫役から農奴制が発生する筋道はどのようなものかに簡単に言及している。

ドナウ諸侯国では、「土地の一部分は自由な私的所有として共同体の諸成員によって独立に管理され、他の部分——*agar publicus*——は彼らによって共同に耕作された。この共同労働の生産物は、一部は凶作その他の災害のための予備財源として役だち、一部は戦費や宗教費やその他の共同体支出をまかうための国庫として役だった。時がたつにつれて軍事関係や教会関係の高職者たちは、共有財産といっしょに共有財産のための仕事を横領した。自分たちの公共地での自由な農民の労働は、公共地盗人たちのための夫役に変わった。それと同時に農奴制諸関係が発展した。」

(308ページ)

共同体を維持するための自由で自発的な労働が剩余労働に転化してゆく有様を描いたこのすぐれた叙述は、共同体と階級社会の相互関係について多くの共同体研究をすすめる上でも重要な指針

となる。従来、日本における市民社会論や一部の共同体論は、私的所有者の自由な共同体の運営が、個々の成員の生活を直接に維持するための労働と共同体の共同業務を維持するための労働にわかたれること、後者が、分業の進歩とともに特定の階級によって占有される関係を基軸として論理を開拓するというよりも、むしろ、共同体の固定性、閉鎖性、自立性の問題に焦点をあわせてきたといえる。共同体の共同業務が社会から疎外される関係は、マルクス主義国家論の基本であり、この点をふまえた共同体の研究、所有理論の展開が必要であろう。

2. 領主と工場主がなぜ比較可能なものとなつたか?

さて、マルクスは、資本主義社会における剩余労働の榨取と、それ以前の社会における剩余労働の榨取とを比較して、前者は、生産物の「交換価値」の獲得、具体的には、交換価値の結晶としての貨幣そのものの獲得が目的であるのに対して、後者では、貨幣そのものの獲得ではなくて、使用価値・奢侈、が剩余労働の榨取の目的であることを指摘する。

この区別は、資本主義が「無限の」価値増殖のための欲望をもち、旧社会のように使用価値の大きいさによって制約されない、という特徴をもつことを示しており、「黄金を獲得すること」は「君主の胃袋の大きいさや奢侈のための欲望」をこえて異常な情熱を資本家にあたえる。この意味では剩余労働を獲得するための工場主の情熱と労働日の延長にむけての衝動は、奴隸主や農奴主による剩余労働の成果を追求する情熱を上まわる苛烈さを示すことになり、近代的労働者の「形式上の自由さ」にもかかわらず、労働日の限界にいどむ場合に工場主のつくりだす非人道性は、決して農奴主の非人道性におとるものではない。

また、注目すべきことは、古代の金銀の生産で

あれ、資本主義的世界市場にまき込まれた奴隸労働や夫役労働であれ、「交換価値」を「独立の貨幣姿態」で獲得しようとする動機が入ってくると「生産が主として直接的な自家需要のため」だつた状態での牧歌的な性格が一掃され、苛酷な過度労働があらわれた。アメリカ合衆国の南部諸州の奴隸労働も同様の結末をともなった。ひとたび、交換価値の獲得という目的が入り込んでくると、奴隸の購入価格を計算し、何年間で生命を消費するか、その期間にどれだけの生産物をつくりだすことができ、どれだけもうけられるか、原価と収益の関係はどうか、などをかなり正確に計算することができる。これは一種の「計算可能性」の創出であった。これによって、剩余労働を時間、日数で表示することができる。そこで、交換価値を目的とする動機が、領主のなかにめばえているところで、夫役における剩余労働の搾取の方法と、資本主義における剩余労働を比較してみることはきわめて現実的で、実行可能のこととなった。ドナウ諸侯国における夫役の実態も、基本的には交換価値をめざす動機によって規定されたので、ボヤール（領主）と、工場主を比較し、剩余労働への渴望がいかなる形の「法的規制」を生みだすかを考え、比較することができるようになったのである。

マルクスは、一方では、使用価値の獲得を目標とした領主の剩余労働への要求が、交換価値を目的とした無限の価値増殖欲へと発展しつつある場合に領主がつくった法典（レグルマン・オルガニク=夫役法典）と、最初から、無制限の、交換価値をめあての工場主の剩余労働の追求の際に、労働日の限界につきあたって工場主がつくらざるを

えなくなった法律（工場法=労働日の制限をきめた法）とを比較した。両者はともに、剩余労働への渴望という点で共通の土台をもっている。しかし、もっとも決定的なちがいは「領主のための労働」と「ワラキアの農民が自分を維持するために行なう必要労働」は「空間的に分離されている」ことである。工場主のもとでは、「剩余労働と必要労働は融合」していて両者の関係は目にはみえない。そこで、分離されている場合を手がかりとして、資本主義における剩余労働の存在をも正確に論証しておき、剩余労働の存在の「法的証拠」を確定しておくことは重要な意味をもつ。剩余労働は、単なる抽象的で観念的なものではなく、法制度にまで高められた表現形式をもつものとして把握されなければならない。剩余価値率の大きさの比較検討はマルクスの本文を参照してもらうこととして工場法が剩余労働の存在を実証しているとみる文章を引用して結びにかえよう。

「ドナウ諸侯国の中のレグルマン・オルガニクは剩余労働にたいする渴望の積極的な表現だったのであり、それを各条項が合法化しているのだとすれば、イギリスの工場法は同じ渴望の消極的な表現である。この法律は、國家の側からの、しかも資本家と大地主の支配する国家の側からの、労働日の強制的制限によって、労働力の無限な搾取への資本の衝動を制禦する。日々に脅威を増していくあがる労働運動を別とすれば、工場労働の制限はイギリスの耕地にグワノ肥料……を注がせたのと同じ必然性の命ずるところだった。一方の場合には土地を疲弊させたその同じ盲目的な略奪欲が、他方の場合には国民の生命力の根源を侵してしまったのである。」（301ページ）

連載講座

『帝国主義論』研究入門 5

第三章 金融資本と金融寡頭制(その1)

森 岡 孝二

I. 金融資本の定義——ヒルファーディング
とレーニン

(1)

レーニンは第三章のはじめの三つのパラグラフにおいて、金融資本の概念についてのヒルファーディングの定義を引用し、その批判のうえに、自らの定義を与えていた。この部分は、叙述の形式からみても、第一章、第二章ともはっきりと異っている。(第一章のはじめでは資本主義の基本的特質の一つとしての生産の集積の意義が、第二章のはじめでは、資本主義のもとでの銀行の本来的役割が、それぞれごく簡潔に表現されていた。)

第三章の冒頭でいきなり金融資本の定義が取扱われている理由は、先行する二つの章において、金融資本の成立する基礎と金融資本の内実との解説されていて、いまや金融資本の概念を与えるには、それまでの考察の簡単な定式的総括であるからだと考えられる。すでにみたように、第一章では、生産の集積の特定の高度な段階に形成されて、カルテル・シンジケート、トラスト等の資本家の独占団体の形をとつて現象する資本主義的独占の意義が、資本主義的生産諸関係の展開における本質的に新しいものの出現として、資本主義の特殊に過渡的段階の到来を告げる質的に新しい一連の諸現象の基礎=本質として、分析され、独占の生みだす生産の社会化および支配・強制原

理にもとづく産業諸部門間の新しい相互関係が解説されていた。これをふまえて、第二章では、銀行業務の高度化とともに諸銀行間の相互関係の変化が、たんに少数大銀行の独占的地位の確立をもたらすだけでなく、株式会社制度の発展と関連した貨幣資本の集中とその管理における銀行の特殊に重要な役割および銀行の大量的で恒常的な取引・業務から、ますます促進される産業諸部門の独占の形成・強化過程と銀行業の独占化を基礎に、銀行資本と産業資本との融合をもたらすことが論証され、それとともに、資本主義における社会的生産の運営・管理の主役にまで成長した銀行の役割とそれに媒介された種々の企業間の新しい相互関係が解明されていた。だからこそレーニンは、諸産業部門間および諸企業間の新たな相互関係の本質と発生史とをふまえて、第二章の末尾に、「このように、20世紀[の初頭]は、古い資本主義から新しい資本主義への、資本一般の支配から金融資本の支配への、転換点である」と述べて第三章へとつなぐことができたのである。

第三章で与えられる金融資本の概念についての定義は、第一章、第二章の内容を凝固させたものである。だが同時に第三章では、金融資本の概念は、資本主義的独占を基礎として成立する金融資本の支配の諸手段が、国民経済と世界経済の全機構的な編成にどのような特質をもたらすかを、金融寡頭制の問題として考察することによって、い

『帝国主義論』研究入門

つそう豊かな内容において規定されている。その際の核心は、金融資本が独占を生みだすまでに発展した資本主義諸国の政治経済生活において真の支配者となっているだけでなく、世界資本主義の典型的な支配者でもあることが明らかにされていることにある。この点の解説には後により詳しくたちもどることにしよう。

われわれとしてあらかじめなお検討を要する問題は、金融資本の定義に関して、とくにここでヒルファーディングが取出されている理由である。ヒルファーディングについては、レーニンは「序章」で、次のように述べている。

「1910年には、オーストリアのマルクス主義者ルドルフ・ヒルファーディングの著書『金融資本論』がウィーンで刊行された（ロシア訳—モスクワ、1912年）。この書は、貨幣理論の問題での著者の誤りと、マルクス主義を見和見主義と和解させようとする特定の傾向とともにかかわらず、『資本主義の発展における最新の局面』—ヒルファーディングの著書の副題はこう言っている—のきわめて貴重な理論的分析である。」（岩波文庫版、26ページ、国民文庫版、19ページ）

この『金融資本論』（„Das Finanzkapital eine Studie über die Jungste Entwicklung des Kapitalismus“）をレーニンがいかに重視したかは、いわゆる『帝国主義論ノート』をみるとことからも知ることができる。そこでのレーニンによる『帝国主義論』執筆プランの組替えの跡をたどれば、彼が、ヒルファーディングの理論と方法とを、はるかに豊富な歴史的、理論的素材とより正確な論理構成とでもって批判的に超克していった研究の過程が明らかとなる（「プラン」については邦訳全集第39巻、86ページ、165～166ページ、196～206ページ、206～211ページ、参照）。このことからもうかがえるようにレーニンがヒルファーディング『金融資本論』を重視したのは、それが帝国主義の

経済的諸現象についてのマルクス主義経済学の立場からする最初の本格的理論分析を試みたものとして、レーニンもそこから貴重な理論的手がかりを得たような先駆的業績の位置を占めていたからだというだけではない。より重要なことは、ヒルファーディングの著作が、その理論の中心である金融資本の取扱いにおいてマルクス主義の前進を妨げるような基本的な理論上、方法上の欠陥を有していて、それを克服することが、レーニンの課題とした「帝国主義の基本的な経済的諸特質の関連と相互関係」との科学的認識のためにも不可欠であったという事情にある。

この点をみきわめることは、『帝国主義論』と『金融資本論』との学説史的評価の比較検討のためにも、また、ヒルファーディングの金融資本把握に関するレーニンの批判的理解のためにも、大きな意義をもっている。そして、以下に述べところはこれまでの研究にあって必ずしも十分な注意がはらわれてきたとはいえない。

(2)

『金融資本論』の性格をもっともよく示しているのは、その「序文」冒頭の次のような一文である。

「本書では、最近の資本主義的発展の経済的諸現象を科学的に把握するという試みがなされる。すなわち、この諸現象を、W.ペティに始まりマルクスにおいてその最高の表現を見出す古典的国民経済学の理論体系に、組入れるという試みである。ところで、『近代』資本主義の特徴をなすものは、かの集中過程であって、それは一面ではカルテルやトラストの形成による『自由競争の止揚』において、他面では銀行資本と産業資本とのますます緊密になる関係において、現われる。この関係を通じて、資本は詳述されるように、その最も高度な且つ最も抽象的な現象形態をなすところの、金融資本という形態をとるのである。」（岩

『帝国主義論』研究入門

波文庫、上、9ページ、国民文庫、I、49ページ)

ヒルファーディングは、ここであたかも自分の著作がマルクス『資本論』の続篇であるかのように述べている。あるいは、『資本論』の理論体系に「最近の資本主義発展の経済的諸現象」についての理論が包摂されるかのように論じている。実際のところ、彼の著作は、彼と同志的関係にあったO.バウアーやK.カウツキーによって『資本論』の「続巻」あるいは「続刊」として賞讃されたという（倉田稔『金融資本論の成立』、青木書店、1975年、93～94ページ参照）。だが、マルクスによって理論的に体系化された資本主義一般の経済的諸範疇は、商品生産と資本主義の基本的属性としての自由競争の支配に共通の基礎をもっている。古典派経済学者たちの場合も、商品や資本の諸性質を純粋に考察しようとしたかぎりでは、暗黙にも明示的にも論理的には自由競争の完全な支配を前提していた。ところが、ヒルファーディングが分析しようとしている「最近の資本主義発展の経済的諸現象」は、すでにマルクスによって与えられている資本主義一般の理論を確証し豊富化させるような、性質のものではなく、それらの本質そのものにおいて新しいものとしての、「カルテルやトラストの形成による『自由競争の止揚』および「金融資本」の支配が生みだす諸現象ではなかったか。なるほど、マルクスは、レーニンのいうように、「資本主義の理論的および歴史的分析によって、自由競争は生産の集積を生みだし、この集積はまたその発展の特定の段階で独占をもたらすことを論証した」（『帝国主義論』岩波文庫版、34ページ、国民文庫版、26ページ）が、それは、資本の本質の解明のうちにその制限をも認識したマルクスの理論的洞察および萌芽的に形成されつつあった独占の歴史的觀察の鋭さを示すものではあっても、それ以上ではない。つまり、資本主義的独占の出現・支配がつくりだ

す特殊に過渡的な資本主義に独自の経済的諸範疇の相互関係についての理論は、『資本論』のなかに理想的な原型（ある意味では完成された姿）をみる資本主義一般の理論体系の枠内に組入れられているものでも、組入れられるものでもない。

ヒルファーディング『金融資本論』の欠陥の根本はまさにこの点において誤ったところにある。資本主義一般の理論を前提にして、資本主義の新段階に特徴的な経済的諸現象を具体的現実の分析によって解明したかぎりでは、独占の意義や金融資本の諸規定について科学的検討にたえうる理論を与えていた。しかし、他方で彼は、資本主義一般の理論からなにか演繹的に、『資本論』の諸篇と諸命題の組換えによって、独占や金融資本あるいはその支配が生みだす諸現象を説明しようとしたかぎりでは、その理論と方法とは重大な欠陥を有することになった。彼がたとえば貨幣の理論において重大な誤りを犯したこととはよく知られている。けれども、金融資本の規定にとって、第一篇「貨幣と信用」における貨幣論の誤りよりも、その第一篇にみられるような、資本主義にとってもっとも一般的でもっとも基礎的な貨幣の理論から出発した（『資本論』第一篇の組換え）誤りの方が大きい（ちなみに『金融資本論』は『資本論』第1巻と同様25章構成になっている）。この方法のもたらす誤りは、たとえば、株式会社制度を通じた詐欺的・投機的再配分利潤であるいわゆる創業者利得の説明において誤った「平均利潤（率）」に固執したり（第2篇、第7章）、「一般的カルテル」による全資本主義生産の「意識的調整」と、貨幣の「完全消滅」の主張にいきついたり（第3篇第14章）していることにあらわれている。自由競争に規定される諸範疇と独占に規定される諸範疇とを折衷、混同したヒルファーディングの方法は、後に彼が、金融資本の概念を彼から学んで、しかも帝国主義をもっぱら産業資本から説明したカウツキーと同様の立場に転落し、「組織された

『帝国主義論』研究入門

「資本主義」を公然と説くようになったこととけつして無関係ではない。ともあれ、ヒルファーディングは、レーニンのように、帝国主義の経済的基礎=本質を独占資本主義として、そして独占資本主義を資本主義一般の経済的上部構造として明確に認識することはけっしてなかったといってよい。

(3)

われわれはいまや『帝国主義論』第三章にやつとたちもどるときがきた。はじめにレーニンが引用しているのは、『金融資本論』第14章「資本主義的独占と銀行。資本の金融資本への転化」(国民文庫版の「資本主義的独占と銀行資本の金融資本への転化」は誤植)の次の文章である。

「産業の資本のますます増大する一部分は、これを充用する産業資本家のものではない。彼らは銀行を通じてのみ資本の処分権を与えられ、銀行は彼らにたいして所有者を代表する。銀行はますます大きい範囲で産業資本家になる。かような仕方で現実には産業資本に転化されている銀行資本、したがって貨幣形態における資本を私は金融資本と名づける」。「産業において充用される資本のますます増大する一部分は、金融資本である、すなわち、銀行によって支配され産業家によって充用される資本である。」、(『金融資本論』、岩波文庫版、中97ページ、国民文庫版、2、88～89ページ、なお、レーニンの引用文面は後段の部分で若干表現が異っている)

この引用に續いてレーニンは次のようにいう。
「この定義は、そのなかに、もっとも重要な契機の一つ、すなわち、生産と資本との集積は、それが独占にみちびきつつあり、またすでにみちびいたほどに高度に達している、ということにたいする指摘がないというかぎりで、不完全である。しかし、一般にヒルファーディングの叙述全体のなかでは、とくにこの定義がとりだされたまえの

二つの章では、資本主義的独占の役割が強調されている。

生産の集積、そこから発生する独占、銀行と産業との融合あるいは癒着——これが金融資本の発生史であり、金融資本の概念の内容である。」
(『帝国主義論』、岩波文庫版、77～78ページ、国民文庫版、61ページ、強調はレーニンのもの)

ここに第三章のはじめの叙述をそのまま再現したのは、それが金融資本の把握におけるレーニンとヒルファーディングとの決定的な差異を示すものであり、また、その表現のあまりの簡潔さのためにレーニンの述べているところの含意がこれまで必ずしも正しく理解されてこなかったと思われるからである。通常ヒルファーディングの金融資本のつかみ方にたいする批判は、それが、独占の意義を軽視していること、銀行の役割を過大評価し、金融資本をつまるところ銀行資本としてとらえていること、もっぱらドイツ資本主義に歴史的素材を求めるためにドイツ的特殊性を一般化していること、等々に向けられている。そしてレーニンによって与えられた金融資本の概念の科学的積極性は、それがこれら的一面性を克服しているところにあるとされている。われわれもこの点を再確認するものである。しかし、レーニンの指摘と定義とはさらにそれ以上の内容を含んでいる。

『資本論』に学んだものならだれでも、資本主義の発生にはるかにさきだって存在していた商業資本や高利貸資本が、産業資本の支配に規定された商業資本や銀行資本と範疇的に同一の系をもつものではないことを知っている。われわれはこれと同じように、たとえば、独占的産業資本ととなる産業資本との差異についても、それぞれの範疇が与えられた生産様式の体系に占めた位置およびその範疇が表現する社会的生産諸関係の差異に照らして、同じ商業資本についての前資本主義的なものと資本主義的なものとの範疇的差異に、あ

『帝国主義論』研究入門

る限定つきで類推的に対比できるものと考える。貨幣を生みだす貨幣（G-G'）としては、それらはいずれも資本形態であるにはちがいないが、しかし、このような無概念的な規定にあっては、論理的に種々の資本形態の本質的差異と関連を問うこと自体が不合理となる。金融資本も、貨幣を生む貨幣=貨殖を自己目的とした運動体としては、まさしく一つの資本形態に他ならないが、貨殖の原理は、産業資本や商業資本や銀行資本の一般的本質ともそれらのたんなる総和ともまったく異ったものである。

ところが、『資本論』の論理体系のなかに無理やり金融資本の理論をおしこめようとするヒルファーディングは、金融資本を、産業資本、商業資本、銀行資本の総和として理解しても、それらの資本類型=資本一般の本質を超えたところに金融資本が出現する関係を理論的には見ぬけていない。彼が、金融資本を「産業資本に転化している銀行資本」、「銀行によって支配され産業家によって充用される資本」という場合にも、「資本そのものがその最高段階では金融資本となる」（岩波文庫版、中、98ページ、国民文庫版、2、89ページ）、「金融資本においては、いっさいの部分的な資本諸形態が全体性に統一されてあらわれる」（岩波文庫版、中、114ページ、国民文庫版、2、105ページ）という場合にも、金融資本はたんなる産業資本や銀行資本にひきもどされ、同一の基礎をもつ諸資本類型の一般的概念に包摂されるものとして説明されている。

ヒルファーディングは、金融資本がたんに現象的にだけでなくその本質において新しい資本形態であることを規定しようとしたながら、その折衷主義的方法のゆえに、資本主義一般の理論をふまえて独占資本主義の独自の諸範疇の新しい本質を解明するのではなく、逆に、独占資本主義の独自的本質を資本主義一般の本質に環元するような自己矛盾をきたしている。このことは次の文面にも明

らかである。

「金融資本は資本の統一を意味する。以前は分離されていた産業資本、商業資本、銀行資本の諸部面が、いまでは、共通に大金融業の管理のもとにおかれ、この大金融業には産業および銀行の主人たちが緊密な人的結合をなして合一している。この結合そのものが、大きな独占的な諸結合による個別資本家の自由競争の廃止を基礎としているのである。」（岩波文庫版、下、42ページ、国民文庫版、中、209ページ）

彼は、金融資本が支配し活動する領域一部面の普遍性を産業資本、商業資本、銀行資本という資本諸形態の統一性とすっかり混同している。これら資本諸形態の統一は概念的には産業資本そのもののなかにみいだされるにもかかわらず。しかし、この点を除けば、上の引用は金融資本の本質をついている。その引用にいう最後の「この結合……」以下の一文は金融資本にとっての独占の意義を強調したものとして重要である。だが、それは金融資本についての彼の概念の欠陥を自ら露呈するものとなっている。なぜなら、独占を強調することは、自由競争によって規定される資本から類推するだけでは金融資本の概念はつかめないことを意味するからである。しかも、彼にあっては、独占は、金融資本の概念規定において、レーニンが批判しているように、付隨的で補完的な位置しか占めていない。彼はいう。

「金融資本は株式会社の発展とともに発展し、産業の独占化をもってその頂点に達する。」「カルテル化およびトラスト化の進展とともに、金融資本はその最高の権力段階に到達する……。」

（岩波文庫版、中、97～98ページ、国民文庫版、89～90ページ）

ヒルファーディングにとっては、資本主義的独占の出現・支配は、金融資本の発生の基礎ではなく、金融資本の発展の最後の頂点である。すなわち、金融資本は、いつからかどこからか株式会社

制度の発展とともに自生したものである。産業の独占化はたんにそれに仕上げを与えるにすぎない。しかし、たとえば、ペティ以降の近代の科学的経済学の発展はマルクス『資本論』に到って頂点に達し、革命的に仕上げられた、というようないい方と同様のいいまわして、金融資本の発生、発展における独占の位置づけを与えることが誤りであることは、いうまでもない。

独占から金融資本を導くのではなく金融資本から独占を導くこの逆立した論理——この点にこそ、レーニンのヒルファーディングにたいする批判の核心がある。両者の決定的な相違は、前者が、資本からではなく、資本主義のもとでの非資本主義的なものの始まりである独占の分析から出発して、独占の概念を基礎に資本一般の支配の金融資本の支配への転換を説いたのにたいし、後者が、資本よりもっと基礎的な貨幣から出発して、産業資本や銀行資本の概念を直接の基礎に、資本の金融資本化を説いたところにある。さきに引用したように、レーニンは、金融資本の現実の発生史とその概念規定における「もっとも重要な契機の一つ」として、「生産と資本との集積は、それが独占にみちびきつつあり、またすでにみちびいたほどに高度に達している」ことをあげている。このことは、生産の集積の高度化産業諸部門に出現する独占の意義と力を考察した第一章と、貨幣資本の高度な集積にともなう銀行業の独占化と独占の大銀行の支配力を考察した第二章とで、論証されたところである。第三章でのヒルファーディングにたいする批判はこの点をふまえてなされている。ヒルファーディングが、その「定義がとりだされた章のまえの二つの章では、資本主義的独占の役割を強調」しながら、金融資本の定義においてそれを忘れてしまうのは、資本主義一般の貨幣的信用的基礎の考察を行ったその著作の第一篇の最後に突如「資本の金融資本への転化」をもちだしていくことを考えれば別に不思議ではない。

ちなみに、スウィージー『資本主義発展の理論』、1942年（都留重人訳、新評論、1967年）における「独占資本」の把握の仕方についていえば、彼は、第14章「独占資本の発展」において、「資本の集積」、「資本の集中」、「株式会社」について論じて、次のように述べている。すなわち、「独占資本の発展は、競争の規制という意識的な目標をもつ企業結合の形成によって、その最後の段階に達する」、と。彼が「カルテル、トラスト、企業合同」および「銀行の役割」について論ずるのは、この引用した文章の後においてである。彼はこの著作で金融資本を「独占資本」という用語におきかえることを提案しているが、独占支配が生みだす本質的に新しい資本形態のなにかをみないままに、株式会社制度の発展に媒介された資本集中と結合資本家の形成を「独占資本」の形成をつかむその方法は、ヒルファーディングの金融資本把握における科学的に積極的意義をもつ諸規定をも否定し、ヒルファーディングの欠陥を最悪の形で、純化拡大したものであるといえよう。スウィージーは、金融資本概念の否定者として知られているが、それは、彼が、金融資本の概念とその理解のための素材とをレーニンからではなく、ヒルファーディングからもっぱら学んだためであるといってよい。

レーニンが金融資本についての自らの定義のなかで（第二章では「銀行資本と産業資本とのますます大きな融合」について語り、また第七章では、「金融資本とは、産業家の独占団体の資本と融合している独占的な少数の巨大銀行資本」である、と語っているながら）「資本」について何も語っていないのは、産業資本と銀行資本とから金融資本を規定してその概念を皮相なものにしてしまっているヒルファーディングの欠陥を意識して、それとの対比におけるレーニン自身の定義の正確さをよりきわだたせようとしたからだと思われる。

「生産の集積、そこから発生する独占、銀行と産

『帝国主義論』研究入門

業との融合あるいは癒着」——この論理によって表現されているのは、資本主義的独占の出現と支配とが生みだした社会的生産の質的に新しい管理運営機構とその統括者である。資本主義的商品生産の基礎上に形成されるこの新しい管理運営機構は、独占化された基幹的産業部門を特権的地位につけて全体の体系的な支配。強制関係によって貫かれた産業諸部門間の相互関係および独占的大銀行を先頭に系列的につなぎとめられて一大グループを編制する産業（商業）諸企業間の相互関係を内実とするものであり、それがもたらす利潤の獲得と分配の質的に新しい手段=新しい原理は、まさにその機構の統括者としての金融資本のものである。こうした関連のなかで、産業諸部門における独占と銀行業における独占とを基礎に、独占的産業資本と独占的銀行資本との融合。癒着から出現する金融資本は、他のあらゆる形態の資本に優越するものとして、独占のつくりだす全産業部門のあいだの支配。従属の体系をその支配秩序のうちに組込み、産業、商業、金融業をはじめ雑多な経済部門を無産別に普遍的・可動的・無性格的に掌握するのである。

(4)

われわれがレーニンの定義にこれらのことがらを見出すことができるには、それが、一方では、先行する二つの章の叙述の全内容を包括している関係を、他方では、その定義に続く第三章のより具体的な諸規定を包摂することによってより豊かなる関係を、みているからである。レーニンの与えた金融資本の概念を十全の意味において理解するためには、さきの金融資本の定義に接続する第三章の本論の部分に立入らねばならない。そこでは、金融資本の支配と利得との多様な諸手段が、いかに大がかりに組織された詐欺的、投機的術策と結びついているか、また、それらが金融寡頭制の支配にいかにみごとに結実しているかを、学ぶこ

とができる。そもそも、金融 (Finanz) という術語は、古くからの用法において「悪い付隨的意味を持ち、詐欺、欺計、術策を意味し、虐待すること、高利で貸すこと、攫取、等の意味をもった」（大内兵衛著作集第 卷 ページ、なお、古賀英正『日本金融資本論』、東洋経済新報社、1959年、22ページ参照）とされているが、詐欺的、投機的術策や国家および公共団体との人的・資金的結託を金融資本にとって本質的要素として認識したのは、ヒルファーディングに比してのレーニンの卓見であったといえる。彼は『帝国主義論ノート』で、「ヒルファーディングの欠陥」として、「金融資本と寄生性との関連を無視」したことを指摘している（全集第39巻、166ページ）。このことは、なにも金融資本の国際的支配部面の考察にかぎられたことではない。ヒルファーディングも、その著作のいろんな部分で、銀行および金融資本の詐欺的・投機的・寄生的性格についてふれてはいる。しかし、彼の場合は、それらを理論的な説明では総じて、その「創業者利得」論に象徴されるように、資本主義にとって正常なスマートな利得方式として描きだし、アメリカの「製鋼トラスト」におけるペテンのような典型的事例は、その理論の外で取扱っている。したがって、彼にあっては金融資本の概念からも、レーニンによって本質的なものとみなされた上述の諸要素もすっかり欠落している。「マルクスにおいてその最高の表現をみいだす」自由競争と産業資本との支配に規定される資本主義一般の理論体系に、独占資本主義の独自の経済的諸範疇の相互関係についての理論を「組入れ」ようとするヒルファーディングの理論の形式を革命しないかぎり、「金融資本論」に正しい内容をもりこむことはできない。ヒルファーディングから「金融寡頭制」の概念が欠落したのもそのためである。

われわれは、金融資本の定義をめぐるレーニンとヒルファーディングとの比較検討から、レーニ

『帝国主義論』研究入門

ンがヒルファーディングによって手がけられた独占資本主義の理論の形式と内容を革命的に変革することによって、独占と金融資本との科学的概念を基本的に仕上げることができたことを学んだ。この点に特別に紙数を費したのは、ヒルファーディング『金融資本論』の誤った組立てが、従来正しく批判されず、むしろ、レーニン『帝国主義論』に比してすぐれた「体系」性を示すものとして、積極的な評価さえ与えられてきたからである。そうでなければ、たとえば柴垣和夫氏のように、この面で『金融資本論』と『帝国主義論』を同列視してしまっていることが多い。柴垣氏は、「かれら（ヒルファーディングとレーニン——引用者）にあっては、……いわばマルクスの『資本論』の『補充と継続』として、その理論展開の延長線上に金融資本概念を導きだしている」（柴垣和夫『日本金融資本分析』、東京大学出版会、1965年、7ページ），と評言している。「かれら」がもともと決定的に相違しているところにその同一性を見出す奇妙な視角は、学説史的評価ではレーニンをもちあげるかにみえて、非「原理」的理論構成ではヒルファーディングに親近性をいたく宇野学派ならではのものである。とはいえる、宇野学派を批判する論者たちのなかにも、独占資本主義についてのあれこれの理論をヒルファーディング流に「体系化」しようとする試みは後を絶たない（拙稿、「独占・金融資本・独占価格」、関西大学経済学会『経済論集』第25巻第1号、1975年5月、および「独占資本主義論の変成」、同第25

卷第5号、1976年1月、参照）。こうした風潮のなかでは、豊富な文献考証にもとづいて『金融資本論』を論じた前出の倉田氏の著作の次のような結論もそれなりに存在理由をもつものといえる。すなわち、「ヒルファーディングは修正主義批判、レーニンはカウツーキー主義批判を、彼らの課題として、その理論を構築した。」「彼らの理論と方法が、課題のために役立てられたのであるから、諸課題の交代・転換によって、その相違によって、それぞれの帝国主義論の体系的性格＝理論体系が与えられ、かつ決定されたのである。」（前出書、159～160ページ）なんという実用主義。『金融資本論』成立の年代記的考察として有意義なこの著作は、「ヒルファーディングの研究は、今まで、彼の限界を探る努力がなされてきたが、それは片手落ちと思われる。彼の理論の本質が探られるべきであった」（158ページ）といいながら、ついぞ「彼の理論の本質が探られ」ないままに終っている。

われわれが『帝国主義論』第三章のはじめの三つのパラグラフにことさらにこだわったのは、レーニンに照らしてヒルファーディングの金融資本把握の本質を探ることの、わが国の研究動向における特殊に重要な意義を考えてのことであった。次には、『帝国主義論』の理論的真髓の一つであるとともにレーニンの金融資本概念の真価を確証する一つの環である金融寡頭制についての考察にすすまねばならない。

本誌第11号（1975年2月）掲載の「帝国主義論研究入門4」に1ページ分の欠落がありました。心からお詫びするとともに、欠落部分を次ページに掲載します。

『帝国主義論』研究入門 4 (1975年2月, 第11号, 66ページにつづく)

を支配している」(レーニン「帝国主義と社会主義の分裂」, 『レーニン全集』第39巻, 112ページ) ような状態をつくりだす。それは、独占的地位を確立した少数巨大銀行による銀行業務の掌握が、社会のいっさいの貨幣資本と貨幣収入の掌握であり、抵当や融資関係や「参与」制度等をつうじての全商工業企業の営業内容の掌握、生産手段の掌握に直接に通じているからである。広く金融界全体をとりだせば、国によって、銀行立法の相違によって、特定の営業分野で種々の「銀行的」活動に従事しているいろいろな金融機関を見いたすことができる。しかし、この金融機関相互の分業は、独占的大銀行の支配力の増大=金融機関相互の協調体制の確立のもとでしだいに境界線が消滅していき事実上同一の金融集団のある種の「企業内分業」にくみこまれていく傾向にある。しかも、各種金融機関の縛張りがどうであれ、金融機関、とくに銀行は、すべての産業資本家と商業資本家のために、当座勘定をひらき、貨幣取引を代行し、為替や手形の操作をおこない、有価証券発行業務をひきうけ、貨幣資本の貸借を媒介して、社会の全資本家（および全小経営主、さらには労働者のはほとんどすべて）と関係をとりむすぶ。そして、銀行は、全社会の経済管理機構の縮図をその内部的管理体制（銀行内分業）のうちにもつようになる。このような銀行の「普遍的」な性格が、きわめて高い段階に達して、少数の大銀行によって銀行業務の独占のもとに一身に体現されるとき、銀行の普遍的性格は、独占的大銀行の独占的産業企業との人的資本的結合および独占的大銀行の産業企業にたいする支配のもっとも強固な基礎となる。そして、独占的大銀行は、それが活動する産業部門の特殊性や経済地域の特殊性に応じた専門的管理体制をその内部にうちたて、また、いろんな産業活動のための専門的調査研究機関を設立する一方、対外的には、産業部門の特殊性や経済地域の特殊性にはおかまいなしに、ますます

普遍的に無差別にその活動領域と支配領域とを拡大させていく。結局、銀行業務の集積の高度化から出現する独占の意義は、少数大銀行の独占的地位の確立が、産業諸部門における独占支配確立とあいまって、銀行資本と産業資本の融合、資本の金融資本化をもたらすという点にある。なお、金融資本の諸性質については、次回により詳しく考察されるであろう。

5 帝国主義の過渡的性格と銀行

資本主義は、自由競争資本主義から独占資本主義へ、産業資本主義から金融資本主義へと移行することによって、資本主義的帝国主義に成長転化した。資本主義の成長から生まれた帝国主義は資本主義の経済的上部構造である。そして、帝国主義の理論は資本主義経済学の論理的上部構造である。帝国主義は独占と自由競争という矛盾する原理をくみあわせて、生産の完全な社会化=自由競争の死滅へのつまり社会主義への過渡的秩序をつくりだしている。帝国主義は資本主義の最高の段階であり、死滅しつつある資本主義であり、社会主义の前夜である。

以上のことは、『帝国主義論』第二章の正確な内容把握をするうえでも、欠かせない留意点である。『帝国主義論』の批判者たち——宇野弘蔵氏や入江節次郎氏——はたいていこのことを見失なっているか、あるいは見ようとしていないために、なおさらこの点をふまえることは重要である。レーニンは第二章においても、帝国主義が自由競争と独占とを「混合」させているが、自由競争と独占とを「和解」させることはけっしてできない、ということをくりかえし強調している。これはヒルファーディングの見地と対照的である。ヒルファーディングは、『金融資本論』において競争の理論と独占の理論を折衷させただけでなく競争と

経済理論学会第23回大会に参加して

角 田 修 一

さる10月18, 19日の両日、熊本商科大学において経済理論学会（代表幹事石原忠男氏、会員約1,000名）の第23回大会が催された。

熊本の街は主要な道が大変ひろく、その真中をスマートな市電がスイスイと走っている。また、われわれの宿泊したところからみても、緑の多い街である。

熊商大の長野敏一学長の御挨拶によれば、例年熊本の秋はさわやかなよい日が続くが、今年は天候が不順だということであったが、大会一日目は前夜からの雨で迎えた。

経済理論学会の大会は、第1日午前が「自由論題」、午後は「資本論」、「帝国主義」、「社会主義」の3つの分科会、そして第2日目が「共通論題」、というように構成されるのが最近の通例のようである。またとくに「共通論題」については、その時点の焦眉の問題がとりあげられている。ちなみに、第20回「現代帝国主義——とくに資本輸出について」（昭和47年度、於日本大学）、第21回「現代資本主義とインフレーション」（昭和48年度、於山口大学）、第22回「現代資本主義と資源問題」（昭和49年度、於専修大学）、そして今回は「現代資本主義と恐慌」であった。これらの諸報告と討論はすべて『経済理論学会年報』に収録され、青木書店から一定部数が発行されている。（昨年度分第12集まで）

さて、今回の報告の表題をかけておくと次のものであった。

（自由論題）

「マルクスの労働力国際移動論——とくに『資本論』におけるそれについての各論的考察」
（游仲勲）

「産業循環と信用制度」（下平尾勲）

（第1分科会）

「『資本論』体系と恐慌論の方法——「プラン問題の原点にかえって」（逢坂充）

「資本の流通過程と恐慌」（大谷禎之介）

「恐慌の必然性」（小林弥六）

（第2分科会）

「現代資本主義と農業恐慌——戦後の小麦の世界市場を中心に」（井野隆一）

「帝国主義論争におけるカウツキーとヒルファーディング」（保住敏彦）

（第3分科会）

「農業協同組合の社会主義的高度化の方策——東ドイツの場合」（青木国彦）

「社会主義における労働価値価格形成と最適経済計画」（望月喜市）

（共通論題）

「国家独占資本主義と景気循環の変容——「理論的解明」のための試論」（長島誠一）

「戦後世界循環の分裂性と統一性」（伊木誠）

「独占と恐慌——「現実の恐慌」への接近方法について」（小檜山政克）

「現代資本主義体制のもとでの恐慌議論の有意性」（安部一成）

経済理論学会第23回大会に参加して

一見して明らかなように、第1分科会での報告がすべて恐慌の理論的把握をめぐるものに統一されたことが今回の一つの特色であった。

しかし、筆者に課せられたのは「共通論題」の報告。討論の概要の紹介であるし、第1分科会での報告。討論の内容も決して「現代資本主義と恐慌」のそれに関連していたとはいえないのに、ここでは直ちにその課題に入ることにしたい。

まず、長島氏の報告は、昨年の著書『独占資本主義の景気循環』に新たに国家の調整化・管理化機能というファクターを入れて、そのモデル的、理論仮説的接近を試みたといわれるものである。氏によれば、独占資本主義の下では、独占資本は価格維持。操業度の調整という投資行動をとるが、非独占資本は逆に操業度維持。価格の調整によって需要に対処するので、この絡みあいにおいて1部門の不均等な自立的発展が進行し、やはり恐慌は不可避である。これに対し、国独資下では、スペンディング。ポリシーが独占の操業度低下を防げ、成熟期に達した独占部門での資本価値破壊作用の顕著な弱化と他律的回復。成長期にある独占部門でのスクラップ&ビルトによる補填投資、非独占的産業での価値破壊による補填投資の強制、といった三つの特徴がでてくる。ここから、氏は特殊な好況を導かれる。すなわち、独占は好況期には価格を安定させ、操業度を高めながら他方で計画的過剰能力保有のための資本蓄積を加速化させる。これが一方での大量生産、他方では膨大化した固定資本の加速度償却を引き起していく。大量生産——大量消費型の景気。これが氏のいう国独資下の特殊な好況の基本であるが、このことは「生産と消費の矛盾」の深化と、労賃。原材料費の高騰とを招来し、独占価格つりあげへの転換→需要抑制→操業度低下→利潤率低下→投資抑制へと連がっていく。そして非独占での競争戦→過剰生産。以上が資本の絶対的過剰生産の成熟である。恐慌は、国家の金融操作。テコ入れと財政支出に

よってパニック状態が回避され、独占は操業度を持続的には低下させずに独占価格を維持する。非独占産業では激しい恐慌となるが、全体としてマイルドな縮少再生産になる。そして、循環周期は、不況と好況の両方の短縮化によって短縮され、固定資本の耐用年数と増え一致しなくなる。

以上が長島報告の骨子であるが、これに対して提起された問題点は次の如くである。

第1に、長島氏のいわれる「操業度調整型」という独占の投資行動についてである。これについては、予定討論者の増田寿男、平井規之両氏が基本的な賛意を示されたのに対し、北原勇氏が内容の論証を欠き、理解できないと発言されたことが注目される。北原氏の基本的疑問に対して長島氏からはほとんど説明がなかったのであるが、今回の恐慌で一部に注目されているこの現象を独占資本一般の行動に適用しうるか否かがもっと論証される必要を感じた。この点に関連して、独占間の競争がどんな形をとるのか（例えば投資集中と価値破壊）が不明であるという質問を長島氏自身認められたが、このことの展開が一つのポイントになると思われるるのである。

この問題は、第2の点として、国独資下の問題につながってくる。操業度低下によって価値破壊作用が著しく弱化すれば不況は長期化するのではないか、なぜ好況期に操業度が上昇しながら「成熟期独占」においても補填ならびに新投資が活発化するのか、これらのことと国家の介入の不可避免性をどう関連させているのか、というような問題である。長島氏は、「成熟期独占」から回復がおこることはないと答え、国独資への移行については体制的危機の深化をその推進力といわれながら、やはり'29年恐慌の深化と長期化による危機にもとづくことを強調された。

次に、報告の順序とは異なるが、より原理的な報告をされたものとして小檜山氏のそれをみよう。小檜山氏は周知のように10年周期不变説（同氏

経済理論学会第23回大会に参加して

『戦後経済恐慌の性格』)をとなえた人として著名であるが、今回は「現実の恐慌」への接近方法を整理して報告された。

氏によれば、『資本論』はいわば恐慌本質論であり、マルクスのいう「現実の恐慌」の研究はいまなお不十分であるが、競争論視角からこれをみていくと、現代恐慌の主要な側面である独占と恐慌の関係が解明できるのではないか、といわれる。そして、これまでの学界の業績にふれながら、独占段階における現実の恐慌の分析方法として、重層的競争論、クッション論、動態的需要分析論を提起された。供給と需要の双方にまったくの格差的条件が存在するもとで行われる競争態様の分析、このもとで独占が循環各方面にいかに対応し、他のグループにどんな影響を及ぼすかという分析、重層的競争の需要面の動態の分析、以上がそれらの基本的内容である。

小檜山報告に対しては、競争一般の形態をまず展開するということの内容が問われたが、氏が労働配分としての価値法則と利潤配分としての平均利潤法則との不均衡の検討を提示されたことが注目される。報告全体にわたってその具体的な内容はまだ示されず、問題点を多く残しているとはいえる、氏の提起された基本的な接近方法は多くの認めるところではないかと思われる。

安部氏の報告は、「近経」主流の「成長論」が完全に誤っていたことを指摘したうえで、戦前の殆どの循環では、市場価格の価値からの上方への背離が大きければ大きいほど、その下方への逆転も激しかったが、戦後では価値の持続的低下と市場価格の持続的上昇によってこの背離が現在まで続いているとされる。したがって、このようなパターンをとらしめる根拠と、このパターンのもとの下降局面の性格をいかにとらえるかが問われねばならない、というものであった。

これに対して、価値・価格の背離と循環との関係、逆転のメカニズム、現在の背離の帰結、が問

われた。安部氏は、価値・価格背離が結局金本位制を否定せざるをえないことになったとし、マルクスはこれを不可能とし、ケインズは金廢貨を考えたといわれる。そして現在の背離は解消される、されないというより、解消させないような政策をとっていくだろう、と答えられた。

安部氏の報告や答えるには筆者によくわからない点もあったが、少なくとも、価値・価格背離とその解決形態という問題は、資本主義一般の競争形態の分析だけでなく、競争と独占との対立におけるそれと管理通貨。インフレ下のそれで、究明されねばならないことであろう。ただし、この場合に各々の特殊性の解明こそが必要と思われる。なお、安部氏が討論の中で、いわゆる長期波動について実質でなく価格変動においては存在しているといわれたことを特記しておく。

伊木氏の報告は、氏が討論で言われたように、現実をどう理論化するかというアプローチからの戦後循環への仮説提示の試みであった。伊木氏は、ここ1年半の状況を明らかに戦後はじめての、しかも激烈な世界恐慌ととらえ、長島氏の緩和説的な基調と対照された。そのうえで、57~58年恐慌論争を振り返って、そもそも統一的な世界市場再建と統一的世界循環=恐慌の再建とが同じものであるという考え方そのものがくずれていたとし、第1に、統一的世界市場の再建が直ちに統一的世界循環=恐慌の再現を意味しない。第2に、第2次大戦によって分断された統一的世界市場の再建の時期を'53~'54年と考える。第3に、統一的世界循環の物質的基礎が確立されるのは'60年代末である、という結論を示された。

討論の中で伊木氏は、統一的世界市場再建と循環の統一性とのズレの理由を、①主要国の各々の循環の谷の深化、②波及ルートの存在、という2つの条件が、①ケインズ的政策による落ち込みのマイルド化、②IMF体制による波及の弱化と各国の固定相場維持のための需要増減政策のす

経済理論学会第23回大会に参加して

れちがいによって存在しなかったと説明された。では、何故'60年代末になって循環の統一性が再現したのかについて、伊木氏は、①「完全雇用」状態の出現、②ドル危機の深化、③インフレ激化と投機拡大、をあげられたが、これは先の①'、②'が崩れたことを意味するのであろう。また、伊木氏は、戦後においてなお循環性恐慌のメルクマールで切るために全般的な競争を前提しなければならないが、独占段階の独自性をどうみるのか、という質問に対して、投資行動の変化といつても激しい競争があるのが現実で、独占を一国内で抽象的におさえないで、国際間の行動とみれば、操業度調整などとはいえない激しい競争があったのではないか、恐慌における再生産条件の再建、価値破壊も十分でなくなったから、かえって人為的に新しい競争関係を整備しなければならないことがでてくるのではないか、また一般に、矛盾の累積自体をマイルドにする作用をもみなければならない、こうした点を指摘されたことは注目されてよいと思う。

伊木報告は今回の現実の恐慌に直接ふれる点が多く、その他にも、通貨危機や為替投機との関連、多国籍企業の役割、57～58年恐慌の評価、今後の見通し、等々の問題が提起されたが、先の仮説的結論がいわば論争史をふり返っての再検討の結果であるだけに、一層の根拠づけが望まれる。

最後になったが、全体的かつ根本的な問題として、はたして現段階における恐慌の意義、役割がどうなのか、ということが出された。恐慌が諸矛盾の総括という視点がいまでは失くなるのではないか、という増田氏の意見、あるいは、帝国主義段階では植民地抑圧や戦争という形で矛盾があらわれてくるにもかかわらず、こうした矛盾の総体的把握を欠落させて独占段階の恐慌やその形態を論じては、かえって矛盾が色あせたものにならないか、古川哲氏らの危機循環などの考えが全く継承されていない、ときびしい口調でのべられた井

村喜代子氏の発言（これには多くの拍手があり、その場の空気を一定代表していたといえよう）、などがあった。報告者のうち、長島、小檜山、伊木氏らは、こうした体制的危機をもちろん否定するものではないが、恐慌・循環の存在とその研究の意味をじゅうぶん認めていきたいという趣旨のことと述べられ、安部氏は古典的命題のみに還元していくはだめではないかというのが本日の私の報告である、と答えられた。

この議論は、残念ながらじゅうぶん展開されなかつた。問題とされるべきは、体制的危機を捨象あるいは外的な与件とした恐慌・循環論でも、恐慌・循環を問題としない危機論でもなく、両者の絡みあい、正確には体制的危機を基盤とした恐慌・循環の法則性とその基盤との相互作用、であることはほぼ明白であろう。ところが、その前提となる独占段階の恐慌分析＝帝国主義論の循環分析への具体化が学界においてその端緒をみいだしたりであり、19世紀段階を表象において自由競争下の恐慌・産業循環の理論においてさえ我々はなお確固たる共通のものをもっていないのである。

こうした状況と、そして何よりも恐慌論の入口でウロウロしている筆者の非力さが、今回の学会を終えて筆者自身を暗然とした気持におとしいれたことは否めない。それでも、このように極めて不十分ながら報告と討論の概要を紹介してくれは、大凡の状況と課題がみとおせるのではないか、このことに一るいの希望をみいだして、拙い紹介を終えたいと思う。

（なお最後に一言お断りしておくが、今回の学会には基礎研関係者の参加が少なかったことから、当日会場で私のようなところにこの報告の依頼がきたのだと思う。そのために事前の準備も十分な推こりもできなかったことを読者におわびしたい。また、この稿をまとめるには、当日配布された報告要旨と私のノート。メモをもとにしたが、報告・討論の趣旨を正しく伝えた

経済理論学会第23回大会に参加して

かどうか心配している。誤解などがあればぜひ
とも御指摘願う次第である。なお、私の感想は

別として、報告・討論の要旨は発行予定の学会
年報をぜひ参照されたい。)

日本財政学会第32回大会に参加して

加藤一郎

「日本財政学会第32回大会」が、10月25・26日の両日にわたって、駒沢大学において開催された。

会場となった駒沢大学は、渋谷駅よりバスで30分ほどの縁をたたえた駒沢公園に隣接した位置にある。土・日曜日とあって、学生の姿はさすがに少なかったが、東都大学リーグでの優勝を知らせる大きな垂れ幕がかかげられ、この大学の活気を示していた。

「日本財政学会」は、日本における財政学研究者のほとんどを含む、多彩な学会であるにもかかわらず、その学会を支える財政的基盤は全く貧困なものであり、会場校となられた大学の会員の方々は、いわば全くの手弁当で準備をおこなわれているようである。

この点で、学会を準備された理事、あるいは会場校となられた大学の関係者の御苦労はあまりあると思われるが、これらの方々の御苦労にもかかわらず、2日間の大会中におこなわれた14の報告と討論の全てが、必ずしも深い感銘を与え、活発な論議をよんだとは言えないようであった。

ここでは、報告の順序にかかわらず、多少恣意的になることは許していただきて、筆者の問題意識にそって、2日間の報告を概観してみたいと思う。(但し、「社会保障の財政問題」については、このとき同時におこなわれた「地方財政危機の原因と対策」の方に出席していたため、報告を聞く

ことができなかつた。ここでの報告は、江見康一「社会保障の財政」、大野吉輝「社会保険方式と公費負担方式の比較」、橋本徹「社会保障と財政」の3報告であった。)

1. 住民による民主的規制と財源問題

芦田亘「財政危機の下での公共料金政策と『混雑』理論」は、公共施設の利用にさいしておこりがちな「混雑」を、社会的生産力の発展を背景とする総合的管理、情報管理技術の発展をふまえて、住民の自主的・民主的な直接規制と、公共施設の料金決定にあたって人件費、減価償却費、金融費などの固定費部分を租税で負担し、料金をそれ以外の限界費用部分によって決定するというホテルング、モントゴメリーなどによる主張とを結合させることによって、財政危機の下での公共施設の供給とその料金政策を考えようとするものであった。

社会的生産力の発展は、必然的に人間の欲望水準の上昇と多様化に結果するのみならず、それが、個々に分散。孤立した欲望としてではなく、社会的な欲望として発展せざるをえないのに対して、こうした公共需要に対しても、その充足過程は市場機構を通じた、個人の可処分所得に応じたものとなりがちであるというのが資本主義社会の基本的傾向である。

芦田報告は、こうした現状をふまえた上で単純

な住民参加論ではなく、社会的生産力の発展をふまえた住民の自治能力の上昇を土台にしながら、具体的な公共料金決定方式にまで考察を向上させていこうとしているものと言える。

たんに、政府による公的規制によっては、必ずしもそのねらいとされている結果とは別な結果になりかねないことは、灯油価格の規制、あるいは自動車の排ガス規制などが、かえって、灯油価格の上昇や公害車のかけこみ販売になったことからもいえるが、田中啓一「地価問題と公共部門との実証的研究（序）」は、地価に対する公的規制がかえって地価を上昇させたことを論証しようとしたものである。公的規制のもつ矛盾した側面を指摘する上で、筆者にも興味深いものであったが、しかし、まだ十分に説得的な議論にはなっていないようであった。一般的な地価規制ということでおされてくる公的規制が、大企業等によるいわば独占資本的土地所有に対する規制となりえているのか、それは、農民的・小土地所有に対する攻撃におわっているのではないかということに対する分析が必要であろう。

内山昭「法人課税と都市財政論——土地差益課税を中心として——」も、また土地価格の上昇による利得をいかにして把握するかという問題とかかわっているものであった。内山報告は、宅地造成業者などの土地転売による利得に課税し、さらにそれを地方財源とすることによって、財政危機下にある地方の自主財源としようとするものである。ただ、土地投機に対する規制の方策としては幾つかの技術的問題を残しながらも一定有効な側面があると思われるが、討論の過程でもでてきたように、不況下の財源としては、はなはだ疑問であると言わざるをえない。不況下では土地売買は減少せざるをえないし、土地価格そのものも低下する傾向があるからである。

最後に、一瀬智司「地方自治体と公営企業」は、どのような性格をもつ公営企業にどの程度一般財

源からのくりいれをおこなうべきかを検討したものであった。そこで結論は別として、芦田報告の後半部分の議論とかかわらせて、もう一步つこんだ討論がおこなわれることが期待されるものである。

2. 学際的研究と財政史研究

次に、必ずしも今大会の中心的なテーマではなかったが、財政学会ひいては財政学研究のあり方について考えさせられる2つの報告があった。

1つは、柳ヶ瀬孝三「公教育費の理論的考察——『工場法教育条項』を手がかりに——」である。柳ヶ瀬報告は、公教育費が平均的教養を身につけた労働力を養成する費用=労働力再生産費の一部であるという、大内兵衛氏ら経済学研究者の「決定論的」規定の批判的継承のうえに、人間の全面的発達の立場から問題をとらえようとする教育研究者らの課題に答えうるような理論構築をおこなおうとするものであった。

科学の専門分野への分化がすすむなかで、幾つかの分野にまたがる問題に対する学際的研究の必要がさけばれて久しいが、柳ヶ瀬報告は、同じ課題に対して、いわば学問分野の問題意識の違いから、全く正反対の結論がだされているものに対してもアプローチしたという意味で、学際的であると言えるばかりか、これを「工場法教育条項」の分析のうえにたって、生産力の発展による「奢侈品」の「生活必需品」への転化といふ、まさに経済学的研究によっておこなおうとしている点で、真に学際的であると言えるだろう。「奢侈品」の「生活必需品」への転化といふ議論は、直接、労働力の価値規定にもかかわるものだけに、今後、多くの議論がでてくると思われるが、学際的研究は、自分の専門分野からとびだすことによってではなく、自分の専門分野の研究をいっそり深化させることによってのみおこなえるということを、筆者は、柳ヶ瀬報告から学んだ気がする。

日本財政学会第32回大会に参加して

次に、鈴木茂「日本における財政投融資の成立に関する一考察——1930年代後半の政府出資法人を中心として——」は、北支那開発株式会社を典型例として、戦前の中国北部占領地域における日本の帝国主義侵略のなかで、北支那開発等の特殊法人が、政府出資金と民間資金を結合させるなかで、国家資本と財閥資本の融合と調整がおこなわれ、戦後の財政投融資の原型が形成されてきたというものである。

討論者からも指摘があったように、財政投融資の成立の原型として把握していくためには、1941年頃を境として特殊法人が株式会社形態から當團等の公企業形態に変った理由などについての考察が必要であると思われるが、今大会を通じて、歴史的分析をふまえた報告が、この鈴木報告しかなかったということは、財政学会のあり方についても考えさせられるとともに、ともすれば、視野の狭い政策研究におちいりがちな筆者自身の自己反省をもせざられるものであった。

3. 財政危機と財政学

今までふれてきた報告以外のものは、全て70年代以降の日本の財政危機を直接間接にあつかっているという点で共通している。

前田新太郎「新しい『租税構造』の提唱」は、マスグレーブ教授との個人的接触の話も含め、税源の分類をとりいれた場合の必要成長率達成に必要な税率を、昭和47年度の日本について計算したものである。砂川良和「低経済成長下における国債問題——国債の経済的效果を中心として——」は、国債の経済安定効果および資源配分効果について検討し、とくに資源配分効果を重視する必要にふれたものであった。

石弘光「経済成長と税収発生メカニズム」は、税の自然増収の傾向を、1953-62年度と1963-74年度を比較し、自然増収率の回帰線が下方シフトしていること、自然増収に対する法人税の

役割が大きかったことなどを指摘したものである。この指摘に特別異存はないが、回帰線分析が現象のたんなる把握以上のものとなっているかどうかについては疑問が残らざるをえない。つまり、この回帰線分析の前提として、1953-62年度と1963-74年度との間に、日本経済における構造的変化があることが前提されていなければ、そもそもこうした回帰線をえがくこと自体に無理がある。例えば、好況期と不況期にわけて回帰線をだせば、同じような結論がえられるであろう。石報告に対しては、回帰線分析の前提となる諸条件の分析が求められるようと思われる。

貝塚啓明・黒川和美「所得税タックス・ベースの推定」は、所得税の課税標準となる所得をできるだけ包括的にとらえるための推計作業を試みたものである。報告のなかで指摘されたように、日本の統計書に、包括的な所得を示すものがないこと、とくに、キャピタル・ゲインについては掌握できていないことなどは、そのまま日本の税制批判にもつながるものである。しかし、貝塚・黒川報告の主眼はこの点にあるのではなさそうである。それでは、こうした所得の包括的な把握が、これまでおこなわれたことのない試みかと言えば、討論者からの指摘があったように、すでに幾つかの試みがなされている。貝塚・黒川報告は、そうした、これまでの試みには全くふれておらず、しかも、日本の税制批判を試みようとするものでもないようであり、本意がどこにあるのか、若干の危惧をいだかせるものであった。

最後に、若山浩司「地方財政の危機と対策」は、八尾市の実態調査を中心に、今回の財政危機の主因として人件費と福祉をあげたものである。報告者から説明があったように、この報告は、実態調査報告というよりも、実態調査をおこなうための準備報告というべきものであろう。

財政危機の原因を、人件費と福祉政策費にもとめる見解は、自治省を中心として、いわば公認の

日本財政学会第32回大会に参加して

理論にもなっており、まずそこから分析をはじめていこうとすることは、必ずしも否定されるべきことではない。しかし、税収入が減少し、財政規模が小さくなれば、固定的経費である人件費がその構成比を高めるのは当然のことであって、そこでは地方財政の危機が、人件費の上昇にではなく税収の減少と、税収が減少したときにそれを補う地方債の発行が厳しく制限されていること、あるいは、安定した財源をもちえない地方財政の仕組み、もっと言えば、資本主義経済の仕組みそのものに原因があると言える。

一時的・部分的な、地方財政危機への対応策を考える場合においても、地方の行財政機構と行財政事務の再配分の問題をぬかすことはできないし、福祉政策についても、それが住民の要求に答えているものか否かという点についての判断をぬきにしては語りえないであろう。福祉が地方財政の危機の一要因としてあげられるとすれば、それが、

十分、住民の要求に答え、住民の納得をえるものとなっていない側面があるからであろう。この点についての検討が、いま福祉政策と言われているものに求められているのであろう。

地方財政の危機をも含めて、現今の財政危機をどのようにとらえるべきか、どのような方向での解決策を考えいくべきかについて検討をつみかさねていく必要があろう。しかし、そのときに、現象のたんなる記述、あるいは現象を評価を加えずにとりあつかうということによっておちいっている支配的、通俗的な見解への従属からぬけだすためには、これまでの研究の成果をふまえた地道な研究と、問題の総括的な把握が必要であろう。さもなければ、財政学が財政危機をとりあつかうことによって、財政学自体の危機におちいらざるをえないだろう。

社会政策学会第51回大会の感想

成瀬龍夫

】

昭和50年度秋期の社会政策学会が、去る10月17・18日の両日（19日は長田野工業団地見学）、立命館大学衣笠学舎において開催された。

このたびの学会では、「地方自治と労働問題」というテーマが共通論題としてとりあげられたが、このテーマをとりあげた直接的理由には、日本におけるもっとも代表的な革新自治体。京都の地にふさわしいものをという主催者側の狙いがあったようである。しかしながら、社会政策学会としては、少くともこれまで地方自治問題を主題にとりあげたことはなく、戦後30年目にして最初のことであり、そうした意味において学会自体にとっても意欲的な試みであったと思われる。

こうしたテーマは、もっと早くとりあげられても不思議ではなかったといえるかもしれないが、むしろ社会政策学会の従来の研究視野からするならば、自治体問題はそれほど射程距離にある問題ではなかったかと思われる。

それは、高度経済成長期におけるわが国の労働運動と住民運動の発展がそれぞれ必ずしもぴったりと重なりあうことなしに展開され、それら労働運動と住民運動の理論的関連が明確に解明されてこなかったことに一つの大きな要因があった。とくに、社会政策学会においては、昭和20年代の社会政策本質論争以降、レイバー・エコノミクスの台頭によって機能主義的労使関係論や計量主義的実証研究が高度経済成長期の労働力政策の弁

護論を形成し、学会における一定の支配的潮流として強化されてきたこと、それらに対して、真に有効な批判と現実解明をなしうる理論的対応——とくに、貧困化論や国家独占資本主義論からの一が遅れたこと、労働運動が強固な企業別組合体制によって統一をはばまれ、政治闘争と経済闘争、全国的闘争と地域的闘争との間に大きなギャップとアンバランスを生み出してきたことなど、容易に自治体問題を対象としえない研究情勢が存在してきたと思われる。

したがって、社会政策学会におけるこうした研究情勢にもかかわらず、このたび「地方自治と労働問題」のテーマが選択されたことは、さまざまな意味において注目されることであった。労働問題、労働運動の研究視野からこうしたテーマの意義をあらためて考えてみると、第1に、今日の日本国家独占資本主義の資本蓄積様式が公害や都市問題などの新しい地域的貧困を急速に集積してきたこと、労働者がこの地域的貧困に対抗するため地方自治の民主的再建に積極的に参加するようになり、むしろその中心的担い手として革新自治体の全国的誕生の原動力となってきたが、こうした事態に対して現代の地方自治と労働運動の関連をあらためて巨視的に把握することが求められていること、第2に、そのうえで、今日の具体的な自治体民主化や住民運動の現実が労働者の対資本闘争に直接どれだけの位置を占めているのか、また、労働者と農民。その他小生産者との統一戦線に地

社会政策学会第5回大会の感想

方自治はどのような条件をつくり出すのかを把握すること、そして第3に、労働戦線の統一が確保され強力な組織的闘争力量をもつフランス、イタリアでは同時に自治体民主化もすすんでおり、高度に発達した資本主義国の労働運動にとって国際的にもその理論的意味を研究する必要性が提起されていること、などを指摘できよう。

要約していい直せば、現代の日本資本主義における労働者階級の貧困化、主体形成、統一戦線とかかわってその理論的再認識が迫られている重要課題の一つに対するテーマ設定という意義をもつものであった。それだけに、共通論題の報告者のうちに、国独資論、貧困化論、地域・自治体論、住民運動論などの分野で創造的理論活動を展開されてきた池上惇氏と遠藤晃氏の両氏が加えられたことは、学会の意義を盛りあげ内容を豊富化するうえで特筆すべきことであった。

以下、共通論題に関する報告を紹介しておこう。

I. 国家独占資本主義と地方自治

池上 勤（京都大学）

II. 地方自治と福祉政策

小沼 正（社会保障研究所）

III. 地方自治と労働者福祉運動

西村裕通（同志社大学）

IV. 農村における農民の貧困化と労農共闘

美土路達雄（北海道大学）

V. 地域的最低賃金の意義と限界

相沢与一（福島大学）

VI. 自治体と労働運動 小林漢二（愛媛大学）

VII. 労働者階級の主体形成と今日の地域・自治体問題 遠藤 晃（立命館大学）

II

各報告の内容に立ち入ってその論点を紹介することは紙幅が許さないので、詳しくはやがて公刊される『社会政策学会年報』をまつことにして、報告・討論を通じて私なりに感じたところを若干

述べておくことにしたい。

最初に、社会政策論の側からは、自治体民主化問題はいわば彼岸の出来事であるかのような認識が相当根強いという事実である。

労働運動の階級的民主的強化が企業別組合主義にはばまれて前進しえていないこと、そればかりか、生産点における独占資本の専制的支配は増大して生活点での住民運動の高揚、自治体民主化の発展はこの資本の専制的支配をはねかえす力にならないこと、むしろ近年では、資本の側が生産点から生活点への直接的な専制支配の領域拡大をめざして活発な政策展開をはかっていること――端的にはこうした現状認識に立脚して、自治体民主化は労働運動、とりわけ労働組合運動の成長にどれほど寄与したのかという強い疑問が支配的であるように見受けられたことである。討論のなかでも、地域最賃制の限界、公害問題に代表されるような労働組合と住民との対立現象、労働者の運動の主軸は生活点より生産点にあるべきといった指摘が多かった。

確かに、指摘されるこうした現実があるものの、そこにとどまっているだけでは労働運動の側からは自治体問題の正当な評価は理論的にも実践的にも生れないであろう。逆にまた、報告・討論を傍聴していた私には、住民運動論においても存在しているその裏返しの一面性が想起された。労働組合の「企業主義と地域保守主義」、住民は「全日制」労働者は「定時制」といった認識がしばしば主張されてきたし、こうした主張の極限として労働者階級の役割の全面的否定のうえで展開された各種の市民運動論――松下圭一の中間階級肥大型論と「シビル・ミニマム」論を典型とするような――も展開されてきた。

したがって、労働運動と住民運動の対立のみをもっぱら強調するような現状認識や一面的な理論的結論を克服するような理論的展望が提起されることがますなによりも要請される点であった。労

社会政策学会第51回大会の感想

労働運動と住民運動とをそれぞれ特殊に規定している事情にのみとらわれて出発するのでなく、日本の労働者階級の戦後の階級的民主的成长を全体的に評価するなかで、地方自治と労働運動との今日的関連を正当に把握すること、そうした全体的評価の視点から次には、現代資本主義の資本蓄積構造と権力構造の諸特徴が労働運動や住民運動の発展に、どのようなそれぞれの独自性と困難、あるいは不均衡として反映しているのかということが解明されなければならないであろう。

ところで、こうした課題に対する基本的な手がかりを提供するものとして、池上惇、遠藤晃両氏の報告は参加者に多大の影響を与えるものであった。

両氏とも、現代の貧困化の内容の理論的考察から出発して、地方自治の歴史的な担い手が今日では労働者階級に移っていること、この労働者階級によって担われる今日の地方自治は、貧困化と官僚主義的中央集権に対抗して住民の人間的全面発達と民主主義的統治能力の発展をめざす性格を有しており、国家独占資本主義下での労働者階級の階級的成熟の合法則的プロセスの一環であることを探された。

とくに、池上惇氏は、財産所有者の営業の自由要求を基礎とした古典的地方自治に対して、労働者階級を主たる担い手として大資本の営業の自由

を規制し、住民の発達保障と統治能力の要求を基礎とした現代的地方自治を明確に提起し、また、労働運動と住民運動の接点、理論的媒介を把握するうえで、公務労働論の決定的な重要性を強調された。

この公務労働を媒介として現代の地方自治と労働運動の関連を把握するという氏の論点は、氏自身が自らの報告の結論として提起されたが、私はこの問題提起はただそれだけにとどまらず、社会政策学会にとって別の面でもきわめて重要な一つの理論的収穫であったのではないかと感じられた。というのは、最近の社会政策学会の問題関心として、かっての社会政策本質論争とは異った形で国家独占資本主義の理論的再認識を前提とした方法論の構築が叫ばれだしているからである。池上氏の問題提起は、そうした問題関心にもかかわるものとして、いわば現代資本主義の国家論と資本蓄積論の媒介環はなにかを示すものであったといつてもよいであろう。

こんどの学会をふりかえって、「地方自治と労働問題」のテーマに関しては、さまざまな問題は理論的に集約され統一した認識を生みだしたというよりも、整理されかつ再提起されたという印象が残った。しかし、学会自体の研究情勢に新しい広大な理論的課題を提供した意義深い内容であった。

読後感

中村静治著『技術論論争史、上・下』

(青木書店、1975年)

重森 晓

久しぶりにおもしろい本を読んだ。

中村静治氏は、すでにわが研究所とは馴染みの深い人である。私たちが、研究所の前身である「京大学習センター」の活動をはじめたとき、最初にとりあげたのは、いわゆる「合理化」問題であった。この時は、私たちは中村静治氏の『日本生産性向上運動史』を一生懸命に勉強した。そこで、「合理化」をたんに企業内の問題としてみるのではなく、金融寡頭制支配全体の問題としてみなければならぬ等々の、重要な視点を与えられたことを記憶している。その後、氏の名著『戦後日本経済と技術発展』は、私たちが日本経済を中心とする現状分析を行うときの貴重な指針となった。戦後日本経済における技術水準の低さと技能への依存度の高さが、低賃金と従属的経済構造の基本的要因となっているということを、この本の綿密な論証のうちに、私たちはつかみとることができたのである。

『戦後日本経済と技術発展』以後の、氏の精力的諸活動（それらは『技術革新と日本経済』、『現代工業経済論』、『現代日本の技術と技術論』などにまとめられている）の後で、『技術論論争史』は登場した。この本は、岡邦雄氏の遺志を継ぐものとして書かれたとされてはいるが、実は中村氏自身の長年にわたる「技術の経済学」研究の集大成であり、氏のライフ・ワークともいえるものではないだろうか。

最初に、「おもしろい本」というような、いさか不謹慎な表現をとった。しかし、それは、技術論にはまったく門外漢の私が、息もつかせず先へ先へと読み進み、深い充実感をもって読み終わったという意味であって、それ以外のことではない。「技術論」のようなきわめて高度な理論問題を、しかも約半世紀におよぶ複雑な論争史を、このようにおもしろく読ませる秘訣はどこにあるのだろうか。以下、素人の読後の感想を述べてみたい。

秘密の第一は、氏が「技術論論争史」を語るに最もふさわしい人物であった、ということであろう。「素材を細部にわたってわがものとし、素材の種々の発展形態を分析し、これらの発展形態の内的紐帯をさぐりだす」（マルクス）ことは、あらゆる研究の基本的仕方である。技術論論争という素材を細部にわたるまで熟知し、自分自身もその渦中に絶えず身をおいってきたために、その素材は自己の半生そのものであるというような人、そういう人こそその歴史を語るに最もふさわしいといえるのではないだろうか。しかも、その人は、素材を細部にわたるまでわがものとするための注意深い一層の努力を怠っていない。たとえば、第Ⅳ章「『科学技術新体制』と武谷適用説の生成」で、相川春喜の『技術論入門』（1942年1月）による武谷適用説の最初の批判について述べたところで、その当時まだ活字で公表されていない武

村中村静治著『技術論論争史、上・下』

谷説を、どのようにして相川が知りえたかという事情を、いろいろ手を尽して探索し、その結果、1941年春に二人が神田の喫茶店で会見し討論したことがあるという事実を認めえた、と書かれている。

また、論争をみつめ、その渦中に身を投じてきた筆者にしてはじめてなじうるような、研究者像の具体的で生き生きとした描写や、あたたかい思いやりが随所にみられる。たとえば、第Ⅱ章「『科学主義工業』と相川の転向」で、相川の「転向の書」でなければならなかった『現代の技術論』を紹介しながら、次のように言っている。

「私は、いまこれを写しとっていて、胸をしみつけられている。右の肺は天皇制ファシズムの狂暴な思想弾圧、『異端審問』制度を目のあたりにみてきた同時代人として、相川への同情で閉塞しそうであり、左の肺は戦後の觀念的技術論流行のもとはここにあるかと一瞬活動を停止した」（同書上65ページ）。

この相川は、戦後四年間のシベリア抑留から帰国し戦列に復帰する。彼の死（1953年4月）のところで、岡邦雄の回想が紹介されているが、そこで、岡が相川に偶然会い神田の喫茶店で短い時間を過したとき、「彼（相川）はそのとき、近く青木文庫で技術論を出すことになっているので、その機会にかけての戦時中おかした誤謬を精算する積りだと語った」（同書上208ページ）ことが書かれている。

このように、高度の抽象性と複雑に錯綜した内容をもつ技術論論争史が明快に整理されるとともに、氏はこれを松本清張流の推理と森村誠一以上のロマンで包み肉付けしている。ここに、私のような素人におもしろく読ませる秘訣があるのであろう。

もちろん、この本のおもしろさの第一の秘密が、氏が、いわゆる「技術＝労働手段体系説」という正しい立場に立ちつつ、その理論の発展と深化を、

「技術＝客觀法則の意識的適用説」との対抗と批判のうちに、首尾一貫して説明していることにあることはいうまでもない。しかし、この点についての詳しい紹介と検討は私の能力にあまることなので、他の適当な人にゆだねる以外にない。

ただ、この書物が私たちの理論的興味をそそるのは、それが「概念規定の論争だけではなしに、戦後における技術論のさまざまな展開を能うかぎりあとづけ、その社会経済的意義の解明につとめること」（はしがきVIIページ）に充分な配慮がなされている点である。ある意味ではこれは、技術論からみた日本資本主義論争史の決定版ともいるべき内容をもっている。論争史の展開が、たんなる概念論争の説明におわることなく、それぞれの時期の日本資本主義の現実の動向、論者たちのおかれている客觀的状態との関連において明らかにされていること——ここに論争史としての成功の真の秘密があるといえるであろう。

筆者の述べるごとく、論争史は4つの時期および主題から成り立っている。

第Ⅰ期・戦前（第Ⅰ～Ⅳ章）。ここでは唯物論研究会を舞台とする「技術論の誕生」から、戦時の大河内正敏の「科学主義工業論」、宮本武之輔らの「科学技術の新体制運動」などを経て、また後二者を社会的土壤としながら武谷適用説が生成するまでが描かれている。ここで、技術をめぐる日本資本主義の特殊性、それにたいする一面的な、技術至上主義的批判が「適用説」の社会的基盤となっていることが鋭く指摘されている点は、まことに興味深い。

第Ⅱ期・戦後初期（第Ⅴ～Ⅶ章）。ここは、適用。手段両説の概念と諸論点が、もっとも詳細に展開されているところである。ここで氏は、戦後論争を規定づけた条件として、第Ⅰに、「民主革命」という当面の課題が、前近代にたいする近代といひ対立構図を生み、封建的要素の追放が資本主義生産力の合理主義をよしとする小ブルジョア。

中村静治著『技術論論争史、上・下』

モダニズムに転化していった戦後状況」（上96ページ）をあげている。このような問題状況の上に、第2回に、武谷技術論が唯物論における主体論と結ばれたこと、第3回に、唯研の論客が、岡邦雄をのぞいて参加できなかつたことがくわわって、戦後論争は錯雜化した。しかし、1949-50年の事態の変化、アジアの兵站基地としての日本独占資本の支配体制回復過程の進行によって、労働者と技術者の蜜月は終わりをつけ、「歴史過程を排除する抽象的自然科学的武谷技術論の欠陥があらわになり……武谷一星野理論では、事態の説明がつかなくなってしまった」（上178ページ）ことが、戦後論争の一帰結として述べられている。事実、概念規定の内容に即してみても、「『技術論争』は概念規定にかんする限り、星野の『技術論と史的唯物論』（1950年）、これにたいする笛川（儀三郎）の『技術・労働過程・生産関係』（1953年）で、事実上終了しているといつても過言ではない」（上189ページ）ことが、充分の説得力をもって断じられているのである。

ただ、この時期の叙述は、両説の詳細な紹介と検討にスペースがさかれているせいか、その社会経済的背景についてのつっこみは、他の部分に比して浅いように思われる。

第Ⅱ期。戦後中期（第Ⅸ～Ⅺ章）。この部分は、筆者自身が「はしがき」で言っているように、論争の「社会経済的意義の解明」がもっとも鮮明に打ち出されているところである。「第二次産業革命論争」「軍事技術論争」「日本技術の特質と自立・従属論争」を取り扱った諸章は、アメリカの軍事技術のおこぼれに寄生しつつ、技術と産業の急激な再編成をおしすすめながら、強引な資本蓄積をおこなった日本資本主義の現実の評価と、密接なかかわりをもつている。この現実のうちに、「説得力を失した」はずの武谷一星野理論が復活する条件があつたし、また同時にそれが破綻してゆかざるをえない運命があったといえるのであ

ろう。論争の細部については、本書を読んでいただく以外にない。ただ、この論争の過程で（とくに「第二次産業革命論争」），技術の内的発展法則（動力と制御の内的矛盾）が科学的に解明された点の指摘は（第Ⅹ章），誤った理論の批判が正しい理論のすばらしい発展をもたらす例の紹介として、感銘深いものであった。

第Ⅳ期。現局面（第Ⅻ～ⅩⅢ章）。ここは、2つの部分に大きくわけられるようと思ふ。最初の3つの章（Ⅹ装置論争、Ⅺ労働過程はなくなるか、Ⅻ新たな折衷説の台頭）では、一方における装置型産業やオートメーションの発展、他方ににおける労働過程の変化と科学・技術労働の意義の増大、という新たな事態をふまえた論争の発展が描かれている。ここで争点となっていることは、技術の概念規定の問題とともに、労働の問題、現代の精神労働の位置づけの問題であるように思われる。だがこのことは、今日はじめて問題にされたことではなく、すでに唯研時代に、労働手段体系説の展開のなかで論じられていたことである（第Ⅰ・Ⅱ章参照）。この点を充分におさえていないところに、例えば芝田進午氏の「折衷説」の誤りがある、というのが著者の一貫した立場のようである。ただ、技術と労働を切断することなく、現代の精神労働についての科学的解明をおこなうこと、たとえば公務労働論を発展させることは、今後の課題として残されているといえるのではないかだろうか。

最後の2章では、「技術革新」ブームに乗って技術万能論を説いた星野技術論が、公害や交通問題の深刻化のなかでみじめな崩壊をとげ、一転して「反技術論」に堕落してゆかざるをえなかつた過程が暴露され、また往年の労働手段体系説のチャンピオン・山田坂仁の施回。堕落の「腑分け」が行われている。

以上、技術論の「社会経済的背景の解明」に注目しながら、この本の展開をふりかえってみた。

中村静治著『技術論論争史、上・下』

前著『戦後日本経済と技術発展』が日本資本主義
論からみた技術論であったとすれば、本書は技術
論からみた日本資本主義論であるということもで
きよう。そこに、私のような門外漢をひきつけて
離さなかった理由がある。

いずれにせよ、わが理論戦線の武器庫がまた一
段と豊富化されたことを喜びつつ、拙い読後感を
とじることにしたい。

活動日誌（大学院発足から3ヶ月）

基礎経游科学夜間通信大学院の 活動報告

全国各地からの多大な御支援を受けて、夜間通信大学院は10月12日100名余の参加者で開校式を迎えることができましたが、その後約2ヶ月を経て、ほぼ当初の予定どおりのペースを確立しつつあります。その進行状況をまずお知らせします。

<資本論・帝国主義論講義>

10月15・16日の第1回「資本論の序文、経済学の方法と論争」から「労働日」等を経て、12月3・4日の第5回「本源的蓄積」まで完了、次から戻って「商品と貨幣」に入ります。参加者は、京都50名、大阪70名とほぼ定着してきました。参加者からは、最初の量・質ともに画期的な講義レジメに対する「感嘆」の声を初めとして、多くの熱心なアンケートが毎回回収されています。少し紹介しますと、「論争史を詳しくやれ」とか「テンポが速すぎる」「重点を最初・最後におくこと」等の一般的な注文、更に「南北戦争の意義をどう把むか」「公務労働者の搾取問題の解明を」とか「イデオロギー的変革と物質的変革との区別は」といった個別論点での質問、「労働力の個別性の克服の意義に感銘」「人間の全面的発達の視点から読むことの重要性」についての強い印象というアンケートがかえっています。

これらの要望をとり入れ一層の講義充実をはかるために、当面、研究教育委員会は、第一に、講義の概論——特論編成で受講生内部の多様な要求

にこたえるとともに講師団の専門的研究を生かした迫力ある講義にする（第3回目より実施・好評中）、第二に、講義・機関紙・ゼミ・合宿等で質問点の解明を果たす。第三に、資本論・帝国主義論の時代的背景や文献史的深さ等を解明し現代的課題の照合を明確にするための一作業として、年表作成の編集委員会を発足させる（1月中に第1稿予定），第四に、講師のうちあわせを保障し系統性を堅持することと、講義の最後に次回の簡単な予告をする（第4回より実施），といった改善に努めることを決定しました。

<各学科>

学科学生は全体で約50名が参加し、ほぼ全学科共月2回のゼミナールを実施しています。

①技術・産業論学科——京都12名、大阪10名の参加で、両地とも中村静治『戦後日本経済と技術発展』『日本の技術と技術論』をテキストにして討論中。今後は工場見学や各自の専門研究の発表等をまじえて実施する予定。大阪からは、現場の実態と理論の検証の重要性が痛感されたとのこと。

②自治体論学科——京都25名、大阪10名で出発。京都は『資本論』13章、『イギリスにおける労働者階級の状態』、大阪は『資本論』10・11章、芝田進午「公務労働」をとりあげ、労働者と研究者の交流では先進的です。自治体労働者の役割、運動の課題を古典の精説の中から解明

基礎経済科学夜間通信大学の活動報告

する豊かな経験が重ねられています。

③流通・金融・協同組合論学科 — 京都・大阪合同で約15名、労働者には労働金庫の方が多く、「協同組合の現代的意義」「第3次産業・労働の社会的位置づけ」等経済民主化との関連が追究されています。テキストは『剩余価値学説史』『直接的生産過程の諸結果』など。

④労農運動論学科 — 京都5名、大阪6名で出発、『共産党宣言』『資本論』13章にとりくんでいますが、参加が少数のため、目下労働組合によびかけシンポジウムをやったり(12月13日)、京都・大阪合同の研究会でカバーするなど工夫中。「労働と生活」が当面のテーマです。

⑤社会構成体発達史論学科 — 京都15名、大阪10名で、『ベトナム革命』『ドイツ・イデオロギー』『社会構成体論争』等多彩なとりくみ。労働者が若干少数なため、アカデミズムの論争を労働者を含めてどう討議するかが鍵。参加者の学習意欲は極めて旺盛で、白熱した討論が行なわれています。

以上の通りですが、その他に、懸案の第6学科(平和論)が、12月13日のシンポを皮切りに発足します。全学科を含めて、京都・大阪以外の各地でも高知・広島で自治体・労農運動論学科が発足し、更に、埼玉、東京等には「ゼミ通信」や「ゼミ討論テープ」が送られています。

<研究教育委員会・事務局>

研究委員会は月2回、事務局は週1回のペースでほぼ定着。研教委員会は、毎回、講義・ゼミの集約、重要論文の解明、組織課題にとりくんでい

ます。機関紙「労働と研究」「基礎研ニュース」を月1回発行する他、所員費等納入の実務レベルの仕事を事務局が担当し、当面、印刷体制、資料整備、カンパ目標達成に向けて活動強化中。専従事務員西田君には、薄給の上に財務・テープ録音・通信等の膨大な仕事をお願いしています。カンパは11月末までに約90万円集まりました。御協力を感謝します。

なお、3月20・21日に、「大学院春季研究交流合宿」の開催が決定されました。大学院学生・所員の方は今から時間をあけておくようお願いします。

<理事会>

10月30日の理事会で、遠隔地支部の所員費の本部集中と実情にみあう還元、所友制度の目的・意義・所友費(年間1口6千円)、専従事務員の労働条件を公務員のそれに準拠することが決定されました。

<編集部>

11月15日から計6回にわたり「労働経済旬報」依頼の、今次恐慌に関する論文を掲載することに決定。12月12日現在、4本まで達成しています。池上編著『現代世界恐慌と資本輸出』の増刷が決定され、近々発行される予定です。なお、資本論・帝国主義論講義にそろ教科書づくりは来年を目ざして準備中です。

—— 基礎研の新体制はやっと確立しつつあり、今後とも読者の皆さんの御支援をお願いします。

(文責 二宮)

「自治体論ゼミ」の実験

夜間通信大学院京都自治体論学科事務局

溝 手 芳 計

1975年10月12日、私たちの基礎研夜間通信大学院が、開校しました。関係者は、だれもがこの未知の事業に期待で胸をふくらませていることでしょう。それと同時に、未知の事業なるがゆえに不可避的な試行錯誤の過程での苦心も大きいことでしょう。そこで、通信大学院の正式開校に先だって実験的に開催されてきた京都吉田支部での「自治体論ゼミ」の経験を、紹介したいと思います。私たちのささやかな「実験」が、新たに発足した各学科の運営に役立てば、幸いです。

1975年5月11日、「地方財政危機と公務労働者の実態」のテーマで、吉田支部主催の第2回月例会が開かれました。その席上で、通信大学院設立構想の紹介がなされるとともに、出席した自治体労働者に、通信大学院の準備としての「自治体論ゼミ」の結成・参加が、呼びかけられました。こうして、池上先生を指導担当に、自治体労働者8名、大学院生2名、若手層（所員）2名の参加者を得て、「通信大学院自治体論学科（準）ゼミ」（以下「自治体論ゼミ」と略称）が発足しました。5月24日、第1回の研究会が開かれ、ゼミの歩みが始まりました。参加者が知人・友人に参加を呼びかけることをつうじてほとんど毎回新メンバーを迎え、雪ダルマ式に参加者が増え、通信大学院の正式開校の時点で、教員1名、自治体労働者14名、（法学研究科大学院に籍を置く者を含めて）大学院生3名、若手層2名の計20名の規模にまでなりました。

研究会は、基本的には月2回の開催です。そのうち1回は、第3土曜日午後3時から、『資本論』第1部の学習にあてます。第11章「協業」から始め、1回あたり20ページ平均のスピードですすみます。他の1回は、原則として第1日曜日に開き（時間はときにより変動するが、多くの場合、午後1時からです。）参加者の関心にそったテーマで、自治体論、公務労働者論に関する文献をテキストにします。現代日本の著者によるものからマルクス・エンゲルスの古典にいたるまでの幅広い文献を対象とします。通信大学院開校以前に、『資本論』は、第13章「機械と大工業」の第3節までを、他は、正式大学院カリキュラムの7回目ぐらいまでの内容を、あつかいました。

研究会は、レポーターの報告で始まります。報告には、自治体労働者、大学院生、若手層が、各人の事情を考慮にいながら決定したスケジュールで、持ちまわりで担当します。報告は、1人のことであれば、複数のこともあります。参加者のおかれた立場やそれまでの学習上の蓄積のちがいが、テキストにとらわれない報告、問題提起を可能にしている点は、有益です。報告者は必ずレジュメを提出し、それをもとに報告します。

運営には、必ず司会をもつけます。司会には、基本的には、前回の報告者があたります。全員が議論をまとめる能力をつけるためには、これを徹底することが重要ですが、欠席等の事情で必ずしも充分にはできませんでした。レポーターの報告

「自治体論ゼミ」の実験

をもとに、参加者が問題点を出しあい、また指導教官から重要な点の指摘をうけ、それに基いて討論に入ります。討論点は、必ずしも自治体論・公務労働者論に直接的に関連したものばかりではありませんが、やはり多くは、自治体労働者の問題に関連したものです。普段身近に経験していること、時事的な自治体に関連の深い問題が、討論にのぼせられます。『資本論』の研究会のときでも、文献考証学的なことにとらわれない、生き生きとした現実が思いりかべられています。この点は、学生・大学院生だけのゼミや研究会にみられない長所となっています。

研究会の終了後は、できるだけ全員で夕食をとりながら語りあうようにしています。そこでの雑談は、参加者相互の交流にきわめて有効です。研究会の場とは異った雰囲気のもとでの語らいは、研究会での発言を容易にし、参加者が、働きながら学習をつづけてゆくうえで大きな励ましの力をもっているように思われます。

この「自治体論ゼミ」の最大の特長は、「ゼミナール通信」の発行です。「ゼミナール通信」の作成・発送には、大学院生および若手層の4名で構成する事務局があります。「ゼミナール通信」の中心は、研究会での討論内容の要約です。これを読めば、研究会に参加できなかったメンバーでも、何が問題にされ、どのような意見が出されたのかがわかるように、できるだけ詳しくまとめることが必要です。私たちの場合には、まとめ方は、各担当者にまかされていましたが、欠席した仲間から、「通信よりもっと詳しく知らせてほしい。」と個人的に問い合わせの手紙を得ることもありました。このことからも労働者が、より詳しい内容を知りたがっていることは明らかでしょう。その他には、研究会の様子やトピックス、事務局からの通知事項、スケジュール表などが載せられます。次回、次々回の日時、会場、テキスト、レポーターなどのスケジュールは、重複をいとわず、

必ず毎号に記載します。発送の際には、封書の表書きは手書きにし、差出人氏名は事務局担当者としました。これは、参加者から、宛名、差出人氏名をコピーまたは印刷するという方法をとってよいかどうかの了承を得ていなかつたためです。参加者に問い合わせたりえて、コピー・印刷方式を採用すれば、事務手続きの簡易化ができるでしょう。欠席者には、「ゼミナール通信」とともに、レジュメを同封します。「ゼミナール通信」は、各メンバーと研究会・事務局を結ぶ絆です。参加者は、これをまとめて利用でき、欠席者は討論内容を知ることができ、こうして毎回の研究会の成果を全メンバーの共通のものにすることができます。この作成にあたる事務局担当者にとっては、一面大変な作業ですが、他面では、討論内容をまとめて、問題を整理する能力が養なえるわけです。こうして、「ゼミナール通信」は大きな役割をなっているわけですが、まだまだ改善の努力が必要です。まず、「ゼミナール通信」の作成・発送を遅らせないようにすることです。第2には、この方式では「通信」の作成にはコピーを利用しています。その場合、各メンバーに応じた通信がなおざりになります。特に欠席者に対して、コピーによる「通信」だけしか送らないのでは、この方式の意義が十全に利用しつくされているとはいえないのではないかでしょうか？さらには、各メンバーの側の情況が、事務局のほうで把握できないということも生じます。この点も、特に欠席者について重要です。

「自治体論ゼミ」では、大学院生・若手層らの都合にあわせて、夏期の1ヶ月余りを休会にしましたが、そのかわりに、8月25日の1日を費して、集中ゼミを開きました。7月に夏期合宿の計画を立てたのですが、諸々の事情が重なって、集中ゼミに切りかえられたのです。そこでは、①それまでの『資本論』学習の総括、②各職場からの報告をもとにした現代地方財政危機の解明に、焦

「自治体論ゼミ」の実験

点がすえられ、それまでの討論の一応の総括、残された課題の整理がなされました。合宿と異なり、レクリエーション等を通じての交流ができなかつたのは残念なことです。また、資料を事前に、各参加者の手元に送付する作業ができなかつたり、会場の設定や連絡が遅れたりなどの不充分点は、反省しなければなりません。早くから計画を立て、責任を明確にしておくことが重要です。

最後に、この「自治体論ゼミ」への参加をつうじて感じていることを述べますと、労働者が働きつつ学んでゆく活動を続けてゆく上で、相互の励

ましあいは大きな力になるということです。事務局担当者は、研究会の内容を伝えることとともに、こうした参加者相互の心のかよいあいの上でも援助してゆくことが大切だと思います。

以上、通信大学院の正式開校以前におこなわれた「自治体論ゼミ」の概略を記しましたが、これはあくまでもひとつの「実験」例でしかありません。新しくスタートをきった各学科の研究が、よりすばらしい運営方法を開発してゆく上で、何らかの参考になれば、幸いです。

平和論学科（新設）への参加の呼びかけ

平和論学科（新設）への参加

の呼びかけ

基礎経済科学夜間通信大学院の第6学科として平和論学科が設置され、12月13日に第一回の設立記念シンポを開催して平和論学科大阪ゼミナールを出発させることができました。

現代資本主義論、アメリカ帝国主義の世界支配体制を中心にして平和と戦争の問題を科学的に解明することをめざすこの平和論学科の設立は、大きな関心と賛同のなかで迎えられました。平和運動、平和教育にたづさわり、平和問題を学習し、アメリカ帝国主義と現代資本主義の政治・経済の学習・研究を行う人からの期待がよせられています。

また広島の広範な平和運動の要求を反映してつくられた広島大学の平和科学研究センターをはじめとする各種の研究。教育機関に仲間入りして大いに発展させていかなければならないと思われます。『日本の科学者』(93号、1975)で丸山益輝(広大)さんは、「平和科学専攻の大学院の設置」が必要なことを訴えています。私たちの平和論学科が今のところ全国唯一の大学院であることを自負していくことができるのではないかでしょうか。

A 研究・教育・学習の目的

一、戦争と平和の問題は、現代資本主義の中心的な問題の一つです。戦争と平和の対決が、ベトナム戦争から基地公害などの住民生活の問題、原爆被害や空襲被害の問題から原子力発電所問題、あ

るいは教育と国民の文化・イデオロギーの問題までの広い分野でますます鋭くあらわれてきています。それも世界的な通貨危機、エネルギー危機、アメリカの世界企業の支配、あるいは国内のスタグフレーション、地方財政危機や日「韓」関係などと密接にからみあっています。理論の分野でも、平和共存による緊張緩和(デタント)の理論や、平和の問題を南北関係・大国支配の問題に解消する第三世界論や軍事力強化による平和を主張する現実主義の理論、あるいは様々な思想が流れこむ平和学が流布されています。

二、しかし社会科学は充分にこの戦争と平和の対決の発展というなかで自己の理論を発展させているかといえば残念ながらそうもない現状です。多面的な日常的な平和の運動にしっかりと足場をもち、そこから平和の理論と平和政策の基礎理論をきたえていくことが社会科学にもとめられています。

また平和の運動を支える私たちのなかにも、次から次へとおこる事件と平和の問題に対応するのにおわれて、戦争と平和の対決の全体の姿がつかみにくくなり、それらにあらわれている現代資本主義の複雑な運動法則をつかみだして科学的な平和政策を発展させるのに貢献できないもどかしさを感じることも否定できません。平和の運動と平和教育のなかでの時々の学習にとどまらず、系統的で体系的な資料の収集と調査研究をしていく場所を共同でつくっていくことが必要です。この夜間

平和論学科(新設)への参加の呼びかけ

通信大学院の平和論学科は、この要求にこたえて現代資本主義論を基礎にして戦争と平和の対決が提起する諸問題を系統的に調査。研究しうる人材を制度的・集団的に養成することを目的にします。働きながら平和の運動にたづさわる方々が、現実の労働と運動に足をとおいて共同で研究能力を身につける場にしていきたいと思います。

B カリキュラム

『アメリカ帝国主義の世界支配政策を中心にして現代資本主義の軍事体系を解明し、平和に生きる権利による「軍国主義滅亡の弁証法」をあきらかにする』

そのための主要な研究テーマとしては次のものがあります。

1. マルクス・エンゲルスの戦争と軍事技術の理論
2. レーニンの帝国主義戦争の理論と革命論
3. スターリン理論の再検討
4. ファシズム論
5. アメリカ帝国主義の世界支配政策
6. 安保体制
7. 軍国主義の復活と基地自衛隊
8. 基地と自治体・住民生活
9. 民族解放運動(現代帝国主義と民族問題)
10. 軍事技術と軍事戦略
11. 軍事経済と平和経済
12. 原子力平和利用問題
13. 平和共存と緊張緩和の理論の検討
14. ブルジョア平和理論(現実主義と平和学)の検討
15. 平和運動の理論と歴史
16. 国連と軍縮理論の検討
17. 平和教育論
18. その他

C 基本文献(確定したものではありませんが、参考に例示しておきます)

(1) 古典文献:

エンゲルス『反デューリング論』(国民文庫)
とくに「第2編第2~4章暴力論」「物質的原因に由来するものとしての歩兵の戦術」

エンゲルス「ヨーロッパは軍備を縮小できるか」
(全集22)

エンゲルス「ロシア・ツアーリズムの対外政策」
(全集22)

マルクス『フランスにおける内乱』(国民文庫)

エンゲルス「『フランスにおける内乱』の序文」
(全集17)

レーニン「好戦的軍国主義と社会民主党の反軍国主義的戦術」(1908年、全集15)

レーニン「社会主義と戦争(戦争にたいするロシア社会民主労働党の態度)」「平和の問題」(1915年)

レーニン『第2インターナショナルの崩壊』
(国民文庫、全集21)

とくに「平和綱領について」、「ブルジョア平和主義と社会民主主義的平和主義」

レーニン『帝国主義と民族・植民地問題』(国民文庫)

レーニン『軍隊と革命』(全集10)

レーニン『国家と革命』(国民文庫)『国家論ノート』(大月書店)

平野義太郎編『レーニン 国家・法律と革命』
『レーニン、戦争と平和、帝国主義』(両書とも大月書店)

レーニン『帝国主義論』(国民文庫)

(2) 現代アメリカ帝国主義論

『日本共産党のアメリカ帝国主義論』
バーロ『最高の金融帝国』(合同出版)
バーロ『軍国主義と産業』(新評論)

平和論学科(新設)への参加の呼びかけ

- 島恭彦『軍事費』(岩波新書)
池上惇『アメリカ帝国主義』(労働経済社)
- (3) 基地と自衛隊
『四次防と自衛隊』(日本共産党)
『議会と自治体』1975年9月号(特集:基地と自治体)
『法と民主主義』M.99 1975.7(基地と住民の権利)
- 『法律時報』日本評論社1971年10月号
(特集:沖縄協定)
- (4) その他
井上晴丸・細野武男編『戦争と平和』
小椋広勝・島恭彦編『戦争と経済』
前芝確三・田畠茂二郎編『戦争と政治』
星野芳郎編『戦争と技術』(以上、雄渢社)

「経済科学通信」最近号内容目次

第8、9合併号(1974年4月) 350円
 インフレーションと日本経済——「石油危機」、産業再編の動向にもふれて——
 「独占価格インフレ論」に関する覚書
 大工業理論への一考察(下)——芝田進午氏の所説に触れつつ——
 独占企業に働く技術労働者の状態——コンピューター・メーカー富士通の場合——
 『資本論』研究入門2
 『帝国主義論』研究入門2 資本主義経済学における『帝国主義論』の位置(2)
 特集・広がる基礎研運動(続き)(京都・大阪)

岡林二郎
 青戸圭介
 塚池直樹
 森谷名静
 上野静
 岡孝二

第10号(1974年9月) 400円
 経済科学運動と経済学若手研究者
 価値論の意義について——置塙信雄氏の所説に関連して——
 現代都市政策の論点——都市開発問題を中心に——
 研究者・教育者養成機関としての大学院の現状——京大大学院における院生の研究・教育条件——
 『資本論』研究入門3 『イギリスにおける労働者階級の状態』と『労働日の中』について
 『帝国主義論』研究入門3 序章および第一章生産の集積と独占
 経済学基礎理論研究所1974年定期総会報告

座談会
 揚成郎
 加藤龍一
 池上一
 岡孝二

第11号(1975年2月)
 中村静治教授に聞く——工場・技術・経済学——
 資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向(上)
 再生産=恐慌論ノート——富塙、井村、吉原各氏の所説を素材に——
 『帝国主義論』研究入門4 第二章銀行とその新しい役割——
 政策科学と公共サービスの財政学——第31回日本財政学会の報告から——
 ある労働者グループの『資本論』研究

戸名直樹
 後藤康夫
 森岡孝二
 林堅太郎

第12号(1975年6月)
 住民要求と公共経済学
 資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向(中)
 戦後社会政策論の再検討——現代的課題のための覚え書(その1)
 現代技術の到達点とその評価について
 ——シユハルデン「現代科学技術革命論」の検討を中心に——
 「資本論」研究入門4 第8章 労働日、第一節 労働日の限界
 「資本論」を読む会の一年間(都留文科大学)
 ベトナム革命と私
 ——青春の断層——
 働きつつ学ぶ権利の確立をめざす基礎研活動の新たな発展のために——1975年定期総会の報告——

芦田亘樹
 戸名典和
 向井喜文
 吉田文
 池上惇幸
 倉増寿
 吉村健二

第13号(1975年10月)
 総特集:基礎経済科学夜間通信大学院
 「基礎研」の新しい提案によせて
 夜間通信大学院に賛し、老婆心から一言呈す
 今日の経済科学教育の課題——基礎経済科学夜間通信大学院の設立にあたって——
 各学科における研究教育の目標と学習の方法について
 実践的、理論的課題に応える大学院を
 基礎経済科学夜間通信大学院に期待します
 事務局員になるにあたって——母への手紙——
 大学院設立関係資料(「お願い」、募集要綱、カリキュラム)
 基礎経済科学研究所規約

島恭彦
 中村治
 池上惇
 初村研究教育委員会
 青山尤而司
 西田昭
 田達昭
 岩谷設立準備委員会

◇◇◇ 編 集 後 記 ◇◇◇

- ……今は亡き見田石介先生を真に追悼するとは、先生の業績と研究態度とを真剣に学び、完全に吸收しつくし、経済科学の発展めざして、先生の到達点から、集団的に可能な限り前進することでしょう。福島所員がこの点を感動的に論じた追悼文を寄せられました。
- ……秋は学会シーズン。日本の経済学界の積極面と否定面とを概観し、今日の錯綜した研究情勢を掌握するためにも、今号に掲載した学会動向の報告を討論素材として活用して頂けたらと思います。
- ……本誌を対話・論争にもとづく研究活動の弁証法的発展の舞台として、一層充実させるために、読者の皆さんからの論文投稿・掲載論文に対する忌憚のない論評・感想等を多数送って下さるようお願いします。
- ……基礎経済科学夜間通信大学院が、皆様の力強いお力ぞえによって、無事その第一歩を確実に歩みだしました。勤労者による現場の労働に基礎づけられた重厚な研究論文が本誌の紙面をにぎやかし、本誌が名実ともに「働きつつ学ぶ経済科学の教育・研究誌」として一刻もはやく成長することを、切に期待するものです。その点からも、大学院の学科学生の皆様が、ゼミナールの場、そして3月20・21日に予定されている「春季研究交流合宿」等を最大限に活用され、働く者でなければ不可能なようなユニークな研究の完成にむけて集団的に前進されることを期待します。

経済科学通信 第14号 1976年1月15日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所

(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)

TEL (075) 255-2450

振替 京都1972 基礎経済科学研究所 編集局

編集代表者 森岡孝二

印刷所 小林プリント

価格 1部 500円 (実費)

定期購読費 (4回分) 1,800円 (郵送料別)



